

埼玉県障害者計画
埼玉県障害福祉計画
埼玉県障害児福祉計画

第7期埼玉県障害者支援計画（案）

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)



埼玉県マスコット「コバトン」 埼玉県マスコット「さいたまっち」

令和6年3月

彩の国  埼玉県

イメージ

ごあいさつ

本県では、平成30年3月に、第5期埼玉県障害者支援計画を策定し、福祉、保健、医療、雇用、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたる障害者施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

第5期計画の期間中、国においては、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」の施行、

「障害者雇用促進法」の改正などが行われ、障害の有無にかかわらず活躍できる社会の実現に向けた法整備が進みました。



こうした法整備等の一方で、令和元年に発生した東日本台風や令和2年から続く新型コロナウイルス感染症のパンデミックなど、社会全体を大きく揺るがす出来事も起こりました。

このように障害者を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題やニーズを踏まえながら実効性のある障害者施策を推進するため、第6期埼玉県障害者支援計画を策定しました。

本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、第5期計画から続く継続的な課題に取り組むとともに、障害者の文化芸術活動の振興や感染症対策の充実など新たな法律や社会の変化も踏まえた取組も進めてまいります。

計画に盛り込んだ施策を着実に実行することによって、障害のある方もない方も地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる「共生社会」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただいた埼玉県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、障害者の方々、関係団体や県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

埼玉県知事 大野 元裕

イメージ

目 次

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨
2 計画の概要
(1) 計画の性格
(2) 計画の期間
(3) 計画における障害者の定義
(4) 計画の基本理念
(5) 基本的視点
(6) 計画の枠組
3 推進体制
(1) 全府的な取組
(2) 埼玉県障害者施策推進協議会における評価
(3) 国に対する支援要請
(4) 市町村計画の策定支援
(5) 様々な意見の反映

第2章 障害者の現状と制度改革

1 障害者の数
(1) 本県の障害者手帳所持者数（令和4年度末）
(2) 発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数
(3) 本県の障害者数
2 第6期計画の取組状況
(1) 数値目標の達成状況
(2) 障害福祉サービスの利用状況
(3) 地域生活支援事業の利用状況（県実施分）
(4) 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数
3 障害者に関する制度改革
(1) <u>障害者差別解消法の改正</u>
(2) <u>障害者総合支援法の改正</u>
(3) <u>障害者雇用促進法の改正</u>

- (4) 精神保健福祉法の改正
 - (5) 医療的ケア児支援法の施行
 - (6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
 - (7) 埼玉県福祉のまちづくり条例の改正
 - (8) 障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見
-

4 障害者の現状と問題点

- (1) 障害者への理解促進と差別解消について
 - (2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について
 - (3) 障害者の就労について
 - (4) 障害者の教育について
 - (5) 障害者の安心・安全な暮らしについて
-

第3章 取り組むべき課題

- 1 障害者への理解促進と差別解消
 - 2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援
 - 3 障害者の就労支援
 - 4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進
 - 5 安心・安全な環境整備の推進
-

第4章 施策体系

第5章 施策の展開

I 理解を深め、権利を護る

- 1 相互理解の強化
 - (1) 啓発・広報活動の推進
 - (2) 福祉教育・地域交流の支援
-

- 2 差別解消の推進

- 3 権利擁護の取組の充実

- (1) 権利擁護の推進
 - (2) 虐待の防止
 - (3) 権利行使の支援
-

(4) 障害当事者の参加

II 地域生活を充実し、社会参加を支援する

1 地域生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制などの充実

(2) サービス提供体制の充実

(3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実

(4) 市町村における計画推進の支援

(5) ボランティア・NPO活動などへの支援

2 日中活動の場の確保

(1) 日中活動系サービスの確保・充実

(2) サービスの質の向上

3 住まいの場の確保

(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上

(2) グループホームなどの確保・充実

(3) 住宅の整備など

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

(3) 手話を使いやすい環境の整備

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備

5 社会参加の支援

(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大

(2) 外出や移動の支援

(3) 芸術文化活動の振興

(4) パラスポーツの振興

III 就労を進める

1 就労に向けた支援

(1) 雇用の場の創出

(2) 就労と職場定着の支援

(3) 多様な働き方の支援

(4) 重度障害者の就労支援

2 職業訓練の充実

(1) 職業訓練体制の整備・充実

(2) 職業教育の実施

IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

1 障害のある児童生徒の教育の充実

(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

(2) 教職員等の資質の向上

(3) 相談体制、交流及び共同学習の充実

(4) 学校施設の整備

2 自立する力の育成

(1) 高等部教育の充実

(2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(1) 地域療育・相談体制などの整備

(2) 発達障害児（者）支援の充実

(3) 聴覚障害児の早期支援の充実

2 保健・医療サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

(2) 難病患者支援の充実

(3) 保健・医療体制の充実

(4) 公費負担医療制度の充実

3 福祉のまちづくりの推進

(1) まちづくりの総合的推進

(2) 公共施設などの整備

(3) 道路環境の整備

(4) 公共交通機関の整備

4 安全な暮らしの確保

(1) 防災対策の充実

(2) 防犯対策の充実

(3) 感染症対策の充実

第6章 施策体系ごとの数値目標

第7章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量（県全体）

2 障害福祉サービスの見込量（障害保健福祉圏域別）

(1) さいたま障害保健福祉圏域

(2) 南西部障害保健福祉圏域

(3) 東部障害保健福祉圏域

(4) 南部障害保健福祉圏域

(5) 県央障害保健福祉圏域

(6) 川越比企障害保健福祉圏域

(7) 西部障害保健福祉圏域

(8) 利根障害保健福祉圏域

(9) 北部障害保健福祉圏域

(10) 秩父障害保健福祉圏域

3 地域生活支援事業の見込量（県実施分）

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数

第8章 第7期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言

1 はじめに

2 障害者施策推進協議会からの提言

第9章 資料集

1 策定の経緯

2 障害者に関するマーク

3 用語解説

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

第6期埼玉県障害者支援計画は、令和5年度に計画期間が終了します。

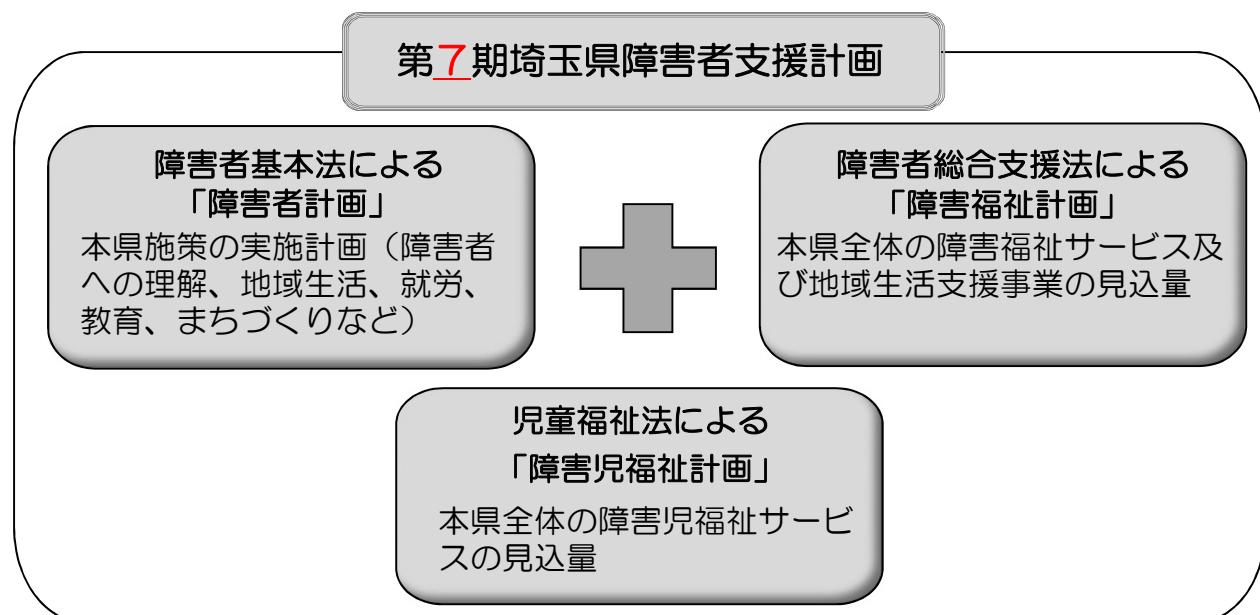
このため、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法及び精神保健福祉法の改正、医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、埼玉県福祉のまちづくり条例の改正、障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見などを踏まえ、令和6年度を計画初年度とする第7期埼玉県障害者支援計画を新たに策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に規定する計画として位置付けられるものです。

本計画は、本県の障害者・障害児施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者・障害児施策の総合的な推進を図るもので



なお、本計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を包含しています。

また、本計画は、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられ、埼玉県地域保健医療計画、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県子育て応援行動計画、埼玉県ケアラー支援計画など関連する他の県計画との連携・整合を図った計画です。

(2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（2024年度～2026年度）の3か年とします。

第8期計画は、この計画を令和8年度に見直して作成する予定です。

計画期間中に法改正及びそれに伴う制度改正などがあった場合には、その動向により、計画期間中に本計画を見直すとともに、第8期計画を検討します。



(3) 計画における障害者の定義

本計画において「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び発達障害者、高次脳機能障害者を含む精神障害者並びに難病患者その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とします。

なお、18歳未満の者に対象を限定する場合、「障害児」と表記します。

(4) 計画の基本理念

本計画は、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活躍できる社会=「共生社会」の実現を目指します。

(5) 基本的視点

ア 個人の尊重、主体性の尊重

障害者が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選択、決定しながら自分らしい生活を送れるようにすることが必要です。

こうした考え方の実現に向けて施策を推進し、生活の質(QOL=Quality Of Life)の向上を図ります。

また、障害者基本法や障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

イ 自立した地域生活の実現

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実、就労支援、工賃の向上、相談支援体制の整備など、ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択できる地域生活支援体制の構築を目指します。

また、障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院しているが条件が整えば地域での生活が可能な精神障害者についても、本人の意思を尊重しながら地域で暮らすことができる施策の推進を図ります。

ウ 社会のバリアフリー化の推進

障害者にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを「社会的障壁」といいます。

こうした社会的障壁を除去し、社会があらゆる場面で「バリアフリー」であることは、障害者だけではなく、全ての県民の暮らしやすさにつながるものです。

県民の誰もがその能力を最大限に發揮しながらいきいきと生活できるよう、建物や設備などハード面の障壁（バリア）だけでなく、制度や慣行、意識などの心のバリアを取り除くことも含めて、ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

工 安心・安全な生活の実現

県民生活に求められる全ての基本は「安心・安全」です。

県政世論調査においても、医療サービスや防犯、災害対策などへの要望は、近年、毎年上位を占めており、生活の安心・安全に対する県民ニーズは非常に高まっています。

また、新型コロナウィルス感染症の流行に対応した教訓を踏まえ、感染症対策の充実も求められます。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、保健、医療体制の整備・充実に努めるとともに、防災・防犯対策の充実や感染症への適切な対応を図ります。

才 総合的、効果的施策の推進

障害の種類や程度はそれぞれ異なっており、必要とされるニーズも多様であり、一人ひとりのニーズに合った丁寧な対応が求められます。

障害者の自立と社会参加を支援するため、福祉、保健、医療、教育、労働などの各分野の緊密な連携を図ります。

また、国、市町村、障害者関係団体、事業者などとの協力関係を深め、障害者に対するきめ細かいサービスの提供や社会環境の整備など、総合的、効果的な施策を推進します。

力 SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえば SDGs の目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。

SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していきます。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

出典：外務省HP



(6) 計画の枠組

ア 施策体系と施策の方向

本計画の施策体系として、次の5つの主要分野に区分し、それについて施策の方向と主な施策をまとめています。

- I 理解を深め、権利を護る
- II 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- III 就労を進める
- IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する
- V 安心・安全な環境をつくる

イ 数値目標と障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量の設定

基本理念や基本的視点に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画として国の基本指針に示されている考え方などを踏まえながら、県としての数値目標を設定します。

また、計画期間である令和6年度から令和8年度までの3か年に必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、障害児福祉サービスの見込量について定めます。

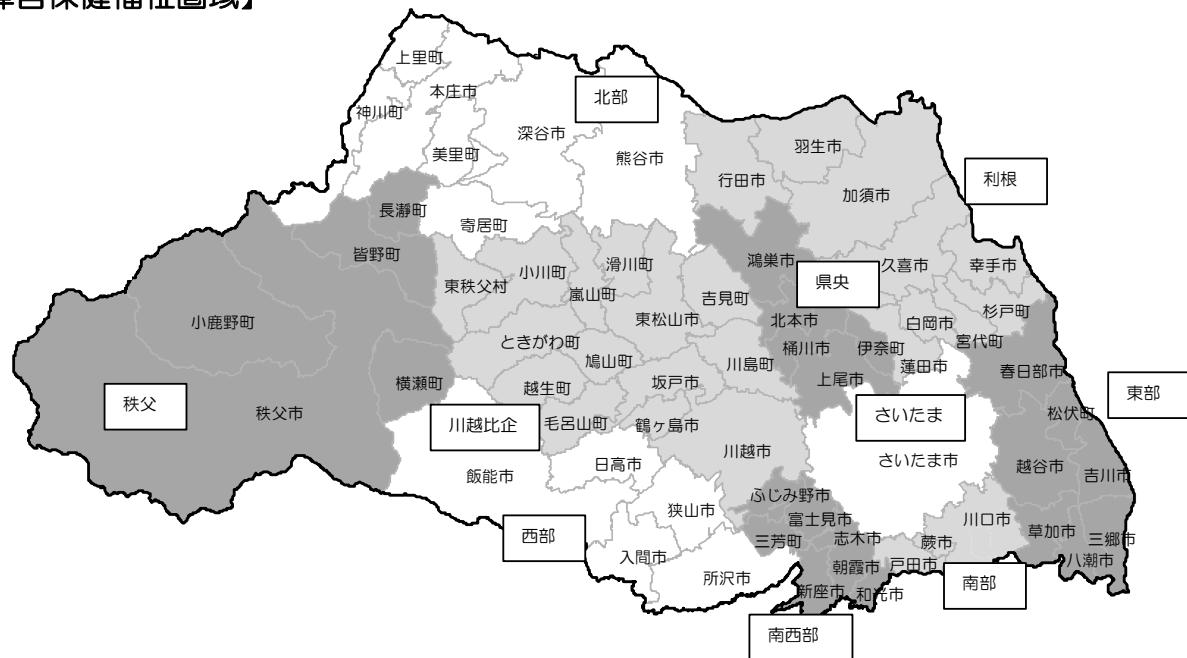
ウ 障害保健福祉圏域の設定

障害者福祉は、障害者に最も身近な行政主体である「市町村」を中心に推進していくことが基本です。

しかし、障害者に対応した設備や専門的な知識、経験が必要な施設などについては、広域的な視点から地域のバランスに配慮する必要があります。

本県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ります。

【障礙保健福祉圈域】



障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	西部	朝霞
東部	越谷市	東部中央	越谷市
	春日部市、松伏町		春日部
	草加市、八潮市、三郷市、吉川市		草加
南部	川口市		川口市
	蕨市、戸田市		南部
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		鴻巣
川越比企	川越市	西部	川越市
	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村		東松山
	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町		坂戸
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市		狭山
利根	行田市、加須市、羽生市	東部中央	加須
	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町		幸手
北部	熊谷市、深谷市、寄居町	北部	熊谷
	本庄市、美里町、神川町、上里町		本庄
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	秩父	秩父

3 推進体制

(1) 全庁的な取組

本計画の推進に当たっては、関係部局が連携し全庁的な取組を行うとともに、計画の進行管理を行います。

また、数値目標などに関する実績を把握するとともに、障害者施策や関連施策の動向などを踏まえた分析・評価を行い、必要に応じ計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

(2) 埼玉県障害者施策推進協議会における評価

障害者施策の実施状況及び計画の進捗状況などを「埼玉県障害者施策推進協議会」に報告し、その評価及び意見を伺いながら、計画の効果的な推進を図ります。

(3) 国に対する支援要請

障害者施策の着実な推進のためには、国、県、市町村という行政機関に限られることなく、県民一人ひとりの参加を得て、皆で地域を支えていくことが必要です。

このため、国に対しては必要な措置や支援を要請していくとともに、市町村や県民に対しては本県の考え方を伝え、協働して施策の推進を図ります。

(4) 市町村計画の策定支援

本県は、本計画が市町村計画に適切に反映され、着実な推進が図られるよう、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村計画の策定、改訂などを支援します。

(5) 様々な意見の反映

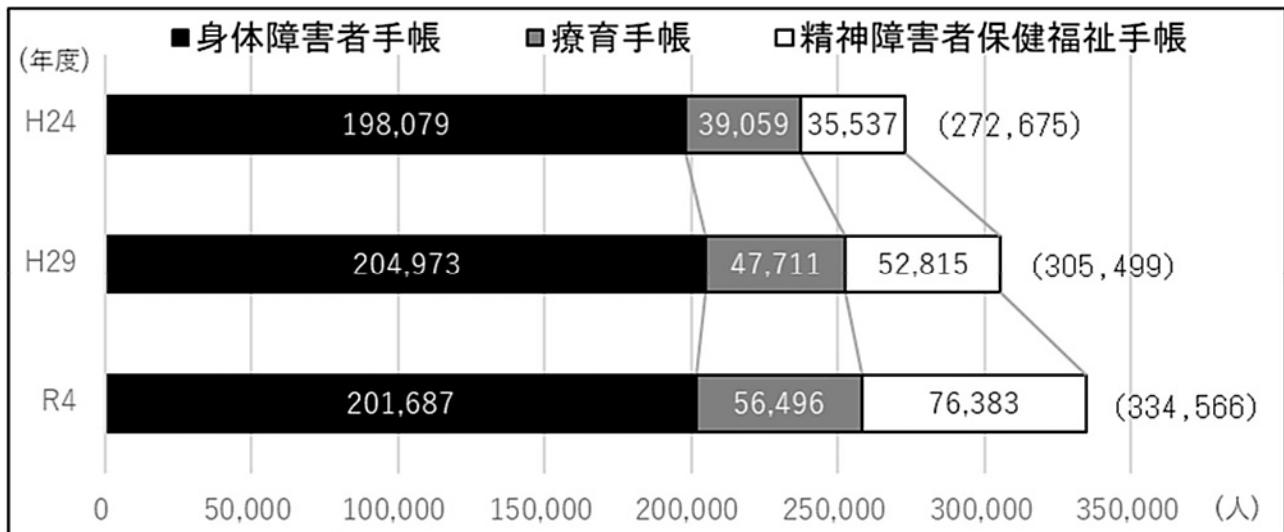
本計画は、「埼玉県障害者施策推進協議会」の意見や、各障害者関係団体、県民の皆様からの意見・要望を基に策定しています。

これらの意見や要望のうち、直接には計画に盛り込むことができなかった事項についても、今後の施策の推進や見直しなどの中尽可能限り反映させることに努めます。

第2章 障害者の現状と制度改革

1 障害者の数

(1) 本県の障害者手帳所持者数の推移



10年前の平成24年度末との比較では、身体障害者手帳所持者数は+1.8%、療育手帳所持者数は+44.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は+114.9%の増加となっています。障害者雇用率の段階的な引き上げに伴い、特に療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

(2) 発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数	備考
発達障害児数（15歳未満）	<u>76,000</u> 人	国の調査（※1）を基に推計
高次脳機能障害者数	<u>19,000</u> 人	国の調査（※2）を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	<u>52,684</u> 人	令和 <u>4</u> 年度末現在

（障害者手帳所持者を含む）

※1 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（文部科学省：令和4年12月）

※2 「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（厚生労働省：平成28年12月）

(3) 本県の障害者数

令和4年度末時点における障害者手帳所持者並びに難病患者、発達障害児及び高次脳機能障害者の延べ数は約48万2千人となっています。

2 第6期計画の取組状況

(1) 数値目標の達成状況

第6期計画（令和3年度～令和5年度）では、施策体系の大柱ごとに計画の指標となる数値目標を設定しました。

各数値目標の令和4年度末（計画2年目）時点における実績を見ると、既に目標を達成している項目や最終年度に達成見込みの項目が多くある一方、一部、目標の達成が見通せない項目もあります。

【I 理解を深め、権利を護る】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【H27年度】 751件 → 【R7年度】 1,250件	1,067件	集計中

【II 地域生活を充実し、社会参加を支援する】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【元年度末】 33市町村 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上	48市町村	49市町村
地域生活支援拠点等の設置市町村数	【元年度末】 4市町 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上	32市町村	36市町村
児童発達支援センターの設置数	【元年度末】 32箇所 → 【5年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上	37箇所	39箇所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【元年度末】 39箇所 → 【5年度末】 県、各市町村又は各圏域に設置	38箇所	46箇所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	【元年度末】 76人 → 【5年度末】 県、各市町村又は各圏域に1人以上	95人	129人
精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【元年度末】 34箇所 → 【5年度末】 各市町村及び各圏域に1箇所以上	45市町村	49市町村
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	【元年度末】 3,709人 → 【5年度末】 3,688人	3,825人	3,454人

精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	<u>【元年度末】 2,367人</u> → <u>【5年度末】 2,067人</u>	<u>2,328人</u>	<u>2,032人</u>
精神病床における早期退院率（入院後3か月時点）	<u>【元年度】 60.8%</u> → <u>【5年度】 69%</u>	集計中※	集計中※
精神病床における早期退院率（入院後6か月時点）	<u>【元年度】 79.4%</u> → <u>【5年度】 86%</u>	集計中※	集計中※
精神病床における早期退院率（入院後1年時点）	<u>【元年度】 88.2%</u> → <u>【5年度】 92%</u>	集計中※	集計中※
精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	新規施策 → <u>【5年度】 316日以上</u>	集計中※	集計中※
身体障害者補助犬給付数	<u>【各年度】 6頭</u>	<u>3頭</u>	<u>4頭</u>
保育所等訪問支援の設置数	<u>【元年度末】 33箇所</u> → <u>【5年度末】 全市町村</u>	<u>41市町村</u>	<u>42市町村</u>
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	<u>【元年度末】 20箇所</u> → <u>【5年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上</u>	<u>32箇所</u>	<u>34箇所</u>
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	<u>【元年度末】 25箇所</u> → <u>【令5年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上</u>	<u>39箇所</u>	<u>36箇所</u>
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	<u>【3年度～5年度】 399人 (令和元年度末 入所者数の7.5%)</u>	<u>120人</u>	<u>106人</u>
「住まいの場」の利用定員数（グループホームの整備数）	<u>【元年度末】 5,769人</u> → <u>【5年度末】 7,800人</u>	<u>7,787人</u>	<u>9,004人</u>
バリアフリー化された県営住宅数	<u>【元年度末】 8,992戸</u> → <u>【5年度末】 9,753戸</u>	<u>9,239戸</u>	<u>9,472人</u>
新規デイジー図書・点字図書等製作点数	<u>【各年度】 200タイトル</u>	<u>287タイトル</u>	<u>262タイトル</u>

※…今後厚生労働省が公表する「精神保健福祉資料」を基に算出

【Ⅲ 就労を進める】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
民間企業の障害者雇用率	<u>【元年】 2.22%</u> → <u>【令和5年】 2.3%</u>	<u>2.32%</u>	<u>2.37%</u>
警察官を除く県警職員の実雇用率	<u>【各年度】 2.6%以上</u>	<u>2.77%</u>	<u>2.73%</u>

福祉施設から一般就労する障害者数	<u>【元年度末】</u> <u>1,272人</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>1,615人</u>	<u>1,480人</u>	<u>1,145人</u>
①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	<u>【元年度末】</u> <u>858人</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>1,115人</u>	<u>1,130人</u>	<u>878人</u>
②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	<u>【元年度末】</u> <u>161人</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>202人</u>	<u>155人</u>	<u>122人</u>
③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	<u>【元年度末】</u> <u>253人</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>311人</u>	<u>166人</u>	<u>117人</u>
一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	<u>新規施策</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>70%</u>	<u>50.0%</u>	<u>72.0%</u>
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	<u>新規施策</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>70%</u>	<u>61.7%</u>	<u>68.0%</u>
就労継続支援B型事業所の工賃水準(月額)	<u>【元年度】</u> <u>15,009円</u> ➡ <u>【5年度】</u> <u>20,000円</u>	<u>14,722円</u>	<u>15,024円</u>
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	<u>【元年度末】</u> <u>85.1%</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>90.0%以上</u>	<u>83.5%</u>	<u>85.9%</u>

【IV 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
<u>特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数</u>	<u>【2年度末】</u> <u>1,258人</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>2,800人</u>	<u>1,517人</u>	<u>1,358人</u>

【V 安心・安全な環境をつくる】

項目	数値目標	3年度実績	4年度実績
<u>駅ホームのホームドア設置駅数</u>	<u>【元年度末】</u> <u>20駅</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>31駅</u>	<u>24駅</u>	<u>26駅</u>
<u>福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数</u>	<u>【元年度末】</u> <u>49市町村</u> ➡ <u>【5年度末】</u> <u>全市町村</u>	<u>53市町村</u>	<u>55市町村</u>

(2) 障害福祉サービスの利用状況

各障害福祉サービスの令和4年度末(計画2年目)における利用実績は次のとおりです。

- ① 地域での生活支援に欠かせない居宅介護（ホームヘルパー）などの「訪問系サービス」については、計画の見込量の90%を超える利用となっています。
- ② 「日中活動系サービス」については、計画の見込量を上回っているサービスが多数を占めています。
- ③ 生活の場であるグループホームなどの「居住系サービス」については、計画の見込量を上回っているサービスが半数以上となっています。
- ④ 障害者入所施設から地域生活への移行などの「相談支援」については、計画の見込量に対して利用実績が伸び悩んでいます。
- ⑤ 「障害児支援」については、児童発達支援や保育所等訪問支援などの項目で計画の見込量を上回っている一方で、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援など利用実績が伸び悩んでいるサービスもあります。
- ⑥ 「発達障害者に対する支援」については、「発達障害者支援センターによる相談件数」や「ペアレントメンターの人数」が計画の見込量を大きく上回っている一方で、「ピアサポートの活動への参加人数」が伸び悩んでいます。
- ⑦ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」については、計画の見込量を上回っているサービスが半数以上となっています。
- ⑧ 「相談支援体制の充実・強化」については、全ての項目において計画の見込量を大きく上回っています。
- ⑨ 「障害福祉サービスの質の向上」については、計画の見込量を上回っている項目が半数以上となっています。

障害福祉サービス		単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度
			実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	見込量
訪問系	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	時間	307,527	311,964	98.6%	324,126	328,565	98.6%	346,653
		人	10,524	11,263	93.4%	10,978	11,695	93.9%	12,152
日中活動系	生活介護	人日分	280,148	250,523	111.8%	339,108	258,668	131.1%	266,717
	自立訓練（機能訓練）	人日分	6,754	2,496	270.6%	6,776	2,701	250.9%	2,949
	自立訓練（生活訓練）	人日分	16,236	10,036	161.8%	17,050	10,715	159.1%	11,545
	就労移行支援	人日分	66,220	47,932	138.2%	68,684	51,268	134.0%	54,967
	就労継続支援（A型）	人日分	44,220	52,055	84.9%	48,290	56,126	86.0%	60,539
	就労継続支援（B型）	人日分	253,220	185,696	136.4%	272,514	194,844	139.9%	204,548
	就労定着支援	人分	999	1,043	95.8%	1,065	1,182	90.1%	1,339
	療養介護	人分	871	758	114.9%	871	770	113.1%	783
	短期入所（福祉型）	人日分	16,805	16,203	103.7%	18,105	16,830	107.6%	17,531
	短期入所（医療型）	人日分	2327	1,879	123.8%	2,367	2,068	114.5%	2,292
居住系	自立生活援助	人分	68	131	51.9%	79	152	52.0%	174
	共同生活援助	人分	7,787	5,956	130.7%	8,881	6,445	137.8%	6,986
	施設入所支援	人分	6,297	5,368	117.3%	6,317	5,391	117.2%	5,410
	地域生活支援拠点等	箇所	26	52	50.0%	30	54	55.6%	67
		回	88	56	157.1%	110	63	174.6%	75
相談支援	計画相談支援	人分	7,631	13,849	55.1%	8,168	14,709	55.5%	15,650
	地域移行支援	人分	14	116	12.1%	18	129	14.0%	147
	地域定着支援	人分	124	166	74.7%	127	185	68.6%	207
障害児支援	児童発達支援	人日分	58,057	59,005	98.4%	76,323	66,649	114.5%	75,274
	医療型児童発達支援	人日分	275	713	38.6%	364	737	49.4%	857
	放課後等デイサービス	人日分	137,677	164,163	83.9%	173,861	178,170	97.6%	193,183
	保育所等訪問支援	人日分	692	768	90.1%	1369	946	144.7%	1,206
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	21	275	7.6%	30	304	9.9%	395
	福祉型障害児入所支援	人分	127	138	92.0%	142	138	102.9%	138
	医療型障害児入所支援	人分	102	138	73.9%	112	138	81.2%	138
	障害児相談支援	人分	2,769	4,909	56.4%	3,116	5,347	58.3%	5,820
	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人分	95	111	85.6%	129	124	104.0%	151

発達障害者に対する支援	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	<u>2</u>	2	<u>100.0%</u>	<u>2</u>	2	<u>100.0%</u>	2
	発達障害者支援センターによる相談支援件数	件	<u>4,214</u>	3,300	<u>127.7%</u>	<u>3,666</u>	3,300	<u>111.1%</u>	3,300
	発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	<u>305</u>	350	<u>87.1%</u>	<u>300</u>	360	<u>83.3%</u>	370
	発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	<u>242</u>	310	<u>78.1%</u>	<u>264</u>	320	<u>82.5%</u>	330
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	<u>316</u>	300	<u>105.3%</u>	<u>282</u>	300	<u>94.0%</u>	300
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人	<u>129</u>	361	<u>35.7%</u>	<u>271</u>	391	<u>69.3%</u>	419
	ペアレントメンターの人数	人	<u>117</u>	61	<u>191.8%</u>	<u>163</u>	71	<u>229.6%</u>	104
	ピアサポートの活動への参加人数	人	<u>28</u>	450	<u>6.2%</u>	<u>117</u>	488	<u>24.0%</u>	539
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	<u>174</u>	169	<u>103.0%</u>	<u>224</u>	172	<u>130.2%</u>	176
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	<u>1,887</u>	2,042	<u>92.4%</u>	<u>3,365</u>	2,060	<u>163.3%</u>	2,073
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	<u>95</u>	53	<u>179.2%</u>	<u>68</u>	55	<u>123.6%</u>	61
	精神障害者の地域移行支援	人	<u>72</u>	80	<u>90.0%</u>	<u>58</u>	93	<u>62.4%</u>	117
	精神障害者の地域定着支援	人	<u>124</u>	127	<u>97.6%</u>	<u>134</u>	145	<u>92.4%</u>	166
	精神障害者の共同生活援助	人	<u>2,288</u>	1,743	<u>131.3%</u>	<u>2,618</u>	1,936	<u>135.2%</u>	2,138
	精神障害者の自立生活援助	人	<u>56</u>	91	<u>61.5%</u>	<u>61</u>	107	<u>57.0%</u>	132
	精神病床における退院患者の退院後の行き先	人	<u>9,960</u>	10,752	<u>92.6%</u>	<u>9,972</u>	10,752	<u>92.7%</u>	10,752
相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	<u>1,867</u>	1,763	<u>105.9%</u>	<u>2,679</u>	1,859	<u>144.1%</u>	1,974
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	<u>617</u>	345	<u>178.8%</u>	<u>1,112</u>	359	<u>309.7%</u>	381
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	<u>822</u>	700	<u>117.4%</u>	<u>1,752</u>	705	<u>248.5%</u>	729
障害福祉サービスの質向上	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	<u>410</u>	271	<u>151.3%</u>	<u>621</u>	275	<u>225.8%</u>	279
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	<u>45</u>	104	<u>43.3%</u>	<u>44</u>	111	<u>39.6%</u>	124
	指導監査結果の関係市町村との共有	市町村	<u>58</u>	31	<u>187.1%</u>	<u>58</u>	33	<u>175.8%</u>	38

(3) 地域生活支援事業の利用状況（県実施分）

各事業の令和4年度末（計画2年目）の利用実績は次のとおりです。

- ① 「専門性の高い相談支援事業」については、全ての事業において、実施箇所数は計画の見込量に達しています。また、利用者については、発達障害者支援センター運営事業と障害者就業・生活支援センター事業の利用実績は、90%を超えていましたが、高次脳機能障害及びその関連障害に対する普及支援事業は利用実績が伸び悩んでいます。
- ② 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」については、実養成講習修了者数が伸び悩んでいます。
- ③ 「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」については、手話通訳者・要約筆記者派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用実績が半数程度となっています。
- ④ 「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事務」については、手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町村間の連絡調整を行いました。
- ⑤ 「広域的な支援事業」については、都道府県相談支援体制整備事業の利用実績は計画見込量の90%を超えていました。
精神障害者地域生活支援広域調整等事業については、計画見込量の80%を超えている項目が半数以上あるものの、「地域移行・地域生活支援事業実アウトリーチチム設置数」は増加していません。
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業については、計画見込量どおりとなっています。

事業名	事項	令和3年度			令和4年度			令和5年度 見込量
		実績	見込量	達成率	実績	見込量	達成率	
1 専門性の高い相談支援事業								
① 発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	2	2	100%	2	2	100%	2
	実利用者数	1608	2,000	80.4%	1851	2,000	92.6%	2,000
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	実施箇所数	3	3	100%	3	3	100%	3
	実利用者数	4392	6,800	64.6%	4642	7,800	59.5%	8,900
③ 障害児等療育支援事業	実施箇所数	17	17	100%	17	17	100%	17
④ 障害者就業・生活支援センター事業	実施箇所数	10	10	100%	10	10	100%	10
	実利用者数	8127	8,400	96.8%	8564	8,800	97.3%	9,200
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数	7	20	35.0%	7	20	35.0%	20
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数	4	10	40.0%	5	10	50.0%	10
③ 失語症者向け意思疎通支援支援者養成研修事業	実養成講習修了者数	6	10	60.0%	6	10	60.0%	10
3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	405	1,000	40.5%	446	1,000	44.6%	1,000
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数	1319	2,800	47.1%	1782	2,800	63.6%	2,800
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用件数	0	0	0%	0	0	0%	0
4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事務	実施の有無	直	有	ニ	直	有	ニ	有
5 広域的な支援事業								
① 都道府県相談支援体制整備事業	実アドバイザー数	26	27	96.3%	26	27	96.3%	27
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業								
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	事業評価委員会数	3	2	1500%	4	5	800%	5
	協議会開催数	2	2	1000%	2	2	1000%	2
イ 地域移行・地域生活支援事業	実アウトリーチチーム設置数	2	2	1000%	2	5	400%	5
	実ピアサポートー数	35	40	87.5%	37	40	92.5%	40
ウ 災害時心のケア体制整備事業	専門相談員数	0	0	0%	0	0	0%	0
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催数	2	2	1000%	2	2	1000%	2

(4) 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数

令和4年度末（計画2年目）の利用実績は次のとおりです。

「障害児の受入可能人数」について、特定地域型保育事業を除く5つの施設で計画見込量を上回っています。

施設名	令和3年度				令和4年度				令和5年度	
	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の利用希望人数 (実人数)	障害児の受入可能人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (実人数)	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の利用希望人数 (実人数)	障害児の受入可能人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (実人数)	障害児の利用希望人数 (見込量)	障害児の受入可能人数 (見込量)
1 保育所	2,185	2,401	2,341	2,325	2,213	2,761	2,366	2,728	2,245	2,397
2 認定こども園	152	223	160	219	156	236	164	237	162	169
3 放課後児童健全育成事業 1)	1178	1,705	1,240	1,698	1,189	1,910	1,254	1,901	1,190	1,256
4 幼稚園 2)	534	547	533	534	539	647	540	652	541	544
5 特定地域型保育事業 3)	61	77	129	77	65	85	133	84	65	133
6 認可外(地方単独事業) 4)	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2

1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

2) 私学助成の対象である幼稚園を含む

3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

3 障害者に関する制度改革

(1) 障害者差別解消法の改正

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正は、令和3年6月4日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

本法律は、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的としています（同法第1条）。

令和3年の改正では、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化に関する措置を講じています。

<u>改正の概要</u>	1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 <u>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。</u>
	2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 <u>事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。</u>
	3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 <ul style="list-style-type: none">① <u>基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。</u>② <u>国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。</u>③ <u>地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。</u>

(2) 障害者総合支援法の改正

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の改正は、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などの措置を講じています。

改正の概要	<u>1. 障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項</u> ① <u>共同生活援助の支援内容の追加</u> ② <u>地域生活支援拠点等の整備等</u> ③ <u>基幹相談支援センターの設置の努力義務化等</u> ④ <u>都道府県による市町村に対する助言その他の援助</u> ⑤ <u>協議会の機能の強化等</u>
	<u>2. 障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項</u> ① <u>就労選択支援の創設</u> ② <u>就労移行支援及び就労継続支援の対象者に、一定の事由により知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを追加</u> ③ <u>市町村は、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う責務を有することを明確化</u> ④ <u>指定障害福祉サービス事業者等は、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならないことを明確化</u>
	<u>3. 障害者等の福祉の増進のための調査、分析等及び匿名障害福祉関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項</u> ① <u>障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等</u> ② <u>匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供</u> ③ <u>匿名障害福祉等関連情報の適切な管理</u> ④ <u>主務大臣による是正命令等</u>

(3) 障害者雇用促進法の改正

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正は、令和4年12月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者の雇用義務などに基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くことなどを通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図る」ことを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する事項などの措置を講じています。

<u>改正の概要</u>	<p><u>1. 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する事項</u></p> <p><u>事業主の責務として、障害者である労働者の能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことに加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより、その雇用の安定を図るために努めなければならないものとした。</u></p> <p><u>2. 障害者雇用と障害者福祉の連携の促進に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none">① <u>公共職業安定所における適性検査、職業指導等</u>② <u>障害者職業総合センター、地域障害者職業センターの業務の追加</u> <p><u>3. 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none">① <u>週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする</u>② <u>障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化</u> <p><u>4. 障害者雇用の質の向上の推進に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none">① <u>納付金関係業務の拡充</u>② <u>障害者雇用調整金及び報奨金の支給</u>
--------------	--

(4) 精神保健福祉法の改正

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の改正は、令和4年1月16日に公布され、令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日等）に施行されます。

本法律は、「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています（同法第1条）。

令和4年の改正では、目的規定における権利擁護の明確化などの措置を講じています。

改正の概要	<p>1. 目的規定における権利擁護の明確化等</p> <p><u>旧法第1条において「精神障害者の医療」とあったものを、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療」と改正</u></p> <p>2. 医療保護入院の入院手続等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>医療保護入院及び措置入院に係る家族等への告知見直し</u>② <u>医療保護入院の期間法定化</u>③ <u>医療保護入院の更新手続き及び家族等への告知</u>④ <u>家族が虐待等の加害者である場合の対応</u>⑤ <u>入退院に家族等が同意・不同意の意思表示をしない場合の対応</u> <p>3. 措置入院者の退院促進措置等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>地域生活への移行を促進するための措置</u>② <u>措置入院時の入院必要性に係る審査</u> <p>4. 入院者訪問支援事業に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣</u>② <u>都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施</u> <p>5. 虐待の防止に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>医療機関における虐待防止の措置の義務化</u>② <u>虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化</u> <p>6. 精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">① <u>自治体の相談支援の対象を「精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者」に見直し</u>② <u>市町村への支援に関する都道府県の責務</u>
-------	---

(5) 医療的ケア児支援法の施行

医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行されました

本法律は、「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています（同法第1条）。

基本理念	<ol style="list-style-type: none"><u>1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援</u><u>2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援</u><u>3. 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援</u><u>4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策</u><u>5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策</u>
支援措置	<ol style="list-style-type: none"><u>1. 国・地方公共団体による措置</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援</u><u>② 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援</u><u>③ 相談体制の整備</u><u>④ 情報の共有の促進</u><u>⑤ 広報啓発</u><u>⑥ 支援を行う人材の確保</u><u>⑦ 研究開発等の推進</u><u>2. 保育所の設置者、学校の設置者等による措置</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 保育所における医療的ケアその他の支援</u><u>② 学校における医療的ケアその他の支援</u><u>3. 医療的ケア児支援センター</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う</u><u>② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う</u>

(6) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）は、令和4年5月25日に公布・施行されました。

本法律は、「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています（同法第1条）。

<u>基本理念</u>	<ol style="list-style-type: none"><u>1. 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする</u><u>2. 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする</u><u>3. 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする</u><u>4. 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）</u>
<u>支援措置</u>	<ol style="list-style-type: none"><u>1. 障害者による情報取得等に資する機器等</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援</u><u>② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援</u><u>③ 関係者による「協議の場」の設置など</u><u>2. 防災・防犯及び緊急の通報</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進</u><u>② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など</u><u>3. 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策</u><ol style="list-style-type: none"><u>① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上</u><u>② 事業者の取組への支援など</u><u>4. 障害者からの相談・障害者に提供する情報</u>

	<p><u>国・地方公共団体について</u></p> <p>① 相談対応に当たっての配慮 ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮</p> <p><u>5. 国民の関心・理解の増進</u></p> <p>機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実など</p> <p><u>6. 調査研究の推進等（16条）</u></p> <p>障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p>
--	--

(7) 埼玉県福祉のまちづくり条例の改正

埼玉県福祉のまちづくり条例の改正は、令和5年3月22日に公布され、令和5年1月1日に施行されました。

本条例は、「高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としています（同法第1条）。

令和5年の改正では、第8条の2に「高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用の推進」を加えています。

<u>改正内容</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することが重要であることに鑑み、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。 ● 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び同項に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。 ● 県、県民及び事業者は、相互に協力し、第一項の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。
-------------	--

(8) 障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。我が国は平成19年9月28日にこの条約に署名し、平成26年2月19日に効力が発生しました。

我が国は、平成28年6月に第1回政府報告を国連障害者権利委員会に提出しました。

その後、令和4年9月22日に開催された国連障害者権利委員会において、この政府報告に関する総括所見が採択され、主要分野において、93項目の勧告等を受けました。

あわせて、国連障害者権利委員会は、本総括所見の勧告の実施に関する情報を含めた定期報告を令和11年2月20日までに提出するよう要請しています。

【A.一般原則及び義務（第1-4条）における勧告等：9項目】

委員会は、締約国に対して以下を勧告する。

- (a). 障害者、特に知的障害者及び精神障害者を代表する団体との緊密な協議の確保等を通じ、障害者が他人と対等であり人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。
- (b). 障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。
- (c). 国及び地方自治体の法令において、「physical or mental disorder（心身の故障）」に基づく欠格条項等の侮蔑的文言及び法規制を廃止すること。
- (d). 本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。
- (e). 移動支援、個別の支援及び意思疎通支援を含め、地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じること。

委員会は、本条約第4条3及び第33条3に関する一般的意見第7号（2018年）を想起しつつ、締約国に以下を勧告する。

- (a). 持続可能な開発目標（SDGs）の履行、監視及び報告において、障害のある自己権利擁護者、諸団体（知的障害者、精神障害者、自閉症の人々、障害のある女性、障害のあるLGBTIQ+の人々、地方在住者の障害者の団体）及びより多くの支援が必要な障害者に留意しつつ、公的意志決定の過程における代替的な意思疎通、施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）、合理的配慮等を通じ、国や各地方自治体における多様な障害者を代表する団体と積極的で、意義のある、効果的な協議を確保すること。
- (b). 優生思想及び非障害者優先主義に基づく考え方に対処する観点から、津久井やまゆり園事件を見直し、社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保すること。
- (c). 障害者団体の緊密な関与により、司法及び裁判部門の専門家、政策決定者及び議員並びに教員、保健医療関係者、ソーシャルワーカー及びその他障害者に関わる専門家に対し、障害者の権利及び本条約上の締約国の義務に関する組織的な能力構築計画を提供すること。

委員会は、締約国が本条約の選択議定書を批准し、本条約第23条4に関する解釈宣言を撤回するよう奨励する。

【B. 個別の権利（第5-30条）・C. 具体的義務（第31—第33条）における他の勧告等：84項目】

平等及び無差別（第5条）：3項目

障害のある女子（第6条）：2項目

障害のある児童（第7条）：3項目

意識の向上（第8条）：2項目

施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）（第9条）：2項目

生命に対する権利（第10条）：3項目

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）：6項目

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）：2項目

司法手続の利用の機会（第13条）：3項目

身体の自由及び安全（第14条）：3項目*

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）：3項目

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）：4項目

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）：2項目

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）：2項目

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）：6項目*

個人の移動を容易にすること（第20条）：2項目

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）：3項目

プライバシーの尊重（第22条）：1項目

家庭及び家族の尊重（第23条）：2項目

教育（第24条）：6項目*

健康（第25条）：6項目

ハビリテーション（適応のための技能の取得）及びリハビリテーション（第26条）：2項目

労働及び雇用（第27条）：4項目

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）：3項目

政治的及び公的活動への参加（第29条）：2項目

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）：3項目

統計及び資料の収集（第31条）：1項目

国際協力（第32条）：2項目

国内における実施及び監視（第33条）：1項目

(注) 第14条は求め（call upon）、第19条・第24条は要請（urge）、その他は勧告（recommend）となっている。

4 障害者の現状と問題点

(1) 障害者への理解促進と差別解消について

ア 啓発・広報活動の推進及び差別解消の推進について

県では、障害や障害者に関する県民の理解をより一層促進するため、法と条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供、手話を使用しやすい環境の整備などについて県民や事業者の理解が進むよう、相談窓口の設置や説明会・講習会の開催、様々なリーフレットの配布などを行ってきました。

しかし、障害や障害者に対する県民の理解が十分に進んでいるとはまだまだ言えません。

令和6年4月には、「障害者差別解消法」の改正により、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が民間事業者にも義務付けられます。

こうしたことを踏まえ、啓発・広報の取組をさらに積極的に進めていく必要があります。

イ 福祉教育の支援について

障害者と身近に接する機会のない子どもたちが、その多様性や意思尊重について学ぶ機会が保障されないことによって、障害や障害者に対する差別や偏見に結びついてしまう可能性があります。

このため、障害のある子とない子が共に学び合えるよう特別支援学校（支援籍）や特別支援学級との交流を進めるとともに「障害体験型」の福祉教育に加えて、障害当事者を講師とする福祉教育も積極的に進めていく必要があります。

ウ 権利擁護の取組の充実について

障害者への虐待件数は、養護者と施設職員による虐待の双方とも増加傾向にあります。また、令和6年4月からは精神科病院で虐待を発見した者から都道府県等への通報が義務化されます。

県としては、行政職員や施設職員に対する虐待防止研修を一層充実させる必要があります。また、精神科病院の入院患者への虐待が疑われる事案に対する指導監督を強化する必要があります。

さらに、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、埼玉県虐待通報ダイヤルを県民により普及させていく必要があります。

(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について

ア 地域生活の支援について

令和4年に障害者総合支援法が改正され、障害者が自らの希望する地域生活を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。

また、精神保健福祉法が改正され、令和6年4月からは市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となります。

障害者が安心して地域生活をおくるためには、福祉、保健などの行政や事業者などの支援機関が連携し、一人ひとりの障害者に応じたサービスを提供していく必要があります。

また、福祉サービスを支える人材の不足やサービスの質の低下に伴う様々な問題が発生しており、福祉サービスを支える人材確保及び人材の育成が喫緊の課題となっています。

イ 日中活動の場の確保について

障害者の自立を促し、地域で充実した生活を送れるよう、日中活動の場を確保したり、障害児に対して療育を行うための場を確保することが重要となります。

県内では生活介護事業所や障害児通所支援事業所などが増えていますが、利用者の中には重度の障害がある方、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある方、引きこもりの方も多く、支援が難しくなっています。

このため、これらの方への対応が可能な機能を持った事業所を増やしていく必要があります。

ウ 住まいの場の確保について

障害者が希望する場で生活できることが大切であり、中でも地域生活の場としてのグループホームの整備はますます重要となっています。

一方で、県内での地域的な偏在や職員の人材不足、サービスの質の低下の問題も顕在化しています。

このため、グループホームの整備を進めるとともに、職員の研修などを通したサービスの質の向上が求められます。

また、重度障害者の受け入れも可能なグループホームの整備も必要です。

エ コミュニケーション手段の確保について

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行され、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすることや、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすること、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが定め

されました。

障害の有無にかかわらず、情報の入手や発信は全ての人にとって基本的人権の一つです。社会生活を営む上で情報のバリアフリー化は不可欠なものであり、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保が必要です。

「埼玉県手話言語条例」を踏まえ、手話を言語として扱うとともに、引き続き手話通訳者の養成及び派遣の推進、手話の普及啓発を進める必要があります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に進める必要があります。

オ 社会参加の支援について

障害者が地域で生活を送るためにには、社会の一員として、経済、文化、娯楽など社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援していく必要があります。

このため、パラスポーツを通じた障害者の社会参加を一層促進する必要があります。

また、障害者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進のため、芸術文化活動の裾野を広げ、優れた作品の発表機会を提供するなど、その才能を伸ばす環境づくりを支援することも重要な取組です。

(3) 障害者の就労について

ア 障害者の就労支援について

令和4年における本県の民間企業の障害者雇用率は、2.37%で法定雇用率（2.3%）を上回りました。

しかし、法定雇用率を達成している企業の割合は50%以下であり、まだまだ一般就労が十分に進んでいるとは言えません。

このため、就労を希望する障害者が身近な生活の場所で就労相談が受けられ、職場定着が図られるよう、「市町村障害者就労支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」において地域のニーズに応じた支援体制を更に充実する必要があります。

令和4年の障害者雇用促進法の改正では、雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化や障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進などが定められました。

これらを踏まえ、県としては、さらに、障害者の雇用拡大や活躍推進に努める必要があります。

イ 障害者の職場定着について

令和6年4月に民間企業の法定雇用率が2.5%に引き上げられ、令和8年7月には2.7%に引き上げられることなどから、障害者の働く場は今後も拡大することが見込まれます。

障害の種別や程度、特性、本人の希望などに対応した丁寧なマッチング支援と、就労後も離職することのないように職場環境の整備が必要です。

ウ 工賃水準について

本県では、埼玉県工賃向上計画の推進や、平成25年度からの障害者優先調達推進法の施行に伴う埼玉県障害者優先調達方針の策定などの取組を行っていますが、飛躍的な工賃水準向上には及ばない現状もあります。

このため、工賃水準の向上にあたっては、行政や就労継続支援事業所のみならず、企業や一般県民の理解と協力が必要です。

エ 多様な働き方の支援について

福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取組が必要です。

令和4年の障害者総合支援法の改正では、障害者が自らの希望する就労を実現するための支援の充実に関する事項などが定められました。

意欲はあるものの体力的に長時間労働の難しい障害者がそれぞれの希望や特性等に応じて働き方を自ら選べるよう、短時間労働やテレワークも働き方の選択肢の一つとして確保される必要があります。

県庁内福祉の店「かっぽ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実が望まれます。

オ 重度障害者の就労支援について

常時介護が必要な重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度の活用を促進するため、企業に制度の周知を図る必要があります。

また、市町村事業である雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を促進し、重度障害者の就労を支援する必要があります。

(4) 障害者の教育について

ア インクルーシブ教育システムの構築について

平成25年の学校教育法施行令の改正により、一定の障害のある子どもは特別支援学校に就学するという従来の原則が見直され、障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見など総合的な観点から決定されることになりました。

本県では、障害の重い児童生徒も通常の学級で共に学んでいる実態があり、さらに平成16年度から障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うための仕組である支援籍学習を推進しています。

また、教科学習への参加が難しい場合には、行事や休み時間を一緒に過ごすという取組も行われています。

令和4年9月の国連の障害者の権利に関する委員会の総括所見では、全ての障害のある子どもに対して通常の学校を利用する機会の確保等を要請しています。

引き続き、支援籍学習を含め障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりに合わせた合理的配慮に基づく支援を提供する必要があります。

イ ライフステージに応じた支援について

障害のある児童生徒の保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な場面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めています。

地域の学校で共に学ぶことを基本として様々な選択肢が保障されていること、その中から一人ひとりに合った学びの場を選択できることが重要です。

そのために十分な情報提供がされるような相談支援が求められており、同時に相談担当者の専門性も高める必要があります。

さらに、特別な指導が必要な児童及びその保護者に対し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援が提供されることが必要です。

ウ 教育環境の更なる充実について

バリアフリー法の改正により、令和3年4月から新設の公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられました。障害のある児童生徒が支障なく学校生活を送るために既存の学校も障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮をする必要があります。

また、近年、学齢児童生徒の総人口は減少しているにも関わらず、全国的に特別支援学校の児童生徒数は増加傾向が続いている、本県でも都市部を中心に、施設の受入規模を超える児童生徒が通学している特別支援学校もあります。

県では「埼玉県特別支援教育推進計画」に基づき特別支援学校の環境整備に取り組んでいます。引き続き、特別支援学校の校舎の増築など、更なる環境の整備が必要です。

(5) 障害者の安心・安全な暮らしについて

ア 療育体制の充実について

障害のある子どももいない子どもも地域で共に暮らせる環境を整備するとともに、適応障害などの二次障害を防ぐために、早期に障害を発見し専門的療育を受けることや、親の早期理解を支えるための体制の充実が重要です。

発達障害児の支援に関しては、相談支援体制の充実や発達障害を正しく理解し適切な支援ができる人材の育成が必要であるとともに、親への支援のため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制が必要です。

また、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達や手話言語の習得につながることから、難聴児に対する早期支援の取組が極めて重要であり、その一層の推進が求められています。

イ 保健・医療サービスの充実について

身近な医療機関で適切な医療サービスが受けられる環境整備が求められていますが、本県には障害を専門とする医療機関がまだ少ない現状にあります。

難病患者の実態把握や医療支援、発達障害者や高次脳機能障害者の支援などの課題を解決していくために、行政や医療機関及び当事者団体などが連携していくことが求められています。

また、精神障害者の地域移行を進めるとともに、精神障害者とその家族等を支えていくため、各地域における保健・医療・福祉の関係機関による連携体制の構築やピアセンターの活用、多職種による訪問型の支援が求められています。

さらに、医療的ケア児支援法が令和3年9月に施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援していく必要があります。

重症心身障害児については、受入医療機関が少なく、急病の際の受入態勢の充実を求める声が高まっています。

ウ 福祉のまちづくりについて

バリアフリー法ではユニバーサル社会の実現を目指すこととされていますが、現状では、障害のない人など本来必要としない人が障害者用駐車場に駐車してしまうなど、まだ地域の理解が不足しているのが現状です。ハードはもとより心のバリアフリーの実現に向けて取組を進めていく必要があります。

また、駅のバリアフリー化と併せて、利用する全ての人に配慮したホームドアなどの設置が一層進むよう、引き続き鉄道事業者等への働きかけが必要です。

さらに、令和5年11月に埼玉県福祉のまちづくり条例が改正施行され、埼玉県思いやり駐車場制度が開始され、協力施設の拡大や県民への周知を図っていく必要があります。

エ 安全な暮らしの確保について

障害者が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策を積極的に進めていく必要があります。

東日本大震災や近年増加している大型台風を教訓として、福祉避難所の整備や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定がより強く求められており、避難所における障害者の支援体制をいかに構築していくかが課題です。

また、災害時の情報提供については、聴覚障害者に配慮した音声情報以外の手法についての検討も求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した際には、マスクや備品などの欠品や障害者施設でのクラスターの発生などが危惧されます。常日頃からの情報周知や備蓄、医療体制の確保などの感染症対策が必要です。

第3章 取り組むべき課題

1 障害者への理解促進と差別解消

「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。県では、これまで同法の趣旨・内容等に関して普及啓発に取り組んでまいりましたが、障害者や障害者差別に関する県民や事業者の理解は十分とは言えない状況にあります。

障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らせる共生社会を実現する必要があります。

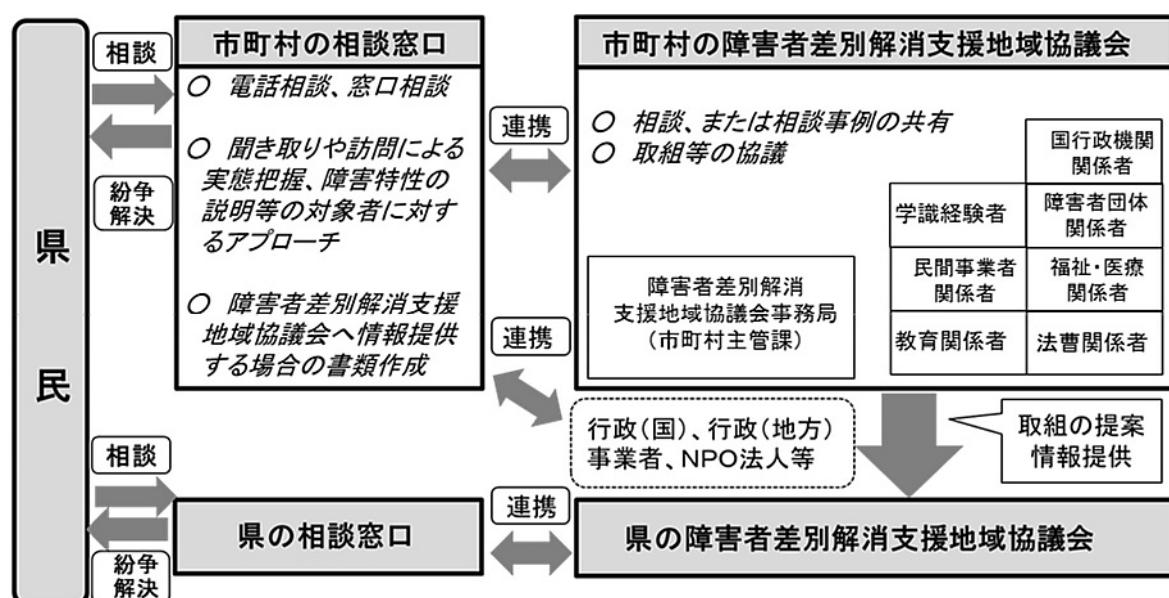
そのために、障害に対する正しい理解、障害者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について引き続き普及啓発を進める必要があります。

また、障害者や家族からの相談支援体制を確保するなど障害者の権利擁護や虐待の防止の取組も引き続き進めていく必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 普及啓発活動の推進
 - ・障害や社会的障壁に対する正しい理解、合理的配慮の提供などについて普及啓発
- 福祉教育の推進
 - ・障害当事者による講師等の情報を提供する仕組みの運用
- 差別解消及び権利擁護の推進
 - ・障害を理由とする差別に関する紛争防止や解決する体制の整備
- 虐待の防止
 - ・障害者福祉施設の管理者や職員、学校、医療機関、保育所等の関係者などに対する虐待防止研修への受講の促進
 - ・精神科病院における精神障害者への虐待について指導監督を強化

【障害者の差別解消の取組】



2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

障害者が地域の中で共に安心して自立した暮らしが送れるように、相談支援体制の整備、日中活動の場や住まいの場の確保、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通手段の確保などを進める必要があります。

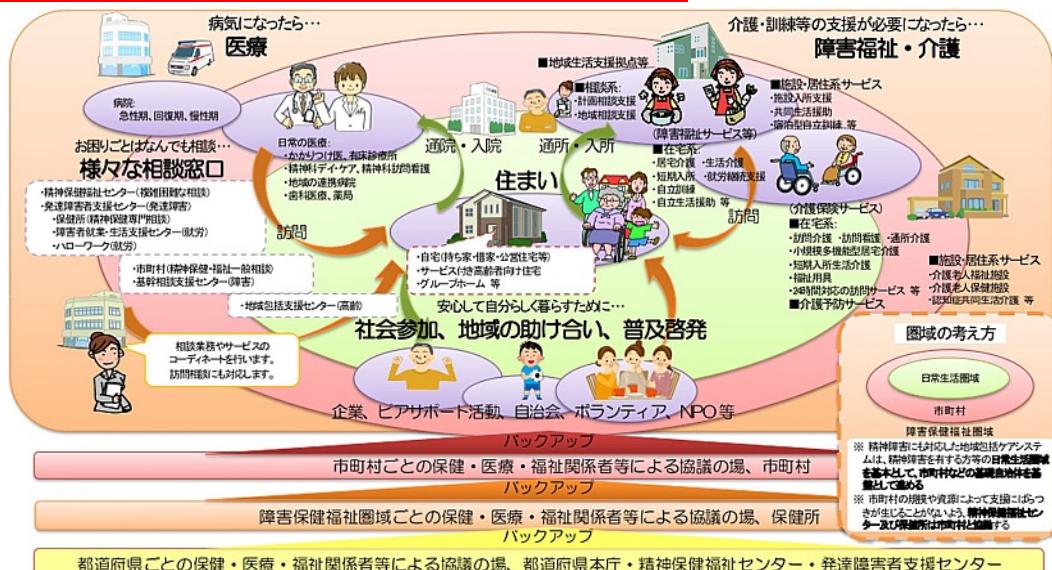
また、障害福祉サービス等の質に関して問題となるケースもあり、質の向上を進める必要があります。

さらに、障害者が生涯を通じて社会の一員として、経済、芸術文化、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 地域の暮らしや福祉サービスの利用について相談に応じる体制の整備
- 障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した障害者等の支援
- 医療的ケアが必要な障害児に対する総合的支援体制の構築**
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害者の日中活動の場の確保及びサービスの充実
 - ・障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所、地域活動支援センターなどの整備及び運営を支援
- 住まいの場の確保
 - ・重度障害者の地域移行に対応可能なグループホームの整備
- グループホームをはじめとする障害福祉サービス等の質の向上のための取組の強化
- コミュニケーション手段の確保及び充実
 - ・情報の取得利用及び円滑な意思疎通に関する普及啓発などの推進
 - ・手話通訳者、要約筆記者などの確保及び養成
- 障害者芸術文化活動支援センターの支援などによる芸術文化活動の振興
- パラスポーツの振興

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】



3 障害者の就労支援

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援事業などの推進により障害者の一般就労への移行を進める必要があります。

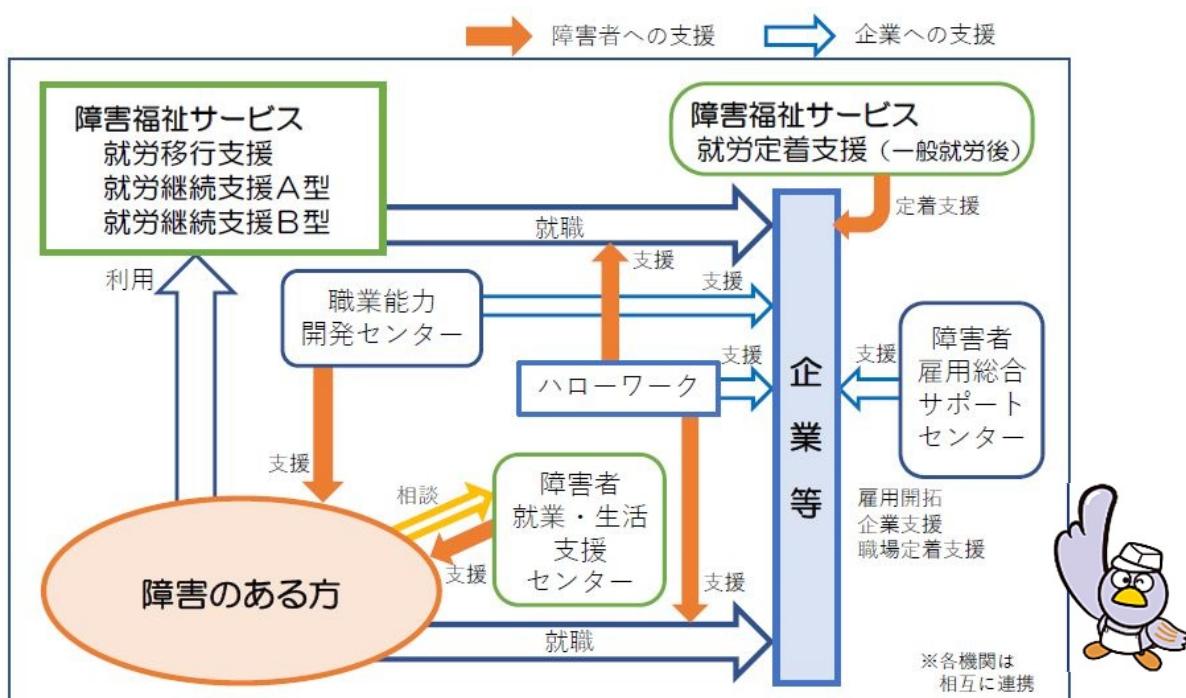
また、障害者が適性に応じて能力を発揮できる職に就き、安心して働き続けられるよう職場への定着支援が必要です。

さらに、障害者の多様な働き方の支援や重度障害者の就労支援、工賃の向上に取り組む必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 企業に対する障害者雇用のトータルサポート
 - ・ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターが企業に対し、就労から職場定着まで具体的な提案や助言を行う障害者雇用の総合的支援
 - ・ 障害者雇用開拓員、障害者雇用チャレンジ推進員、精神障害者雇用拡大推進チームなどによる障害者雇用受入企業の拡大
 - ・ ジョブコーチ、アドバイザーによる職場定着支援
- 障害者就労施設などからの物品及び役務の調達の推進
- 就労継続支援B型事業所などにおける職場参加や工賃向上
- 短時間勤務など障害者の多様な働き方の支援
- 重度障害者の就労支援
- 職業訓練、教育の充実
 - ・ 就職に必要な知識、技術を習得する職業訓練の場の提供
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の一般就労の支援

【障害者就労の体制】



4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進

障害の有無にかかわらず全ての子どもが共に学ぶ環境を整備し、一人ひとりの状況に応じた教育を行うことが必要です。

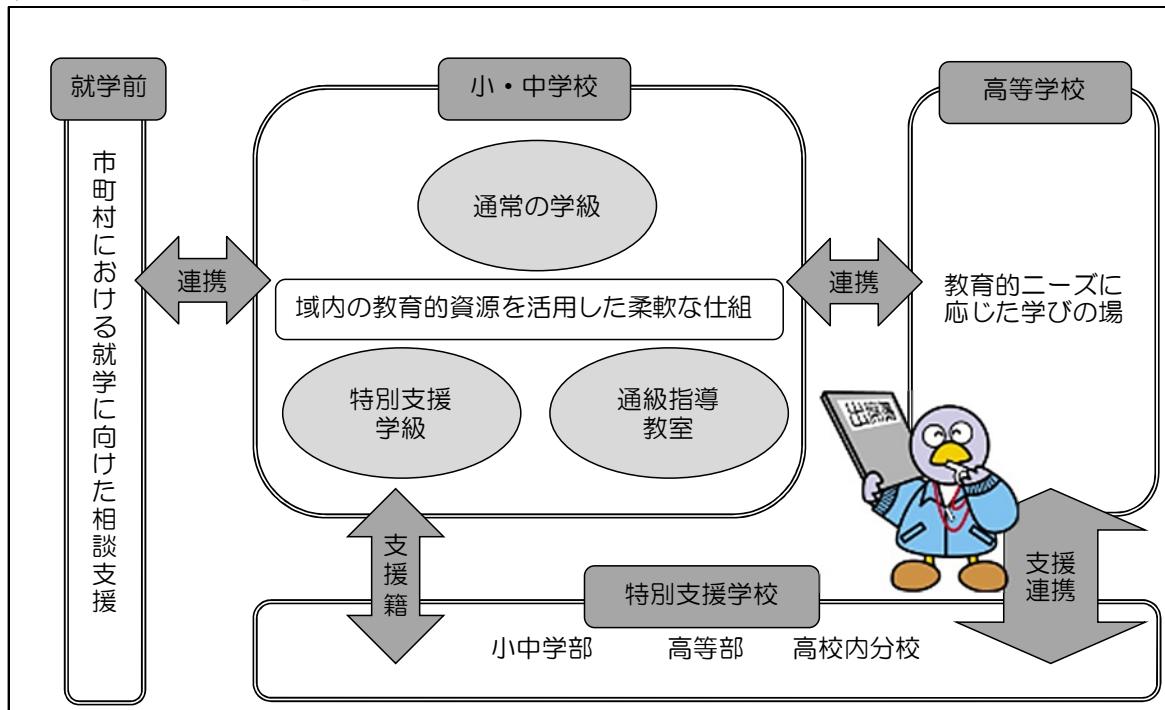
また、特別な教育的支援を必要とする子どもについては、卒業後の自立を見据えて早期から支援すると共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、必要な支援を行う必要があります。

さらに、教育機関のバリアフリー化など、学習環境の整備も進めていかなければなりません。

【対応の方向と主な取組】

- 障害のある児童生徒の教育の充実
 - ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実及び障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ教育の充実
 - ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習の推進
 - ・ 教職員が児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた合理的配慮に基づく支援を行うための研修の充実
 - ・ 発達障害に対する教職員の理解を深める研修の実施
 - ・ 教員に対する特別支援学校教諭免許状の取得機会の付与
 - ・ 高等学校におけるバリアフリー化の推進
 - ・ 視覚障害や発達障害等、読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実
- 自立する力の育成
 - ・ 特別支援学校高等部における職業教育及び進路指導の充実

【多様な学びの場の充実】



5 安心・安全な環境整備の推進

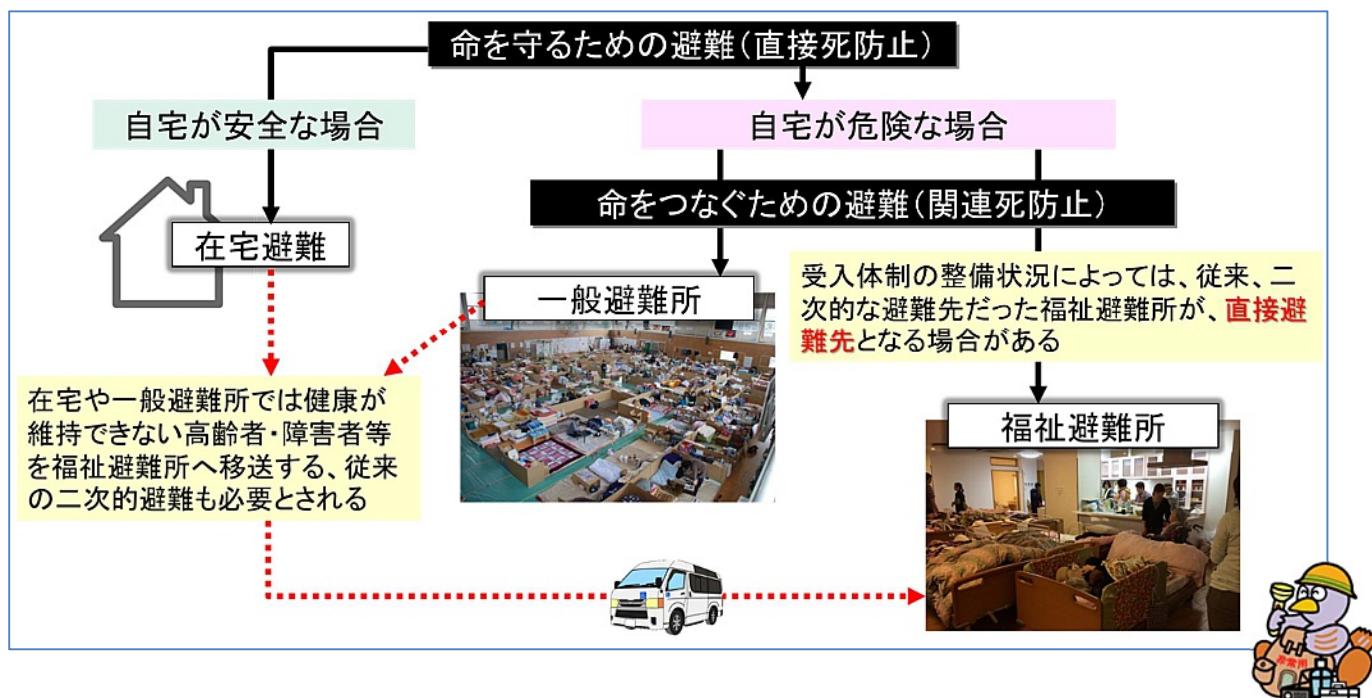
障害者が地域で安心して生活していくためには、療育体制や保健・医療サービスの充実を図るとともに福祉のまちづくりを推進する必要があります。

また、平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症流行の教訓を踏まえ、非常時における防災・避難体制の整備や感染症対策を推進していく必要があります。

【対応の方向と主な取組】

- 難聴児の早期支援・早期療育を推進するための支援体制の構築
- 発達障害総合支援センターを核とした人材育成、ペアレントプログラム等の普及促進
- 障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい環境の整備
 - ・ 公共施設、道路、公共交通機関などにおける環境整備の推進
 - ・ 車椅子使用者用駐車区画や優先駐車区画の適正利用の推進
 - ・ 視覚障害者、聴覚障害者など情報伝達が困難な人の特徴に配慮した情報提供
- 災害発生時の適切な避難誘導を行うための、障害者等の所在など必要な事項の把握
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者マップ、個別避難計画の作成
- 障害者に配慮した福祉避難所の整備・運営
 - ・ 社会福祉施設との協定の締結、障害の種別に応じた設備などの準備支援
 - ・ 福祉避難所の開設・運営訓練の実施支援
- 感染症対策の充実
 - ・ 市町村及び関係団体と連携した感染症発生時の支援・応援体制の構築

【災害時要配慮者の避難の流れ】



第4章 施策体系

大柱	中柱	小柱
I 理解を深め、権利を護る	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援
	2 差別解消の推進	同左
	3 権利擁護の取組の充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加
	4 地域生活支援体制の充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援
	5 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実 (2) サービスの質の向上
II 地域生活を充実し、社会参加を支援する	6 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など
	7 コミュニケーションの支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報パリアフリー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を使いやすい環境の整備 (4) 視覚障害者等の読書環境の整備
	8 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) パラスポーツの振興
	9 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重度障害者の就労支援
	10 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 职業教育の実施
III 就労を進める		

大柱	中柱	小柱
IV 共に育ち、共に学ぶ 教育を推進する	1 障害のある児童生徒の 教育の充実	(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員の資質の向上 (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実 (4) 学校施設の整備
	2 自立する力の育成	(1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備
V 安心・安全な環境を つくる	1 療育体制の充実	(1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実 <u>(3) 難聴児の早期支援の充実</u>
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 難病患者支援の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	3 福祉のまちづくりの 推進	(1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	4 安全な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実

第5章 施策の展開

I 理解を深め、権利を護る

1 相互理解の強化

(1) 啓発・広報活動の推進

施策番号	施策の内容	担当課
1	障害や障害者等に関する理解を促進するため、県の広報媒体などによる啓発事業の広報を推進します。	広報課 障害者福祉推進課
2	障害や障害者等に関する正しい知識の普及に努め、障害や障害者等に対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。	人権推進課 障害者福祉推進課
3	ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」を中心に、障害者団体や市町村などと連携を図りながら啓発の取組を推進します。	障害者福祉推進課
4	障害者やその家族からの相談対応やノーマライゼーションの理念の啓発などを行う団体の活動を助成することで、相談支援への充実や県民への情報発信など障害者の福祉向上を推進します。	障害者福祉推進課
5	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を伴った障害者への県民の理解を深めるとともに、宿泊施設、飲食店などの利用拒否がなくなるよう啓発を推進します。	障害者福祉推進課 食品安全課
6	義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害者に関するマークの普及啓発を推進します。	障害者福祉推進課
7	ケアラーに関する理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。	地域包括ケア課

(2) 福祉教育・地域交流の支援

施策番号	施策の内容	担当課
8	障害の有無や年齢に関わらず、住民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活が送れるよう地域全体で支え合うため、学校・家庭・地域の連携を深め、児童生徒をはじめ地域の全ての人に対して心豊かな福祉意識の啓発や福祉活動への参加を支援し、「参加型福祉社会」の実現を目指します。	福祉政策課 高校教育指導課 義務教育指導課
9	障害者団体などが行う障害者と地域の人が共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを推進します。	障害者福祉推進課
10	特別支援学校と地域の <u>小・中学校等</u> 、高校との交流及び共同学習や校外行事活動時の地域施設の利用、支援籍学習を通して共に生きる社会づくりを推進します。	特別支援教育課 義務教育指導課 高校教育指導課
11	福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する <u>「彩の国いろどりライブラリー」</u> を運用します。(再掲)	障害者福祉推進課

2 差別解消の推進

施策番号	施策の内容	担当課
12	埼玉県共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を運営するとともに市町村の運営を支援します。	障害者福祉推進課
13	障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法、 <u>同法の改正</u> などを踏まえ、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、 <u>民間事業者等</u> に対して普及啓発を推進します。	障害者福祉推進課
14	障害を理由とした差別に関する相談及び紛争の防止などの体制を整備し、障害者への差別解消を推進します。	障害者福祉推進課
15	障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを推進するため、市町村職員向けの研修会を実施します。	障害者福祉推進課
【新】	<u>市町村及び事業者による障害者に対する差別解消の取組を支援するため、権利擁護センターにおいて、障害者への差別及びその解消のための取組の情報を収集、整理し、関係機関へ情報提供します。</u>	障害者福祉推進課

16	<p>民間事業者と協力して、障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、あんしん賃貸住まいサポート店などの情報を提供します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="padding: 5px;">項目</th><th style="padding: 5px;">数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数</td><td style="padding: 5px;">【令和6年度】 <u>1,200</u>件 ⇒ 【令和8年度】 <u>1,300</u>件</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【令和6年度】 <u>1,200</u> 件 ⇒ 【令和8年度】 <u>1,300</u> 件	住宅課
項目	数値目標					
あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【令和6年度】 <u>1,200</u> 件 ⇒ 【令和8年度】 <u>1,300</u> 件					

3 権利擁護の取組の充実

(1) 権利擁護の推進

施策番号	施策の内容	担当課
17	福祉サービスに対する苦情解決制度の充実と周知に努め、利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう支援します。	社会福祉課
18	成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申立て、市民後見人の育成や法人後見推進などの市町村の取組を支援します。	地域包括ケア課 障害者支援課
19	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関（権利擁護センター等を含む）の設置を促進します。また、市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定を促進します。	地域包括ケア課
20	判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者・精神障害者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。	地域包括ケア課 障害者支援課
21	認知症高齢者や障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、その権利を擁護し、権利行使を援助する障害者権利擁護センターを支援します。また、障害者団体などと連携して、権利擁護に関する啓発や同センターの周知を図ります。	地域包括ケア課 障害者支援課 障害者福祉推進課
22	各種資格の取得や施設・サービスの利用などにおいて、障害者であるとの事由のみをもって対象から排除している「欠格事由」の条項について点検を行い、障害者の人権の確保を図ります。	障害者福祉推進課

23	障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。 <u>また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。</u> (再掲)	障害者支援課
24	精神科病院に対する実地指導を強化することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。(再掲)	疾病対策課
25	旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けた方に対し、一時金支給についての周知及び相談支援に努めます。	健康長寿課

(2) 虐待の防止

施策番号	施策の内容	担当課
26	埼玉県虐待禁止条例に基づき、障害者等に対する虐待の禁止、虐待の防止、早期発見などについて、市町村・関係団体と連携し、虐待防止等の取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境の整備、情報の共有、 <u>虐待を受けた障害者に対する援助、養護者に対する支援、人材の育成、重大な被害を及ぼした虐待事例の検証などに取り組みます。</u>	福祉政策課他関係課 障害者支援課
27	障害者に対する虐待防止や早期発見、迅速な対応を図るため、市町村職員や関係機関の従事者に対する虐待防止・権利擁護研修を行います。研修の実施に当たっては、障害者福祉施設の管理者や職員に対する受講の促進を図るとともに、受講対象者を学校、医療機関、保育所等の関係者にまで広げます。 <u>また、研修内容の充実と研修を受講しやすくなるような環境づくりに努めます。</u> (再掲)	障害者支援課
28	虐待の早期発見のため、誰もが通報しやすい環境と、虐待を受けた障害者が届出・相談しやすい環境を整えます。	福祉政策課他関係課
29	障害者虐待の防止及び養護者に対する支援のため、障害者権利擁護センターにおいて、相談、情報提供、関係機関との連絡調整などを行います。	障害者支援課
30	障害福祉サービス事業者における、虐待防止等のための責任者の設置、虐待防止委員会の設置及び従業者への研修実施の促進を図ります。	障害者支援課

【新】	<p><u>精神科病院に対し、精神障害者への虐待防止に必要な措置を講ずるよう指導監督を強化するととともに、障害者虐待に係る通報等があり、必要があると認めるときは、報告徴収や立入検査を行います。</u></p>	疾病対策課
-----	--	-------

(3) 権利行使の支援

施策番号	施策の内容	担当課
31	<p>投票所において障害者が投票しやすい環境づくりが進められるよう市町村に働き掛けます。<u>また、選挙公報において障害の特性に応じた情報取得ができるよう市町村に働き掛けます。</u></p>	市町村課

(4) 障害当事者の参加

施策番号	施策の内容	担当課
32	<p>障害者施策の着実な推進のために、埼玉県障害者施策推進協議会をはじめとした様々な場面で、障害者が参加する機会を設けます。</p>	障害者福祉推進課

Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する

1 地域生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制などの充実

施策番号	施策の内容	担当課
33	障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて <u>消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。</u> （再掲）	消費生活課 障害者福祉推進課 こども安全課
34	重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	地域包括ケア課
35	発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネジャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲）	障害者福祉推進課
36	発達障害児（者）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。（再掲）	障害者福祉推進課
37	障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者やその家族などによるピア・カウンセリングも含めた身近な相談体制を充実します。	社会福祉課 障害者福祉推進課
38	高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲）	障害者福祉推進課
【新】	<u>子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。</u> （再掲）	障害者福祉推進課

39	<p>強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、<u>支援ニーズを把握し、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。</u> （再掲）</p>	障害者支援課 障害者福祉推進課				
40	アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。 （再掲）	疾病対策課				
41	障害者や高齢者の様々な状況に応じたりハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。 （再掲）	地域包括ケア課				
42	<p>市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」）<u>における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備</u>、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。（再掲）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="margin: 0;">【令和4年度末】49市町村 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	<p style="margin: 0;">【令和4年度末】49市町村 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p>	障害者支援課
項目	数値目標					
相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	<p style="margin: 0;">【令和4年度末】49市町村 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p>					
43	<p>地域生活支援拠点等を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備し、<u>コーディネーターの配置等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めることや、機能の充実のため年1回以上の運用状況の検証及び検討をするよう各市町村に働き掛けます。</u>また、地域生活支援拠点等を活用し、各市町村や圏域で人材育成に取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">地域生活支援拠点等の設置市町村数</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="margin: 0;">【令和4年度末】36市町 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	地域生活支援拠点等の設置市町村数	<p style="margin: 0;">【令和4年度末】36市町 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p>	障害者支援課
項目	数値目標					
地域生活支援拠点等の設置市町村数	<p style="margin: 0;">【令和4年度末】36市町 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上</p>					

44	<p>障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的な機能の強化を図るとともに、地域<u>社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する</u>中核的な支援施設として児童発達支援センターが設置されるよう市町村に働き掛けます。</p> <table border="1" data-bbox="231 384 1152 552"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センターの設置数</td><td>【令和4年度末】 <u>39</u>箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 <u>39</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】	障害者支援課
項目	数値目標					
児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 <u>39</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】					
【新】	<p><u>専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。</u></p> <table border="1" data-bbox="231 765 1152 934"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>医療的ケア児支援センターに設置する医療的ケア児等コーディネーター数</u></td><td>【令和8年度末】 新規施策 ⇒ <u>各センター一人以上</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	<u>医療的ケア児支援センターに設置する医療的ケア児等コーディネーター数</u>	【令和8年度末】 新規施策 ⇒ <u>各センター一人以上</u>	障害者支援課
項目	数値目標					
<u>医療的ケア児支援センターに設置する医療的ケア児等コーディネーター数</u>	【令和8年度末】 新規施策 ⇒ <u>各センター一人以上</u>					
45	<p>医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場を設置し、支援体制を構築します。</p> <table border="1" data-bbox="231 1102 1152 1309"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置</td><td>【令和4年度末】 <u>46</u>箇所 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置 【令和8年度末】</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【令和4年度末】 <u>46</u> 箇所 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置 【令和8年度末】	障害者支援課
項目	数値目標					
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	【令和4年度末】 <u>46</u> 箇所 ⇒ 県、各市町村又は各圏域に設置 【令和8年度末】					
46	<p>医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成研修を行い、市町村に配置されるよう働き掛けます。</p> <table border="1" data-bbox="231 1500 1152 1662"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数</u></td><td>【令和4年度末】 <u>52</u>市町 ⇒ 各市町村又は各圏域 【令和8年度末】 <u>129</u>人 ⇒ 1人以上</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	<u>市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数</u>	【令和4年度末】 <u>52</u> 市町 ⇒ 各市町村又は各圏域 【令和8年度末】 <u>129</u> 人 ⇒ 1人以上	障害者支援課
項目	数値目標					
<u>市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数</u>	【令和4年度末】 <u>52</u> 市町 ⇒ 各市町村又は各圏域 【令和8年度末】 <u>129</u> 人 ⇒ 1人以上					
47	<p>障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画を作成する相談支援事業所の運営を支援します。</p>	障害者支援課				
48	<p>障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らし等を希望する障害者の地域生活を支援するため、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う事業所の運営を支援します。</p>	障害者支援課				

49	<p>入所施設等から地域生活への移行について、<u>地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことにより、</u>地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。（再掲）</p>	障害者支援課																								
【新】	<p><u>障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して関係機関が連携・協力して調整を行う協議の場を設置・運営します。</u></p>	障害者支援課																								
50	<p><u>精神科病院の社会的入院患者の退院を促進します。また、</u>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、圏域ごとに<u>設置している</u>保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村など関係機関の連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 全市町村</p> <p>【令和8年度末】</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">精神病床における1年以上長期入院患者数</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">①65歳以上</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">②65歳未満</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人</td> </tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>※…<u>6月30日時点（令和4年度精神保健福祉資料（630調査）調査結果）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">精神病床における早期退院率</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">①入院後3か月時点</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 68.9%</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②入院後6か月時点</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 84.5%</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③入院後1年時点</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 91.0%</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」<u>公表待ち</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> <p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 325.3日</p> <p>【令和8年度】</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>※…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」<u>公表待ち</u></p>	項目	数値目標	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	<p>【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 全市町村</p> <p>【令和8年度末】</p>	精神病床における1年以上長期入院患者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">①65歳以上</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">②65歳未満</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人</td> </tr> </table>	①65歳以上	【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人	②65歳未満	【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人	項目	数値目標	精神病床における早期退院率		①入院後3か月時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 68.9%</p>	②入院後6か月時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 84.5%</p>	③入院後1年時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 91.0%</p>	項目	数値目標	精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 325.3日</p> <p>【令和8年度】</p>	障害者福祉推進課
項目	数値目標																									
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	<p>【令和4年度末】 49市町村 ⇒ 全市町村</p> <p>【令和8年度末】</p>																									
精神病床における1年以上長期入院患者数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">①65歳以上</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">②65歳未満</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人</td> </tr> </table>	①65歳以上	【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人	②65歳未満	【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人																					
①65歳以上	【令和4年度※】 3,454人 ⇒ 3,325人																									
②65歳未満	【令和4年度※】 2,032人 ⇒ 2,024人																									
項目	数値目標																									
精神病床における早期退院率																										
①入院後3か月時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 68.9%</p>																									
②入院後6か月時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 84.5%</p>																									
③入院後1年時点	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 91.0%</p>																									
項目	数値目標																									
精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	<p>【令和4年度】 集計中※ ⇒ 325.3日</p> <p>【令和8年度】</p>																									

51	<u>高齢・障害がある者で、刑務所等の出所後も帰来先のない方及び更生緊急保護が適用となった起訴猶予者や執行猶予など福祉の支援を必要とする方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。</u>	社会福祉課
52	障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。(再掲)	障害者福祉推進課

(2) サービス提供体制の充実

施策番号	施策の内容	担当課				
53	介護すまいる館において、福祉機器の展示・相談を行うとともに、インターネットによる情報提供を進め、福祉機器の普及を図ります。	高齢者福祉課				
54	障害者の生活を支援するため、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を推進します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">項 目</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">身体障害者補助犬給付数</td> <td style="text-align: center;">【各年度】 6頭</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標	身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭	障害者福祉推進課
項 目	数値目標					
身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭					
55	精神障害者保健福祉手帳の取得が進むよう広報に努めるとともに、手帳所持者に対する優遇施策の拡大に努めます。	障害者福祉推進課				
56	総合リハビリテーションセンターの補装具製作施設機能により、一般の補装具業者では対応が困難な義肢装具を必要とする障害者のニーズに適切に対応します。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 10px;"> <p>【総合リハビリテーションセンター 補装具製作施設】(上尾市) 義肢装具の製作、修理、相談・助言、業者指導などについて、国家資格である義肢装具士が対応しています。</p> </div>	障害者福祉推進課				
57	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	障害者福祉推進課				

58	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
59	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族（ケアラー）の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図ります。	障害者支援課
60	障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲）	障害者支援課
61	各市町村の地域生活支援事業の実施状況などの情報を速やかに提供し、相互に共有することにより、地域生活支援事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
62	障害者総合支援法による制度の適正な運営を進めるために、制度に関するインターネットなどによる情報提供、障害福祉サービス事業者の指定、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修などを実施します。これらの実施により、市町村の障害福祉サービス支給決定などを行うための体制整備を支援します。	障害者支援課
63	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。 （再掲）	障害者支援課 福祉監査課

(3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実

施策番号	施策の内容	担当課
64	発達障害児（者）及び高次脳機能障害者（児）に対する相談支援に携わる市町村などの関係機関の職員に対する研修を充実します。	障害者福祉推進課
65	福祉サービスを担う人材の確保を図るために、無料職業紹介事業や事業者又は施設からの求人、処遇改善などに係る相談事業などを行います。また、福祉を支える人材の養成や資質の向上を図るために、社会福祉事業従事者などへの研修を行います。	社会福祉課
66	提供するサービスや相談の質を高めるため、 <u>相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者</u> に対する研修を実施するとともに、 <u>意思決定支援の適切な実施のため意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施</u> します。また、サービスの直接の担い手である重度訪問介護従事者、同行援護従事者及び行動援護従事者 <u>を養成する</u> 研修や強度行動障害支援者養成研修 <u>を実施する事業者</u> の指定を行います。	障害者支援課
67	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、新規採用職員を対象とした合同入職式や研修などの取組を行います。	障害者支援課
68	障害者の特性に応じた対応ができる、より専門的技術や知識が高いホームヘルパーなどの養成を支援します。	障害者支援課
69	埼玉県立大学において、福祉・保健・医療などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲）	保健医療政策課
70	高等技術専門校や職業能力開発センター、民間教育訓練機関において、介護に従事する人材の育成を図ります。	産業人材育成課
71	公立図書館や公立学校の司書、司書教諭、職員等に対し、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、障害当事者でもある司書及び職員等の育成や環境の整備を行います。	生涯学習推進課
72	<u>地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。</u>	地域包括ケア課

(4) 市町村における計画推進の支援

施策番号	施策の内容	担当課
73	法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、市町村が住民の福祉ニーズに応えるため、市町村地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進を地域福祉支援計画に基づき支援します。	福祉政策課
74	市町村が障害者等のニーズを的確に把握しながら障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定・改定し、障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に展開できるよう支援します。	障害者福祉推進課

(5) ボランティア・NPO活動などへの支援

施策番号	施策の内容	担当課
75	WEB サイト「NPO 情報ステーション」「共助ポータル」を運営し、NPO 法人など多様な主体へボランティア・NPO 活動等に関する情報提供を行います。	共助社会づくり課
76	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO 法人やボランティア団体等を支援します。	福祉政策課
77	障害者の地域生活を支える福祉ボランティア活動を支援するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでの啓発、養成、相談、情報提供などに対する支援を行います。	社会福祉課

2 日中活動の場の確保

(1) 日中活動系サービスの確保・充実

施策番号	施策の内容	担当課				
78	障害者の自立を支援し、日中の介護、家事、生活などに関する日常生活の支援、身体機能又は生活能力向上のために行われる必要な援助などを行う生活介護の整備や運営を支援します。また、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流を図るために各種事業を行う地域活動支援センターの取組を支援します。	障害者支援課				
79	障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。(再掲)	障害者支援課				
80	障害児通所支援を利用することが困難な重症心身障害児などの重度の障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与など発達支援サービスを行う児童発達支援センター等の運営を支援します。	障害者支援課				
81	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等を利用する障害児が他の児童との集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問して障害児の身体及び心身の状況やその置かれている環境に応じて専門的な支援を行う事業所の運営を支援します。 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>数値目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>保育所等訪問支援の設置数</td><td>【令和4年度末】 42市町村 【令和8年度末】 ⇒ 全市町村</td></tr></tbody></table>	項目	数値目標	保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町村 【令和8年度末】 ⇒ 全市町村	障害者支援課
項目	数値目標					
保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町村 【令和8年度末】 ⇒ 全市町村					
82	障害児の障害種別や年齢別等のニーズに対応するため、専門的な発達支援を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与並びに生活能力の向上に必要な訓練などをを行う障害児通所支援事業所(児童発達支援及び放課後等デイサービス等)の運営を支援します。	障害者支援課				

83	<p>重症心身障害児等が身近な地域において児童発達支援や放課後等デイサービス<u>への通所による支援</u>を受けられる事業所が設置されるよう市町村に働き掛けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> 【令和4年度末】 <u>34</u>箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】 </td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数</td><td style="padding: 5px; text-align: center;"> 【令和4年度末】 <u>36</u>箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】 </td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【令和4年度末】 <u>34</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 <u>36</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】	障害者支援課
項目	数値目標							
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【令和4年度末】 <u>34</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】							
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 <u>36</u> 箇所 ⇒ 各市町村又は各圏域に1箇所以上 【令和8年度末】							
84	<p>重症心身障害児や医療的ケア児及びその家族（ケアラー）の支援に当たっては、その人数やニーズなどを把握し、必要な支援を行います。</p>	障害者支援課						

(2) サービスの質の向上

施策番号	施策の内容	担当課
85	事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。（再掲）	社会福祉課
86	利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサービス内容の情報提供を行います。（再掲）	社会福祉課 高齢者福祉課
87	指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者的人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。（再掲）	社会福祉課 障害者支援課 福祉監査課
88	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。 (再掲)	障害者支援課 福祉監査課

3 住まいの場の確保

(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上

施策番号	施策の内容	担当課				
89	事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。 (再掲)	社会福祉課				
90	利用者がサービスを選択しやすいよう、市町村、障害福祉サービス事業所などと連携し、インターネットの活用などによりサービス内容の情報提供を行います。 (再掲)	社会福祉課 高齢者福祉課				
91	指定障害福祉サービス事業者などに対し、利用者の人権の擁護や虐待防止なども含め、適正な運営がなされるよう指導、監査します。また、自己評価及び第三者評価並びに苦情解決に取り組むよう促します。 (再掲)	社会福祉課 障害者支援課 福祉監査課				
92	障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する様々な研修に市町村職員の参加を促すとともに、県が実施する指導監査結果を関係自治体などと共有するなどの体制を構築します。 (再掲)	障害者支援課 福祉監査課				
93	利用者の高齢化や重度化に 対応するための専門的なケアを行う体制の確保 や、プライバシーの配慮に 対応するための居室の個室化 などを促進します。また、必要な障害者支援施設について整備を支援します。	障害者支援課				
94	障害者支援施設における入所者の地域生活への移行に向けた取組やショートステイ等の障害者の地域生活を支える拠点機能の充実を支援します。 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>数値目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害者入所施設から地域生活へ移行する人数</td><td>【令和6年度～令和8年度】 検討中 (令和4年度末 入所者数の 検討中 %)</td></tr></tbody></table>	項目	数値目標	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【令和6年度～令和8年度】 検討中 (令和4年度末 入所者数の 検討中 %)	障害者支援課
項目	数値目標					
障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【令和6年度～令和8年度】 検討中 (令和4年度末 入所者数の 検討中 %)					

(2) グループホームなどの確保・充実

施策番号	施策の内容	担当課				
95	グループホームなどへの入居を希望する障害者に、グループホームなどの暮らしを体験する機会を提供する市町村を支援します。	障害者支援課				
96	障害者の地域での自立生活のため、グループホームなどの整備促進を図ります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)</td><td>【令和4年度末】 9,004人 ⇒ 【令和8年度末】 検討中</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人 ⇒ 【令和8年度末】 検討中	障害者支援課
項目	数値目標					
「住まいの場」の利用定員数 (グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人 ⇒ 【令和8年度末】 検討中					
【新】	<u>重度障害者の地域移行を進めるため、重度障害者に対応可能なグループホームの整備を推進します。</u>	障害者支援課				
【新】	<u>グループホームなどのサービスの質を向上させるため、市町村や関係機関と連携し、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。</u>	障害者支援課				
【新】	<u>日中サービス支援型グループホームの報告・評価制度について市町村と連携し適切に運営することにより、事業所の質の確保・向上を図ります。</u>	障害者支援課				
97	入所施設等から地域生活への移行について、 <u>地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行うことにより</u> 、地域生活を希望する者が地域での暮らしを実現することができるよう支援します。（再掲）	障害者支援課				
98	県営住宅のグループホームなどへの活用を引き続き検討します。	住宅課				

(3) 住宅の整備など

施策番号	施策の内容	担当課
99	障害者が暮らしやすい民間住宅の整備のため、バリアフリー仕様を広く普及するとともに、重度障害者向け居宅改善の助成制度を通じて住宅改修を支援します。また、介護すまいる館において、手すり設置などの住宅改修についての相談業務を実施します。	高齢者福祉課 障害者福祉推進課
100	障害者支援施設や病院から地域生活への移行を進めるため、賃貸契約による一般住宅への入居希望者を支援する居住サポート事業が市町村において実施されるよう働き掛けます。	障害者支援課

101	<p>県営住宅を整備する際には、エレベーター やスロープのほか、点字ブロックを設置するなど誰もが安心して快適に暮らせるようバリアフリー化します。</p> <table border="1" data-bbox="234 332 1152 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="234 332 599 384">項目</th><th data-bbox="599 332 1152 384">数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="234 384 599 485">バリアフリー化された県営住宅数</td><td data-bbox="599 384 1152 485"> 【令和4年度末】 <u>9,654</u>戸 ⇒ 【令和8年度末】 <u>9,962</u>戸 </td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	バリアフリー化された県営住宅数	【令和4年度末】 <u>9,654</u> 戸 ⇒ 【令和8年度末】 <u>9,962</u> 戸	住宅課
項目	数値目標					
バリアフリー化された県営住宅数	【令和4年度末】 <u>9,654</u> 戸 ⇒ 【令和8年度末】 <u>9,962</u> 戸					
102	住宅に困窮する障害者などの居住の安定を図るため、県営住宅の供給を推進し、入居を支援します。	住宅課				
103	県営住宅での車椅子対応住戸などの整備を推進します。	住宅課				
104	障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。	住宅課				

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
105	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲)  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"><p>【熊谷点字図書館】(熊谷市) 点字図書、ディジー図書を製作 し、郵送により貸出等を行ってい ます。視覚に障害のある方などは 無料でご利用いただけます。</p></div>	障害者福祉推進課
106	視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことによつて、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。	障害者福祉推進課
107	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、 <u>安心・安全に働く環境の構築</u> に向けて、市町村を支援します。(再掲)	障害者福祉推進課
108	パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	障害者福祉推進課
【新】 (再掲)	<u>手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>市町村が行う代筆・代読者の派遣を支援し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>失語症者のコミュニケーション手段を確保するため、失語症者の意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣を行う市町村を支援します。</u>	障害者福祉推進課

【新】	<u>発達障害児（者）との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。</u>	障害者福祉推進課
-----	---	----------

(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
109	行政情報について、点字版、ディジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課 情報システム戦略課
【新】	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、市町村が障害者からの各種相談に応じたり、障害者に情報を提供する際に、障害の種類及び程度に応じて配慮することができるよう、対応事例などの情報を提供します。</u>	障害者福祉推進課
110	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲）	障害者福祉推進課
111	視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。	障害者福祉推進課
112	重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。	障害者福祉推進課
113	IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、 <u>障害特性に配慮した</u> IT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
114	各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入れることができるよう、インターネットを利用して障害児（者）福祉情報を提供します。	障害者福祉推進課

115	視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアディジタル、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課
【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲)	障害者福祉推進課
【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲)	障害者福祉推進課
117	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課 報道長
118	ICTによる遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
119	避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣やホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲)	障害者福祉推進課 災害対策課

(3) 手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課				
120	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課				
121	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課				
122	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、 <u>安心・安全に働く環境の構築</u> に向けて、市町村を支援します。（再掲）	障害者福祉推進課				
【新】	<u>手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。</u> （再掲）	障害者福祉推進課				
123	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課				
【新】	<u>市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。</u>	障害者福祉推進課				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>手話言語に関する条例を定めている市町村数</u></td><td><u>【令和4年度末】</u> <u>【令和8年度末】</u> <u>40市町</u> ⇒ <u>全市町村</u> <u>新規施策</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	<u>手話言語に関する条例を定めている市町村数</u>	<u>【令和4年度末】</u> <u>【令和8年度末】</u> <u>40市町</u> ⇒ <u>全市町村</u> <u>新規施策</u>	
項目	数値目標					
<u>手話言語に関する条例を定めている市町村数</u>	<u>【令和4年度末】</u> <u>【令和8年度末】</u> <u>40市町</u> ⇒ <u>全市町村</u> <u>新規施策</u>					
124	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課				
125	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課				

126	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
127	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
128	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
129	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
130	ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
131	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
132	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課

（4）視覚障害者等の読書環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
133	県立図書館において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、県内公立図書館等のティジー図書・点字図書等のアクセシブルな書籍を充実させる取組を促進します。	生涯学習推進課
134	県立図書館において、施設の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図るなどの県内公立図書館等の取組を促進します。	生涯学習推進課

135	県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等との連携を図り、視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者に対し、アクセシブルな書籍による読書の機会を提供するとともに、郵送サービスなど円滑な利用のための支援を実施します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
136	県立図書館及び熊谷点字図書館において、視覚障害者等に対し、ディジタル図書等の利用や製作着手情報の入手ができるシステム（サピエ図書館等）について周知を図ります。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
137	県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、アクセシブルな書籍や端末機器の利用方法について広報します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
138	アクセシブルな書籍の製作に関するマニュアルを作成し、県内図書館及び図書館協力者等に配布します。	生涯学習推進課				
139	県立図書館及び熊谷点字図書館において、公立図書館等の課題共有や協力を促進するため、懇談会等の交流を行います。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
140	県立図書館と熊谷点字図書館が連携し、ディジタル図書等のアクセシブルな電子書籍の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり視覚障害者等が必要な支援を受けられるよう、施策の推進を図ります。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
141	県立図書館において、県内図書館の職員等（司書、司書教諭、職員等）に対し、アクセシブルな電子書籍を利用するための端末機器等の習得支援等を行う研修を実施し、視覚障害者等が必要な支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図ります。	生涯学習推進課				
142	点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材を確保するため、募集や養成、活動支援等に計画的に取り組みます。また、アクセシブルな書籍の質の向上を図るために、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課				
143	アクセシブルな書籍の量的拡充を図るために、新たなディジタル図書・点字図書等を製作します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">新規ディジタル図書・点字図書等製作点数</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">【各年度】 240タイトル</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	数値目標	新規ディジタル図書・点字図書等製作点数	【各年度】 240 タイトル	生涯学習推進課 障害者福祉推進課
項 目	数値目標					
新規ディジタル図書・点字図書等製作点数	【各年度】 240 タイトル					

5 社会参加の支援

(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大

施策番号	施策の内容	担当課
144	障害者の社会参加と交流や学習の拠点である障害者交流センターの機能やノウハウが県内各地で生かされるよう積極的に取り組みます。	社会福祉課
145	障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めます。また、障害者の社会参加に必要な各種事業を実施します。	障害者福祉推進課
146	障害者及びその家族などが保養、観光、会議などに利用できる宿泊施設である「伊豆潮風館」の運営を、利用者本位の視点に立って充実します。  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 10px;"><p>【伊豆潮風館】(静岡県伊東市) 障害者やその家族の健康増進とレクリエーションのため、本県が設置した障害者更生センターです。一般県民の方もご利用いただけます。</p></div>	障害者福祉推進課
147	県民が必要な時に必要な情報を入手できるよう、インターネットを通じて生涯学習情報を提供します。	生涯学習推進課
148	福祉教育や社会教育の場で、障害当事者による授業や講演等を促進するため、講師等の情報を提供する <u>「彩の国いろどりライブラリー」</u> を運用します。(再掲)	障害者福祉推進課

(2) 外出や移動の支援

施策番号	施策の内容	担当課
149	福祉有償運送の適切な運行を推進するため、市町村の福祉有償運送運営協議会やNPOなどの活動を支援します。	交通政策課 福祉政策課
150	リフト付きバス「おおぞら号」を運行し、障害者の社会参加を支援します。また、市町村が実施する福祉タクシー事業の広域的な利用調整を行うことで、市町村の取組を支援します。	障害者福祉推進課
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【おおぞら号】 県内に住所又は事務所を有する障害児（者）団体などが更生訓練や研修を行う場合に、有料道路料金などを除き無料でご利用いただけます。 （要予約）</p> </div>	
151	障害児（者）の外出を支える移動支援事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課
152	障害児（者）やその家族が求める緊急時の介護ニーズや障害児（者）の生活に合わせた多様な介護ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、障害児（者）生活サポート事業を実施する市町村を支援します。（再掲）	障害者支援課
153	運転免許の取得などを希望する障害者に対して、個々の障害の程度に応じた運転適性や車両の選定・改造などの相談に応じ、適切なアドバイスを行います。また、障害者の運転免許取得や教習所入所についてアドバイスを行います。	運転免許課 運転免許試験課

(3) 芸術文化活動の振興

施策番号	施策の内容	担当課
154	コンサート会場に出掛けることが困難な方に音楽を鑑賞する機会を提供するため、ボランティアで演奏を行う音楽家と障害福祉サービス事業所・病院などとの橋渡しを行い、事業所などが開催するコンサートを支援します。	文化振興課
155	障害者による芸術性・創造性あふれる芸術文化作品の創造・発表の機会が確保されるよう支援し、表現の魅力を発信します。  「障害者ダンスチーム「ハンドルズ」公演(R1.12)©HARU	障害者福祉推進課 【障害者ダンスチーム「ハンドルズ」】 一流ダンサー・振付家である近藤良平氏（コンドルズ主催）の演出による不思議で愉快な個性あふれるダンス公演。共生社会と心のバリアフリーを体現した公演を埼玉県から発信しています。
156	芸術文化の鑑賞機会や発表・体験の機会を提供し、またそのような機会が拡大されるよう支援し、障害者の芸術文化活動の裾野を広げます。	障害者福祉推進課
157	障害者の芸術文化活動を支援するため、「障害者芸術文化活動支援センター」の運営をサポートし、障害者や家族、事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利擁護の推進、支援者のネットワーク等を充実させます。（再掲）	障害者福祉推進課
158	障害がありながらも不屈の精神で学問に打ち込み、後世に大きな影響を残した郷土の偉人塙保己一の業績を顕彰するとともに、保己一の精神を受け継ぎ顕著な活躍をしている障害者などを表彰することを通じ、県民への啓発を推進します。  「写真提供/本庄市教育委員会」	障害者福祉推進課 【塙保己一賞】 塙保己一の精神を受け継ぎ、障害がありながらも顕著な活躍をしている方や、障害のある方のために貢献している方・団体を讃える埼玉県独自の表彰。

(4) パラスポーツの振興

施策番号	施策の内容	担当課
159	<p>より多くの障害者に<u>パラ</u>スポーツを体験してもらい、スポーツを通して社会参加の推進と体力増強、健康増進を図るために各種スポーツ大会を開催します。<u>また、アスリートの適性や競技特性を考慮したアスリートの発掘を行い、その後の育成・強化を一貫した支援体制を整備・充実させます。</u></p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【彩の国ふれあいピック】 この大会は全国障害者スポーツ大会の代表選手選考会を兼ねており、出場した選手の中から個人競技の県代表選手が選ばれます。</p> </div>	<u>スポーツ振興課</u>
【新】	<u>障害の有無等に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるよう、多彩なスポーツイベント等を開催します。eスポーツやアーバンスポーツ等の新しいスポーツに触れる機会を創出します。</u>	<u>スポーツ振興課</u>
160	<u>県社会福祉事業団や県障害者交流センター、スポーツ団体等と連携し、パラスポーツ指導員やボランティアなどパラスポーツを支える人材を育成し、地域での活動を促進します。</u>	<u>スポーツ振興課</u>
161	<p>総合リハビリテーションセンターの認定健康増進施設でトレーニング指導や健康管理指導を行うことにより、障害者が住み慣れた地域で積極的に自立した健康・体力づくりやスポーツ活動ができるよう支援します。</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【総合リハビリテーションセンター 健康増進施設】(上尾市) 障害者を対象としたスポーツ施設。専門の指導員が体育館やプールで「からだづくり」や「健康づくり」をサポートします。</p> </div>	障害者福祉推進課
162	<u>スポーツ科学に基づく発掘・育成から強化支援まで一貫したサポート体制を整備します。健常者と障害者のアスリートを一体的に支援する体制を構築することで、将来、国内主要大会・国際大会で活躍する県ゆかりのアスリートの輩出を目指します。</u>	<u>スポーツ振興課</u>

163	<p><u>障害者のスポーツ実施に関する多様な課題の解決に取り組み、障害者がスポーツを「する」、スポーツを「みる」機会を創出します。市町村や関係団体と連携し、障害のある方とない方が一緒に楽しむことができるパラスポーツの体験型イベントの開催等、障害者がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害のない方のパラスポーツへの理解を深める取組を推進します。</u></p> 	<p><u>スポーツ振興課</u></p>
【新】	<p><u>県内公共スポーツ施設を対象に、障害者のスポーツ施設利用に関する相談支援を行うなどし、障害者が地域でスポーツに親しむ環境を整備します。</u></p>	<p><u>スポーツ振興課</u></p>
【新】	<p><u>スポーツ施設設置者へ、国によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関連する基準や事例等の提供により、利用や観戦のしやすさ向上に取り組みます。</u></p>	<p><u>スポーツ振興課</u></p>
【新】	<p><u>2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。</u></p>	<p><u>スポーツ振興課</u></p>

III 就労を進める

1 就労に向けた支援

(1) 雇用の場の創出

施策番号	施策の内容	担当課				
164	障害者の本県職員としての採用を推進するため、職域の拡大や職場環境の整備に努めます。さらに、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障害者を採用します。	人事課				
165	本県における入札参加資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する優遇措置を実施します。	入札審査課				
166	埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などからの物品及び役務の調達を推進します。(再掲)	障害者支援課				
167	埼玉労働局や関係機関との連携による障害者就職面接会を開催し、障害者の就労機会の拡大を図ります。	雇用労働課				
168	<p>埼玉県障害者雇用総合サポートセンターにおいて事業主に対して、障害者の雇用への理解を促すとともに、具体的な仕事の提案などを通じて雇用の促進に努めます。また、これまで雇用につながった事例を事業主や関係機関に紹介するとともに、障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労支援センターなどの関係機関と連携しながら、職場定着を支援します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p> 【障害者雇用優良事業所認証マーク】 本県では、県内で障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証しています。</p></div> <table border="1" style="margin-top: 10px;"><thead><tr><th>項目</th><th>数値目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>民間企業の障害者雇用率</td><td>【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上</td></tr></tbody></table>	項目	数値目標	民間企業の障害者雇用率	【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上	雇用労働課
項目	数値目標					
民間企業の障害者雇用率	【令和4年】 2.37% ⇒ 【令和8年】 法定雇用率以上					
169	障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、 障害者に寄り添い 支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。(再掲)	雇用労働課				

170	<p>難病相談支援センターにおいて、<u>療養上の就労に関する悩み、疑問など</u>、ハローワークと連携しながら、相談の機会を提供します。また、難病患者も就労移行支援事業所を利用できることを周知し、利用を促進します。あわせて、難病患者の就労に理解が進むよう、企業等に対する啓発を行います。</p>	疾病対策課 <u>障害者支援課</u> <u>雇用労働課</u>				
171	<p>本県の公立小・中学校及び県立学校の本採用教職員として、障害者の採用に努めます。さらに、事務補助や環境整備補助等の会計年度任用職員として、障害者の雇用に努めます。</p>	教職員採用課 総務課 県立学校人事課 小中学校人事課				
172	<p>県警職員としての障害者の採用、雇用後の活躍推進に向けた勤務環境の整備に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="231 810 1152 961"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 810 615 871">項目</th> <th data-bbox="615 810 1152 871">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 871 615 961">警察官を除く県警職員の実雇用率</td> <td data-bbox="615 871 1152 961"> 【各年度】 <u>検討中</u> </td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	警察官を除く県警職員の実雇用率	【各年度】 <u>検討中</u>	警務課
項目	数値目標					
警察官を除く県警職員の実雇用率	【各年度】 <u>検討中</u>					

(2) 就労と職場定着の支援

施策番号	施策の内容	担当課														
173	発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。(再掲)	障害者福祉推進課														
174	高次脳機能障害者を支援するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、就労系の福祉事業所、企業及び関係機関に対して、個別訪問による助言・指導などの支援を行います。	障害者福祉推進課														
175	障害者の自立と社会経済活動への参加を進めるために、就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。また、事業所などと地域企業との繋がりが深まるよう支援します。(再掲)	障害者支援課														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉施設から一般就労する障害者数</td><td>【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 検討中</td></tr> <tr> <td>①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数</td><td>【令和4年度末】 878人 ⇒ 検討中</td></tr> <tr> <td>②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数</td><td>【令和4年度末】 122人 ⇒ 検討中</td></tr> <tr> <td>③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数</td><td>【令和4年度末】 117人 ⇒ 検討中</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合</td><td>【令和8年度末】 新規施策 ⇒ 検討中</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	福祉施設から一般就労する障害者数	【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 検討中	①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 878人 ⇒ 検討中	②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 122人 ⇒ 検討中	③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 117人 ⇒ 検討中	項目	数値目標	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	【令和8年度末】 新規施策 ⇒ 検討中	
項目	数値目標															
福祉施設から一般就労する障害者数	【令和4年度末】 1,145人 ⇒ 検討中															
①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 878人 ⇒ 検討中															
②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 122人 ⇒ 検討中															
③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和4年度末】 117人 ⇒ 検討中															
項目	数値目標															
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	【令和8年度末】 新規施策 ⇒ 検討中															
【新】	障害者本人の就労先・働き方に関する希望、就労能力や適性等に合ったより良い就労選択ができるよう、就労選択支援のサービスを提供する事業所の運営を支援します。	障害者支援課														
【新】	地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等の場を活用した取組を行います。	障害者支援課														
【新】	障害者ピアサポート研修を実施するなど、障害者の雇用を支援します。	障害者支援課														

176	<p>埼玉県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設などの物品及び役務の調達を推進します。(再掲)併せて、障害者就労施設などの物品や役務の情報を提供し、市町村や民間企業の発注を促進します。</p>	障害者支援課								
177	<p>就労移行支援や就労継続支援のサービス提供をする事業者が行う一般就労に移行した障害者の職場定着のための活動を支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合</td> <td>【令和4年度末】 <u>72.0%</u> ⇒ 【令和8年度末】 <u>検討中</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労定着率<u>7</u>割以上の就労定着支援事業所の割合</td> <td>【令和8年度末】 <u>検討中</u> ⇒ <u>検討中</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	【令和4年度末】 <u>72.0%</u> ⇒ 【令和8年度末】 <u>検討中</u>	項目	数値目標	就労定着率 <u>7</u> 割以上の就労定着支援事業所の割合	【令和8年度末】 <u>検討中</u> ⇒ <u>検討中</u>	障害者支援課
項目	数値目標									
一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	【令和4年度末】 <u>72.0%</u> ⇒ 【令和8年度末】 <u>検討中</u>									
項目	数値目標									
就労定着率 <u>7</u> 割以上の就労定着支援事業所の割合	【令和8年度末】 <u>検討中</u> ⇒ <u>検討中</u>									
178	<p>大学や専門学校等に通う障害者が在学中に必要に応じて適切に就労移行支援事業を利用できるよう、関係機関と連携し、周知を図ります。</p>	障害者支援課								
179	<p>就労継続支援B型事業所などにおける工賃向上の取組を支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>項目</th> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）</td> <td>【令和4年度】 <u>15,024</u>円 ⇒ 【令和8年度】 <u>検討中</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）	【令和4年度】 <u>15,024</u> 円 ⇒ 【令和8年度】 <u>検討中</u>	障害者支援課				
項目	数値目標									
就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）	【令和4年度】 <u>15,024</u> 円 ⇒ 【令和8年度】 <u>検討中</u>									
180	<p>障害者就労施設が、魅力ある商品の開発を行うために技術指導員を雇用したり、新規事業に参入するために経営コンサルタントを雇用するなどの活動を支援します。</p>	障害者支援課								
181	<p>障害者の農業分野での活躍を図るため、障害者就労施設や農業経営体が農福連携に取り組む機会を支援します。</p>	障害者支援課 農業支援課								
182	<p>就職や職場への定着が困難な障害者に対して、埼玉労働局及び埼玉障害者職業センターなどと連携しながら、就業やそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動を支援します。</p>	障害者支援課 雇用労働課								

183	<p>障害者の就労機会の拡大を図るため、障害者に身近な生活の場所で、雇用の相談から就労、職場定着まで、<u>障害者に寄り添い</u>支援を行う市町村障害者就労支援センターの活動を支援します。また、「障害者就労支援センター等連絡協議会」を開催して、各支援センターと国や県、関係機関とのネットワーク化を進め、就労支援の充実に努めます。（再掲）</p>	雇用労働課
184	<p>障害者の就労支援と就労後の職場定着支援には、支援に携わる関係者の役割が重要であることから、本県独自でジョブサポーター研修を行い、<u>企業や就労支援機関の支援者の資質向上を図ります。</u></p>	雇用労働課
185	<p>県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。（再掲）</p> <div data-bbox="231 1073 622 1331" style="float: left; margin-right: 10px;"> </div> <div data-bbox="647 1091 1139 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【チームぴかぴか】 県庁各課等から依頼されるシュレッダービジネスや封入作業等を通して職業スキルを身に付け、企業等へ一般就労を目指す取組です。</p> </div>	特別支援教育課

(3) 多様な働き方の支援

施策番号	施策の内容	担当課
186	本県の機関での職場実習を通して、障害者が職場の雰囲気や仕事を体験でき、就労意識が醸成されるよう支援するとともに、県職員の障害や障害者に対する理解を促進します。	人事課 障害者福祉推進課 雇用労働課
187	障害者の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務など）を企業に提案します。	雇用労働課
188	障害のある人とない人が共に働き、県内の障害福祉サービス事業所などの製品や弁当、県内各地の物産などの販売を通じて障害者の就労を考える場となっている県庁内福祉の店の運営を支援します。	障害者福祉推進課
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【県庁内福祉の店「かっぽ」】 障害者の働く場を創造し、社会参加を促進するため、県庁第二庁舎1階に障害者団体が設置している売店です。県内10数団体が商品の提供や販売に参画しています。</p> </div>	
189	企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。（再掲）	産業人材育成課
190	県教育委員会において、特別支援学校等の卒業生等を会計年度任用職員として直接雇用するとともに、企業におけるスキルアップ研修を実施することで、実践的な職業能力の向上を図り一般就労を目指します。また、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供することで、企業による障害者雇用の取組を支援します。これらの取組を通じて、特別支援学校卒業生の一般就労率の向上と、県教育委員会の障害者雇用率の向上を同時に目指します。 （再掲）	特別支援教育課

(4) 重度障害者の就労支援

施策番号	施策の内容	担当課
191	重度障害者を雇用した場合に利用できる助成制度を積極的に企業に紹介するなど、重度障害者の雇用を支援します。また、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村を支援します。	障害者支援課 雇用労働課

2 職業訓練の充実

(1) 職業訓練体制の整備・充実

施策番号	施策の内容	担当課
192	総合リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援事業を行い、障害者の一般就労を支援します。 	障害者福祉推進課
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【情報処理訓練】</p><p>情報系での就労、復職、在宅就労を目指し、表計算などの市販ソフトの利用技術、ホームページ作成、データ入力などのIT関連全般の訓練を実施しています。</p></div>	
193	就労移行支援サービスを提供する事業所などを利用する障害者が企業などの事業所に出向いて、作業経験を積み重ねて適応能力の向上を図ることにより就労に結びつける活動を支援します。	障害者支援課
194	職業能力開発センターにおいて知的障害者及び精神障害者等を対象に職業訓練を実施し、職場における基本的な技能を身につける訓練を行うことで就労を支援します。	産業人材育成課
195	企業や社会福祉法人などの地域の多様な委託先を活用するなど、障害者の能力、適性及び障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就労を支援します。(再掲)	産業人材育成課

(2) 職業教育の実施

施策番号	施策の内容	担当課				
196	<p>生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。(再掲)</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>数値目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率</td><td>【令和6年度】 <u>90.3%</u> ⇒ 【令和8年度】 <u>91.1%</u></td></tr></tbody></table>	項目	数値目標	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和6年度】 <u>90.3%</u> ⇒ 【令和8年度】 <u>91.1%</u>	特別支援教育課
項目	数値目標					
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和6年度】 <u>90.3%</u> ⇒ 【令和8年度】 <u>91.1%</u>					

IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

1 障害のある児童生徒の教育の充実

(1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

施策番号	施策の内容	担当課
197	障害のある児童生徒の指導に当たっては、きめ細かな指導を受けられるよう個別の指導計画を作成するとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や関係機関と連携し、個別の教育支援計画の作成を推進します。	特別支援教育課 義務教育指導課
198	小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。(再掲)	特別支援教育課 義務教育指導課
【新】	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育を推進するため、児童生徒や保護者を対象とした理解啓発に取り組みます。	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課
【新】	障害のある児童生徒が通常学級で共に学ぶ取組事例などを市町村に提供し、小・中学校における取組を支援します。	義務教育指導課
【新】	特別支援学校と市町村立小中学校の教員を互いに派遣し合う人事交流を推進します。	小中学校人事課 県立学校人事課
199	県立学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、司書教諭・司書の配置に努めます。	県立学校人事課
200	県立学校において、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、発達障害や視覚障害等で読字に困難がある児童生徒の読書の機会の充実に努めます。小・中学校等においては、司書教諭や司書、担任等の教職員間の連携を図り、読字に困難がある児童生徒に読書の機会を設けることの重要性について、市町村教育委員会に周知します。	特別支援教育課 高校教育指導課 義務教育指導課

(2) 教職員等の資質の向上

施策番号	施策の内容	担当課						
201	保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校等及び高等学校の教職員等が様々な障害及び障害児(者)に対する理解と認識を一層深めるため、 <u>特別支援教育の従事者等を講師に招くなどの方法を含め</u> 、研修を充実します。	少子政策課 高校教育指導課 義務教育指導課						
【新】	<u>学校において児童生徒一人一人の障害の特性に応じた合理的配慮の提供に基づく支援体制を整備するため、教職員への研修などを充実します。</u>	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課						
202	発達障害に対する教職員の理解を深め、校内支援体制を整備するとともに、初任者研修や年次研修において指導方法などの研修を充実します。	高校教育指導課 特別支援教育課 義務教育指導課						
203	幼稚園、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置や資質向上のための研修実施について、市町村に働き掛けます。	義務教育指導課						
204	障害のある児童生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成などに関する指導資料の作成や教職員の資質の向上を図る研修を充実します。	特別支援教育課						
205	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。(再掲)	義務教育指導課						
206	特別支援学校の教員及び小・中学校の特別支援学級及び通級による指導担当教員に特別支援学校の教員免許状の取得機会を与え、専門性の向上を図るとともに、障害の特性に応じるための研修を充実し資質の向上を図ります。	特別支援教育課						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">項目</th> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数</td> <td style="text-align: center;">【令和4年度末】 <u>1,358</u>人</td> <td style="text-align: center;">【令和8年度末】 2,800人</td> </tr> </tbody> </table>			項目	数値目標		特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 <u>1,358</u> 人	【令和8年度末】 2,800人
項目	数値目標							
特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 <u>1,358</u> 人	【令和8年度末】 2,800人						
207	特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において適切な教育が行われるよう、研究指定校による実践研究や指導資料などの活用により指導内容・方法を充実します。	特別支援教育課 義務教育指導課						
208	医療的ケアの必要な障害のある児童生徒に対応するため、校内に看護師を配置するなど医療との連携強化を図るとともに、教職員の医療的知識や技術についての研修を充実します。	特別支援教育課						

209	特別支援教育に関する研究事業及び研修事業を実施する総合教育センター特別支援教育担当の機能を充実し、障害のある児童生徒に対する適切な教育が行われるように努めます。特に、特別支援教育担当教員や特別支援教育コーディネーターの専門性と資質の向上を図る研修を充実します。	特別支援教育課 総合教育センター
【新】	<u>児童生徒へのメンタルヘルスに関する教育を行うとともに、教職員のメンタルヘルスに関する理解を深め、児童生徒をケアする力を高めます。</u>	生徒指導課 保健体育課

(3) 相談体制、交流及び共同学習の充実

施策番号	施策の内容	担当課
210	私立幼稚園における特別支援教育の充実と障害児の入園を支援します。	学事課
211	障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、保育の機会充実を図ります。	少子政策課
212	市町村などが実施する放課後児童健全育成事業について、障害児担当支援員の人事費などを助成し、障害児の受入を促進します。	少子政策課
213	幼稚園、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校や特別支援学級の障害のある児童生徒との交流及び共同学習や支援籍学習を推進します。	特別支援教育課
214	総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。 (再掲)	特別支援教育課 総合教育センター

(4) 学校施設の整備

施策番号	施策の内容	担当課
215	<p>高等学校におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやスロープ等の設置、障害者対応トイレなどの改修を推進します。また、小・中学校のバリアフリー化を進めるよう市町村に働き掛けます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>【障害者対応トイレ（多機能トイレ）】 車椅子が回転できる十分な広さがあり、車椅子から便器に乗り移るための手すり、車椅子に乗ったまま開閉が可能なスライドドアなどの機能があります。</p> </div> </div>	財務課
216	<p>県立特別支援学校の今後の児童生徒増に対応するため、<u>埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、既存の特別支援学校における校舎の増築を進めるなど</u>、学習環境の整備及び充実を図ります。また、校舎等の建物や設備などの大規模改修を計画的に推進します。</p>	財務課 特別支援教育課

2 自立する力の育成

(1) 高等部教育の充実

施策番号	施策の内容	担当課
217	生徒の卒業後の職業的、社会的自立の基礎を養うため、特別支援学校と労働・福祉関係機関や企業との連携を強化し、産業現場等における実習の拡大や職域拡大を図るなど、職業教育及び進路指導を充実します。（再掲）	特別支援教育課

(2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備

施策番号	施策の内容	担当課
218	施設・設備などのバリアフリー化に向け、県内の大学などへ働き掛けます。	障害者福祉推進課
219	障害者の進学の道が広がるよう、県内の大学などへ障害者の受入拡大を働き掛けます。	障害者福祉推進課

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(1) 地域療育・相談体制などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
220	在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来での療育指導や相談対応を行います。また、児童発達支援事業所や障害児保育を実施する保育所などの職員に療育に関する指導を行う障害児等療育支援事業の運営を支援します。	障害者支援課
221	在宅の障害児（者）の運動機能などの低下を防ぐとともに発達の促進を図ります。また、保護者などが家庭において日常生活動作や運動機能などの療育技術を習得できるよう助言します。	障害者支援課
222	看護・介護の必要性の高い重症心身障害児（者）をケアする入所施設に対し、手厚い職員配置を行えるよう支援し、利用者の処遇の向上を図ります。	障害者支援課
223	妊娠婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。 （再掲）	健康長寿課
229	未熟児の健全育成のため、母子保健専門研修・母子保健関係職員研修を開催し、未熟児への訪問指導などを行う市町村を支援します。	健康長寿課
230	全ての保健所で小児・思春期の精神保健に関する専門相談を実施するとともに、関係機関連携による支援の充実に努めます。	健康長寿課
231	長期療養児の療育に関する支援を行います。	健康長寿課
232	障害児の様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図り、きめ細やかな支援を行うとともに、日常生活の指導や自立した生活に必要な知識及び技能の付与並びに治療を行う障害児入所施設の運営を支援します。	障害者支援課

(2) 発達障害児（者）支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
233	発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置・運営します。関係機関等が発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	障害者福祉推進課
234	障害者（児）とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。また、消費生活支援センターにおいて <u>消費生活に関する情報提供や消費生活相談を実施します。</u> （再掲）	消費生活課 障害者福祉推進課 こども安全課
235	発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親支援の普及促進、地域支援マネジャーによる市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。（再掲）  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【埼玉県発達障害総合支援センター】 （さいたま市）平成 29 年 1 月、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転に合わせ、発達障害支援の拠点として開設されました。</p> </div>	障害者福祉推進課
236	発達障害に早期に気付き支援できる人材を育成します。また、医療・療育の専門職を対象にした研修や、遊具等を活用した実習形式の研修などを実施し、身近な地域で専門的な支援ができる人材を育成します。	障害者福祉推進課
237	発達障害児が幼稚園・保育所から小学校に就学した後も継続して支援が受けられ、新しい環境に適応できるよう、小学校教員を対象とした研修を実施します。	障害者福祉推進課 義務教育指導課
238	発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの実施に向けて市町村等を支援します。	障害者福祉推進課
239	発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保します。	障害者福祉推進課

240	発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親への支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。	障害者福祉推進課
241	発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを運営し、就労の相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までをワンストップで支援します。(再掲)	障害者福祉推進課
242	成人期の発達障害者やその家族への相談支援、市町村や地域の支援機関、企業等への助言・支援を行う発達障害者支援センターを運営します。	障害者福祉推進課
243	発達障害児（者）が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受けられ、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」の普及を図ります。(再掲)	障害者福祉推進課
244	市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実します。このため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」）における専門部会の設置や個別事例の検討等を通じた支援体制の整備、基幹相談支援センターの設置、入所施設から地域生活への移行支援など、障害者とその家族のニーズにきめ細かく対応できるような体制づくりを支援します。また、市町村の相談支援体制を支える市町村職員や相談支援従事者などへの研修も推進します。(再掲)	障害者支援課
246	妊娠婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。(再掲223)	健康長寿課
247	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、その障害に応じて特別な指導を受ける「通級による指導」を充実するとともに、通級による指導担当教員に対する指導方法などの研修を充実します。(再掲)	義務教育指導課
248	小・中学校等の通常の学級で学ぶ児童生徒を含め、障害のある児童生徒への支援を充実し、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場を提供します。また、支援籍等により可能な限り障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境づくりを推進します。(再掲)	特別支援教育課 義務教育指導課
249	総合教育センターや特別支援学校などで行っている教育相談体制の充実を図るとともに、特別支援学校における特別支援教育のセンター的機能を強化します。また、福祉、保健、医療、労働などの関係機関との連携を強めます。(再掲)	特別支援教育課 総合教育センター

(3) 難聴児の早期支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
【新】	<u>新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。</u>	健康長寿課
【新】	<u>聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。</u>	県立学校人事課 特別支援教育課
【新】	<u>医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファーとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。</u>	健康長寿課
【新】	<u>全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働きかけます。</u>	健康長寿課
【新】	<u>難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。</u>	障害者福祉推進課
【新】	<u>市町村が母子健康手帳の交付、妊娠婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知します。</u>	健康長寿課

【新】	<u>難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。</u> (再掲)	<u>障害者福祉推進課</u>
【新】	<u>難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。</u> (再掲)	<u>障害者福祉推進課</u>
【新】	<u>特別支援学校の教員や特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。</u>	<u>特別支援教育課</u>
【新】	<u>聴覚特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状(以下「免許状」という。)の保有率を高める取組の実施や手話技術向上のための取組を実施します。</u>	<u>特別支援教育課</u>
【新】	<u>通常の学級に通う難聴児にも聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組を行います。また、児童発達支援センター等に配置された言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上のための取組を行います。</u>	<u>義務教育指導課 障害者福祉推進課</u>
【新】	<u>軽中等度難聴児を含め、進行性難聴や一側性難聴などについても、3歳児健康診査等の際に聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる場合は精密検査の受診につながるよう市町村と連携を図ります。</u>	<u>健康長寿課</u>
【新】	<u>子育ての相談対応を行っている機関とも連携を図りながら、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげるための手引書等を活用し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。</u>	<u>障害者福祉推進課</u>
【新】	<u>聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の支援を県内のどの地域でも受けられるよう、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携し、県内全域の支援の実現を目指した取組を進めます。</u>	<u>特別支援教育課</u>

2 保健・医療サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

施策番号	施策の内容	担当課
250	<p>一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障害児（者）の歯科診療や歯科保健指導を行うため、県立障害者歯科診療所や埼玉県歯科医師会口腔保健センター（さいたま市）における歯科診療機能を積極的に活用します。</p> <p>【県立障害者歯科診療所】</p> <p>①総合リハビリテーションセンター（上尾市） ②そうか光生園障害者歯科診療所（草加市）、 ③嵐山郷（嵐山町）、 ④あさか向陽園障害者歯科診療所（朝霞市）、 ⑤皆光園障害者歯科診療所（深谷市） の5か所に設置されています。</p> 	社会福祉課 福祉政策課 健康長寿課
251	保健師等の資質の向上を図るため、各種研修事業に取り組みます。	保健医療政策課
252	食生活改善やウォーキングによる健康づくりなど、生活習慣病予防の取組への支援を推進します。	健康長寿課
253	健康づくりに関する情報の提供など、住民に対する各種健康づくり事業を実施する市町村に対して、必要な支援を行います。	健康長寿課
254	障害児（者）歯科治療などに関する研修会の修了者を「障害者歯科相談医」に指定し、各地域における歯科診療機関と専門歯科診療機関とのネットワークの構築を図ることで、障害児（者）が身近な地域で歯科診療が受けられるような環境を整備します。	健康長寿課
255	アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲）	疾病対策課

(2) 難病患者支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
256	難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）及び日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。	障害者福祉推進課 障害者支援課
257	難病患者に対し、保健所及び難病相談支援センターが実施する訪問指導や医療相談、集団指導など、医療及び療養生活に関する相談及び指導を推進します。	疾病対策課
258	難病患者に対応できるホームヘルパーを養成します。	疾病対策課

(3) 保健・医療体制の充実

施策番号	施策の内容	担当課
259	障害者や高齢者の様々な状況に応じたリハビリテーションサービスがより身近な地域で適切に提供されるよう、総合リハビリテーションセンターや医療機関を中心とする支援体制を整備し、地域リハビリテーションの効果的な推進を図ります。（再掲）	地域包括ケア課
260	精神疾患の発生予防から社会復帰までを総合的に行う精神保健福祉センターにおける、普及啓発・教育研修・地域支援などの機能を充実します。  【精神保健福祉センター】（伊奈町）県民のメンタルヘルスの保持・向上、並びに精神障害者の社会復帰を図る総合的な施設。相談、自立訓練施設、精神科救急情報センターの運営などを行っています。	障害者福祉推進課
261	地域住民への精神障害者に対する正しい理解の普及とともに、精神障害者の社会復帰及び社会参加の支援を図るため、保健所で行っている地域精神保健福祉活動を推進します。	障害者福祉推進課
262	障害の重度化などに伴うリハビリテーション需要の増大に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいてリハビリテーション医療を提供します。	福祉政策課
263	市町村などが行う地域リハビリテーション活動を支援します。	地域包括ケア課
264	高次脳機能障害者（児）をはじめとした障害者に対する相談・診断・治療から職能訓練、社会復帰までの総合的リハビリテーションサービスの機能を充実します。	障害者福祉推進課

265	高次脳機能障害者（児）及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。（再掲）	障害者福祉推進課
266	高次脳機能障害の診断等を行うことができる医療機関を把握し、その情報提供を行うとともに、医療関係者を対象とした専門研修を実施します。	障害者福祉推進課
【新】	<u>子どもの高次脳機能障害について、障害児とその家族、関係団体などとの意見交換を通じて支援ニーズを把握するとともに、研修等により普及啓発を行います。（再掲）</u>	障害者福祉推進課
267	強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者（児）に対して、 <u>支援ニーズを把握し、</u> 障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、 <u>人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。</u> （再掲）	障害者支援課 障害者福祉推進課
268	アルコール、薬物及びギャンブルをはじめとする依存症対策を推進します。（再掲）	疾病対策課
269	精神保健福祉センターにおいて、うつ病や統合失調症などの精神障害者に対して、認知行動療法を取り入れたプログラムを実施するなど、精神科リハビリテーション機能の充実を図ります。	障害者福祉推進課
270	埼玉県立大学において、保健・医療・福祉などの幅広い連携ができる社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師などの人材養成を図ります。（再掲）	保健医療政策課
271	高等看護学院、常盤高等学校において看護師の養成を図ります。  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>【高等看護学院】（熊谷市）</p> <p>看護実践のための基礎的な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護師を育成しています。</p> </div>	医療人材課 高校教育指導課
272	多様な精神疾患等に適切に対応するため、個々の医療機関の役割や医療機能等を明確にするとともに、医療機関相互の連携や専門の医療を提供できる体制の整備を推進します。	疾病対策課

273	精神科救急情報センターにおいて、夜間・休日における緊急的な医療相談に適切に対応し、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援します。	疾病対策課
274	精神科病院に対する実地指導を強化することなどにより、患者本位の治療や患者の人権を確保するとともに患者処遇の向上を図ります。(再掲)	疾病対策課
275	精神障害者が精神疾患の悪化や再発を予防しながら、地域社会の一員として安心して生活することができるよう、アウトリーチ支援を行うなど精神障害に <u>も</u> 対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。	障害者福祉推進課
276	精神医療センターにおいて、精神疾患患者に対する専門的治療を行います。	経営管理課

(4) 公費負担医療制度の充実

施策番号	施策の内容	担当課
277	重度心身障害児(者)やその家族の経済的負担の軽減を図り、重度心身障害児(者)の健康を守るために市町村が行う医療費の助成を支援します。	国保医療課
278	心身の障害の状態を軽減するための自立支援医療制度(精神通院医療、更生医療、育成医療)により、障害者等の経済的負担を軽減します。	障害者福祉推進課 健康長寿課
279	指定難病等や小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度を推進します。	健康長寿課 疾病対策課

3 福祉のまちづくりの推進

(1) まちづくりの総合的推進

施策番号	施策の内容	担当課
280	<p>年齢、性別、国籍、能力など人々が持つ様々な違いを越えて、全ての人が利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及、環境・サービスの創造などを目指すユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>【ユニバーサルデザインの例】 (ものつくり大学：行田市) ドアに大きく多目的トイレのサインを表示しています。遠くからでも多目的トイレである事がはっきりと分かり、迷わず多目的トイレを見つけることができます。</p></div>	文化振興課
281	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの運用により、障害者、高齢者などの活動や生活のしやすさに配慮された生活環境の整備を行うとともに福祉のまちづくりの普及啓発を図るなど、福祉のまちづくりを総合的に推進します。</p>	文化振興課 福祉政策課 建築安全課

(2) 公共施設などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
282	<p>障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、<u>バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリートイレや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化</u>を推進します。</p>	管財課 財務課
283	<p>民間施設のバリアフリー化を普及啓発し、誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進します。</p>	市街地整備課 建築安全課
284	<p>多機能トイレやスロープの設置など障害者の利用に配慮し、安全で快適に利用できる公園施設などの整備を推進します。</p>	公園スタジアム課

【新】	<p>障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）を運用します。</p>	福祉政策課
-----	--	-------

(3) 道路環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
285	<p>違法駐車や駅・バス停周辺などの放置自転車、店頭商品などによる道路の占拠などの解消を図るため、違法駐車の取締や放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を推進します。また、駐車施設及び駐輪場の整備や「違法駐車防止条例」、「放置自転車等防止条例」の制定を市町村に働き掛けることにより、障害者などの安全で快適な交通環境の整備を推進します。</p>	防犯・交通安全課 交通指導課
286	<p>障害者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車椅子がすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。更に、既成市街地などでは電線共同溝などの整備による無電柱化を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;">   </div> <div style="flex: 1; padding: 10px;"> <p>【歩道の整備】</p> <p>写真（上）が整備前、写真（下）が整備後の様子です。整備前は歩道が狭く、段差がありました。改修により段差を解消した幅の広い歩道を整備するとともに、無電柱化を行い安全・安心な歩道に生まれ変わっています。（都市計画道路：中央通り線（県道本川越停車場））</p> </div> </div>	道路街路課 道路環境課 市街地整備課

287	<p>分かりやすい道路標識を整備するほか、主要な幹線道路に整備した「道の駅」などの休憩施設には、全て障害者対応トイレ等の整備を推進します。</p> 	道路環境課
288	<p>駅や福祉施設、医療施設などの周辺において、障害者にとってより利用しやすい歩行空間の整備を推進します。</p>	道路環境課 市街地整備課
289	<p>視覚障害者用付加装置（音響式信号機）や高齢者等感応信号機など、障害者などに配慮した交通安全施設の整備を推進し、安全性の向上を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【視覚障害用付加装置】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【高齢者等感応信号機】</p> </div> </div>	交通規制課

(4) 公共交通機関の整備

施策番号	施策の内容	担当課						
290	障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバス・タクシーを利用できるよう、ノンステップバス <u>及びユニバーサルデザインタクシー</u> の導入を支援します。	交通政策課						
291	<p>障害者や高齢者など、誰もが快適に安心して鉄道を利用できるよう、駅のエレベーター、スロープ、多機能トイレやホームドア及び内方線付き点状ブロックなどのバリアフリー化の整備を支援するとともに、それらの推進について鉄道事業者に働き掛けます。併せて、駅前広場の整備を支援し、バリアフリーの生活空間の整備を推進します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>【ホームドア】 駅ホームからの転落事故等を防止するため、利用者の多い駅などを優先して、ホームドアの設置を支援しています。</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅ホームのホームドア設置 番線数</td> <td>【令和4年度末】 <u>68</u> 番線</td> <td>【令和8年度末】 ⇒ <u>113</u> 番線</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値目標		駅ホームのホームドア設置 番線数	【令和4年度末】 <u>68</u> 番線	【令和8年度末】 ⇒ <u>113</u> 番線	交通政策課 市街地整備課
項目	数値目標							
駅ホームのホームドア設置 番線数	【令和4年度末】 <u>68</u> 番線	【令和8年度末】 ⇒ <u>113</u> 番線						

4 安全な暮らしの確保

(1) 防災対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
292	国民保護施策において障害者などの要配慮者に配慮します。	危機管理課
293	防災に関するパンフレットの配布などにより、防災に関する知識の普及啓発を図ります。	危機管理課 消防課 障害者福祉推進課
294	障害者などの要配慮者が必要としている援助の内容が分かる防災カード（ヘルプカード）の普及促進について、市町村に対し働き掛けます。	障害者福祉推進課
295	防災情報などを携帯電話などにメール配信するサービスを行います。	災害対策課
296	避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣やホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を避難所を運営する市町村と連携して進めます。（再掲）	障害者福祉推進課 災害対策課
297	近隣住民、民生委員など <u>への障害特性の理解を進め、</u> 障害者などを訪ねる活動や自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。	危機管理課 社会福祉課 障害者福祉推進課
298	市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。	災害対策課
299	避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境を提供できるように、避難行動支援体制の確立について市町村に対して助言を行います。また、避難行動要支援者名簿の策定、個別 <u>避難</u> 計画の策定・更新及び福祉避難所の整備について市町村に対し働き掛けます。	災害対策課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課
300	災害で被災した障害者などの要配慮者の福祉避難所として、社会福祉施設の有効活用を促進します。	障害者福祉推進課

301	<p>福祉避難所における障害者などの要配慮者に配慮した物資・機材の備蓄や開設訓練の実施について、市町村に対し支援を行うとともに、実施について働き掛けます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【特別養護老人ホームながとろ苑（長瀬町）】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【特別養護老人ホーム ブロン（志木市）】</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="padding: 5px;">項目</th><th style="padding: 5px;">数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数</td><td style="padding: 5px;">【令和4年度末】 55市町村 ⇒ 全市町村</td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 5px;">【令和8年度末】</td></tr> </tbody> </table>	項目	数値目標	福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村 ⇒ 全市町村		【令和8年度末】	障害者福祉推進課
項目	数値目標							
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村 ⇒ 全市町村							
	【令和8年度末】							
302	福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。（再掲）	障害者福祉推進課						
303	大規模災害が発生した場合に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（D P A T）を被災地域に派遣するための体制を整備します。	障害者福祉推進課 疾病対策課						
304	大規模災害時に避難所等へ避難した障害者等に対して相談援助や応急的な介助等の福祉支援を行う災害派遣福祉チームを整備します。	社会福祉課						
305	大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とする内部障害者が避難所での生活に支障を来すことがないように、ランニング備蓄の方法によるストーマ用装具の調達体制を整備します。	障害者福祉推進課						
306	大規模な災害の発生に備えて、本県の障害者団体が他都道府県の障害者団体などと広域的な支援体制を構築できるよう支援します。	障害者福祉推進課						
307	大規模災害に備え、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を作成し、社会福祉施設等の災害対策を支援します。また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。	社会福祉課 福祉監査課						

308	障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、 <u>感染症拡大</u> に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画 <u>や業務継続計画</u> を作成するよう指導します。 (再掲)	障害者支援課
309	障害福祉サービス事業所や福祉避難所などの施設が立地する地域において、土砂災害を防止するために、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策などを推進します。	河川砂防課

(2) 防犯対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
310	要請に応じて <u>障害がある方を含む幼児・高齢者・大学生等</u> を対象とした防犯指導を実施するほか、メールマガジン等による犯罪・防犯情報の発信など、障害者の状況に対応した防犯対策を推進します。	生活安全総務課
311	聴覚障害者をはじめとした障害者の緊急時の通信手段である「ファックス110番」やパソコン及び携帯電話のインターネット機能を活用した「メール110番」、 <u>携帯電話を使用した「110番アプリシステム」</u> の普及・活用を図るため、積極的な広報活動を推進します。	通信指令課

(3) 感染症対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
312	事業所に対し、感染症対策についての周知啓発を実施します。	障害者支援課
313	県民に重大な影響を及ぼす感染症の患者を受け入れる感染症病床の整備を進めるとともに、 <u>埼玉県感染症予防計画に基づく医療提供体制の確保に取り組みます。</u>	感染症対策課
315	市町村及び関係団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築します。	感染症対策課 障害者支援課
316	福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。 (再掲)	障害者福祉推進課
308 再掲	障害者支援施設やグループホームなどが、震災や風水害などの大規模な災害、 <u>感染症拡大</u> に対応するための具体的かつ実効性のある防災計画 <u>や業務継続計画</u> を作成するよう指導します。 (再掲)	障害者支援課

第6章 施策体系ごとの数値目標

施策体系ごとの数値目標

I 理解を深め、権利を護る

施策番号	項目	数値目標	
16	あんしん賃貸住まいサポート店による住宅確保要配慮者の成約件数	【令和6年度】 <u>1,200</u> 件	➡ 【令和8年度】 <u>1,300</u> 件

II 地域生活を充実し、社会参加を支援する

施策番号	項目	数値目標	
42	相談支援体制の充実・強化等を実施するために基幹相談支援センター等を設置する市町村数	【令和4年度末】 <u>49</u> 市町村	➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上
43	地域生活支援拠点等の設置市町村数	【令和4年度末】 <u>36</u> 市町	➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上
44	児童発達支援センターの設置数	【令和4年度末】 <u>39</u> 箇所	➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に 1箇所以上
新規	医療的ケア児支援センターに設置する医療的ケア児等コーディネーター数	新規施策	➡ 【令和8年度末】 各センター1人以上
45	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等が連携を図るために協議の場を設置	【令和4年度末】 <u>46</u> 箇所	➡ 【令和8年度末】 県、各市町村又は各圏域に設置
46	市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター数	【令和4年度末】 <u>52</u> 市町 <u>129</u> 人	➡ 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に 1人以上
50	精神障害に む 対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	【令和4年度末】 <u>49</u> 市町村	➡ 【令和8年度末】 全市町村

	精神病床における1年以上長期入院患者数	
50	①65歳以上	【令和4年度(※1) 3,454人】 【令和8年度 3,325人】
	②65歳未満	【令和4年度(※1) 2,032人】 【令和8年度 2,024人】
	精神病床における早期退院率	
50	①入院後3か月時点	【令和4年度】 集計中(※2) 【令和8年度】 68.9%
	②入院後6か月時点	【令和4年度】 集計中(※2) 【令和8年度】 84.5%
	③入院後1年時点	【令和4年度】 集計中(※2) 【令和8年度】 91.0%
50	精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数	【令和4年度】 集計中(※2) 【令和8年度】 325.3日
54	身体障害者補助犬給付数	【各年度】 6頭
81	保育所等訪問支援の設置数	【令和4年度末】 42市町村 【令和8年度末】 全市町村
83	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	【令和4年度末】 34箇所 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
83	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	【令和4年度末】 36箇所 【令和8年度末】 各市町村又は各圏域に1箇所以上
94	障害者入所施設から地域生活へ移行する人数	【令和6年度～令和8年度】 検討中 (令和4年度末 入所者の 検討中 %)
96	「住まいの場」の利用定員数(グループホームの整備数)	【令和4年度末】 9,004人 【令和8年度末】 検討中
101	バリアフリー化された県営住宅数	【令和6年度末】 9,654戸 【令和8年度末】 9,962戸
新規	手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】 40市町 【令和8年度末】 全市町村 新規施策

143	新規ディイジー図書・点字図書等製作点数	【各年度】 <u>240</u> タイトル
-----	---------------------	--------------------------

※1…6月30日時点（令和4年度精神保健福祉資料（630調査）調査結果）

※2…国立精神・神経医療研究センターの「精神保健福祉資料」公表待ち

III 就労を進める

施策番号	項目	数値目標
168	民間企業の障害者雇用率	【令和 <u>4</u> 年】 <u>2.37%</u> → 【令和 <u>8</u> 年】 法定雇用率以上
172	警察官を除く県警職員の実雇用率	【各年度】 検討中
175	福祉施設から一般就労する障害者数 ①就労移行支援事業を利用して一般就労する障害者数 ②就労継続支援A型事業を利用して一般就労する障害者数 ③就労継続支援B型事業を利用して一般就労する障害者数	【令和 <u>4</u> 年度末】 <u>1,145</u> 人 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中 【令和 <u>4</u> 年度末】 <u>878</u> 人 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中 【令和 <u>4</u> 年度末】 <u>122</u> 人 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中 ^① 【令和 <u>4</u> 年度末】 <u>117</u> 人 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中 ^② ^③
175	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	新規施策 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中
177	一般就労した障害者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	【令和 <u>4</u> 年度末】 <u>72.0%</u> → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中
177	就労定着率 <u>7割</u> 以上の就労定着支援事業所の割合	【令和 <u>4</u> 年度末】 検討中 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中
179	就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）	【令和 <u>4</u> 年度】 <u>15,024</u> 円 → 【令和 <u>8</u> 年度】 検討中
新規	雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置	新規施策 → 【令和 <u>8</u> 年度末】 検討中
196	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	【令和 <u>6</u> 年度】 <u>90.3%</u> → 【令和 <u>8</u> 年度】 <u>91.1%</u>

IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

施策番号	項目	数値目標
206	特別支援学校教諭免許状取得のための講習受講者数	【令和4年度末】 1,358人 → 【令和8年度末】 2,800人

V 安心・安全な環境をつくる

施策番号	項目	数値目標
291	駅ホームのホームドア設置番線数	【令和4年度末】 68番線 → 【令和8年度末】 113番線
301	福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	【令和4年度末】 55市町村 → 【令和8年度末】 全市町村

第7章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量（県全体）

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居住介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援	児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	放課後等デイサービス	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	保育所等訪問支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	居宅訪問型児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	福祉型障害児入所施設	人	人	人
	医療型障害児入所施設	人	人	人
	障害児相談支援	人	人	人
	県における医療的ケア児等総合調整コーディネーターの配置人数	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
	(1)障害者に対する職業訓練の受講者数			人
一般福祉施設への移行等	(2)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数			人
	(3)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数			人
	(4)福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数			人
	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	回	回
発達障害者に対する支援	発達障害者支援センターによる相談支援件数	件	件	件
	発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	件	件
	発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件	件	件
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	件	件
	ペアレントトレーニングやペアレンツプログラム等の支援	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
精神障害者地域包括ケアシステム対応モデルた	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	精神病床における退院患者の退院後の行き先	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談充実支援・強体化制の 実現化	<u>基幹相談支援センターの設置</u>	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数</u>	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数</u>	人	人	人
	<u>協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</u>	事例検討の実施回数	件	件
		協議会参加事業者数	者	者
		専門部会の設置数	部会	部会
		専門部会の実施回数	回	回
障害福祉向上サービスの 質化	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	<u>相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理者研修</u>	実施回数	回	回
		修了者数	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回
障害福祉向上サービスの 質化	指導監査結果の関係市町村との共有	市町村	市町村	市町村

2 障害福祉サービスの見込量（障害保健福祉圏域別）

(1) さいたま障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居住介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	療養介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
居住系	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	自立生活援助	人	人	人
相談支援	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	施設入所支援	人	人	人
地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所	箇所
	コーディネーター数	人	人	人
	検証・検討の実施回数	回	回	回
計画相談支援	人	人	人	
地域移行支援	人	人	人	
地域定着支援	人	人	人	

(2) 南西部障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人	
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人	
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人	
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人	
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人	
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	うち、重度障害者の利用者数		人	人	
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	就労選択支援		人	人	
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	就労定着支援	人	人	人	
	療養介護	人	人	人	
	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	うち、重度障害者の利用者数		人	人	
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人	
	うち、重度障害者の利用者数		人	人	
居住系	自立生活援助	人	人	人	
	共同生活援助	人	人	人	
	うち、重度障害者の利用者数		人	人	
	施設入所支援	人	人	人	
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所	
相談支援		コーディネーター数	人	人	
		検証・検討の実施回数	回	回	
計画相談支援	人	人	人		
地域移行支援	人	人	人		
地域定着支援	人	人	人		

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援 通所支援	児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	放課後等ディサービス	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	保育所等訪問支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	居宅訪問型児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
発達障害者に対する支援に 対	ペアレントトレーニングやペアレンツプログラム等の支援プログラム	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
精神障害者包 括者 ケニア シス テム た 地域 地 域 包 括 者 ケ ニ ア も シ ス 対 応 テ ム た	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
相談実支 ・援強化制 の 障 質 向 上 サ ビ ス 上 ス 社	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数 協議会参加事業者数 専門部会の設置数 専門部会の実施回数	件 者 部会 回	件 者 部会 回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(3) 東部障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
		人	人	人
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
		人	人	人
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
		人	人	人
相談	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
		人	人	人
発達障害者に対する支援	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
地域包括ケアシステム対応した	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
精神障害者におけるもじりシステム対応した	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
充実支援・強化体制の	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
のサ障害福祉向上支援	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	件	件
		協議会参加事業者数	者	者
		専門部会の設置数	部会	部会
		専門部会の実施回数	回	回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(4) 南部障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
相談支援	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
相談	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
発達障害者に対する支援	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
精神障害者を含む多様な支援体制	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
<u>精神障害者の自立訓練（生活訓練）</u>		人	人	人
相談実績支援強化体制	<u>基幹相談支援センターの設置</u>	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数</u>	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数</u>	人	人	人
	事例検討の実施回数	件	件	件
	協議会参加事業者数	者	者	者
	専門部会の設置数	部会	部会	部会
	専門部会の実施回数	回	回	回
のサ障害者向上支援向上支援	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(5) 県央障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援	児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	放課後等デイサービス	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	保育所等訪問支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	居宅訪問型児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
	ペアレントトレーニングやペアレンツプログラム等の支援	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	精神障害者の地域移行支援	回	回	回
精神障害者に付ける支援に向けた地域包括ケアシステムの実践	精神障害者の地域定着支援	回	回	回
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
相談実践強化体制の確立	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数 協議会参加事業者数 専門部会の設置数 専門部会の実施回数	件 者 部会 回	件 者 部会 回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(6) 川越比企障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
相談	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
発達障害者に対する支援	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
精神障害者を含む多様な支援体制	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
地域包括ケアシステム	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
<u>精神障害者の自立訓練（生活訓練）</u>		人	人	人
相談実績支援強化体制	<u>基幹相談支援センターの設置</u>	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数</u>	回	回	回
	<u>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数</u>	人	人	人
	事例検討の実施回数	件	件	件
	協議会参加事業者数	者	者	者
	専門部会の設置数	部会	部会	部会
	専門部会の実施回数	回	回	回
のサ障害者向上支援向上支援	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(7) 西部障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
相談支援	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援 通所支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	相談	人	人	人
発達障害者に対する支援 に 対	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数	人	人
		実施者数	人	人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
地域包括ケアシステムに も シス テム	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
相談実支・援強化体制の 確立	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
のサ 障 質 向 比 福 利 上 社 会	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	件	件
		協議会参加事業者数	者	者
		専門部会の設置数	部会	部会
		専門部会の実施回数	回	回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(8) 利根障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数	人	人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援 通所支援	児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	放課後等ディサービス	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	保育所等訪問支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	居宅訪問型児童発達支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	障害児相談支援	人	人	人
	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
発達障害者に対する支援に 対	ペアレントトレーニングやペアレンツプログラム等の支援プログラム	受講者数 実施者数	人 人	人 人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
精神障害者包 括者 ケニア シス テム た 地域 地 域 包 括 者 ケ ニ ア も シ ス 対 応 テ ム た	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
相談実支 ・援強化制 の 障 質 向 上 サ ビ ス 上 ス 社	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数 協議会参加事業者数 専門部会の設置数 専門部会の実施回数	件 者 部会 回	件 者 部会 回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(9) 北部障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
短期入所	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
相談支援	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援 通所支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	相談	人	人	人
発達障害者に対する支援 に 対	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数	人	人
		実施者数	人	人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
地域包括ケアシステムに も シス テム	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
相談実支・援強化体制の 確立	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
のサ 障 質 向 比 福 利 上 社 会	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	件	件
		協議会参加事業者数	者	者
		専門部会の設置数	部会	部会
		専門部会の実施回数	回	回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

(10) 秩父障害保健福祉圏域

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度訪問介護	時間 人	時間 人	時間 人
	同行援護	時間 人	時間 人	時間 人
	行動援護	時間 人	時間 人	時間 人
	重度障害者等包括支援	時間 人	時間 人	時間 人
日中活動系	生活介護	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	自立訓練（機能訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	自立訓練（生活訓練）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労選択支援		人	人
	就労移行支援	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援A型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労継続支援B型	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	就労定着支援	人	人	人
	療養介護	人	人	人
	短期入所（福祉型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	短期入所（医療型）	人日分 人	人日分 人	人日分 人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
居住系	自立生活援助	人	人	人
	共同生活援助	人	人	人
	うち、重度障害者の利用者数		人	人
	施設入所支援	人	人	人
	地域生活支援拠点等	設置数	箇所	箇所
		コーディネーター数	人	人
		検証・検討の実施回数	回	回
相談支援	計画相談支援	人	人	人
	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人

	種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児支援 通所支援	児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	放課後等デイサービス	人日分	人日分	人日分
	保育所等訪問支援	人日分	人日分	人日分
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人	人
	相談	人	人	人
発達障害者に対する支援 に 対	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	人	人
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数	人	人
		実施者数	人	人
	ペアレントメンターの人数	人	人	人
地域包括ケアシステムに も シス テム	ピアサポートの活動への参加人数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	回	回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	人	人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	回	回
	精神障害者の地域移行支援	人	人	人
	精神障害者の地域定着支援	人	人	人
	精神障害者の共同生活援助	人	人	人
相談実支・援強化体制の 確立	精神障害者の自立生活援助	人	人	人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	人	人
	基幹相談支援センターの設置	箇所	箇所	箇所
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	件	件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	件	件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	回	回
	基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	回	回
のサ 障 質 向 比 福 利 上 社 会	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	人	人
	協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	件	件
		協議会参加事業者数	者	者
		専門部会の設置数	部会	部会
		専門部会の実施回数	回	回
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	人	人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	回	回

3 地域生活支援事業の見込量（県実施分）

事業名	R6年度		R7年度		R8年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
1 障害者等個人を直接支援する事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数を記載						
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成派遣事業 ※実利用見込件数を記載						
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※実利用見込件数を記載						
④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事業 ※実施の有無を記載						
2 障害者等に対する相談支援等を行う事業						
① 発達障害者支援センター運営事業						
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業						
③ 障害児等療育支援事業						
④ 障害者就業・生活支援センター事業						
3 支援人材の養成を行う事業						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載						
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載						
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※実養成講習終了見込み者数（登録見込み者数）を記載						
4 その他事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に係る実アドバイザー見込数を記載						
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、事業評価委員会の開催見込み数、協議会の開催見込み数の順に記載						
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、実アウトリーチチーム設置見込み数を、「実利用見込み者数」欄に、ピアサポート従事者見込み者数を記載						
ウ 災害時心のケア体制整備事業 ※専門相談員配置の有無を記載						
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数を記載						

※ 各市町村の地域生活支援事業の見込量は各市町村の障害福祉計画で定めることとされています。

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用希望・受入可能人数

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障害児の 利用希望人数 (実人数)	障害児の 受入可能人数 (実人数)	障害児の 利用希望人数 (実人数)	障害児の 受入可能人数 (実人数)	障害児の 利用希望人数 (実人数)	障害児の 受入可能人数 (実人数)
1 保育所						
2 認定こども園						
3 放課後児童健全育成事業 1)						
4 幼稚園 2)						
5 特定地域型保育事業 3)						
6 認可外（地方単独事業） 4)						

- 1) 子ども・子育て支援法第59条に定める事業
- 2) 私学助成の対象である幼稚園を含む
- 3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- 4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

第8章 第7期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言

1 はじめに

埼玉県障害者施策推進協議会（以下、本協議会）は、障害者基本法第36条に基づき埼玉県が設置する執行機関の附属機関であり、次の役割を担っています。

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること
- 障害者施策の推進について、調査審議及び監視（モニタリング）すること
- 障害者・障害児施策の推進について、関係行政機関の連絡調整をする事項を調査審議すること

本協議会では、本計画の策定にあたり、現行計画に基づく障害者施策の実施状況の監視（モニタリング）を通し、障害者施策の現状と重点課題について、以下の3つのワーキングチームで検討してきました。

- Aチーム：障害者への理解促進と差別解消
Bチーム：障害者の地域生活の充実・社会参加の促進
障害者の就労支援
Cチーム：共に育ち、共に学ぶ教育の推進
安心・安全な環境整備の推進

この結果を、本計画の策定にあたり本協議会が果たすべき役割である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること」として、「第7期障害者支援計画策定に対する提言」（以下、提言）という形で取りまとめを行いました。

計画策定の主体である県において、この提言を十分に踏まえた計画策定・施策の推進が図られることを期待します。

埼玉県障害者施策推進協議会 会長 佐藤 陽

2 障害者施策推進協議会からの提言

I 障害者への理解促進と差別解消（Aチーム）

1 障害分野におけるケアラー支援について

高齢化した親が、重度の知的障害や身体障害のある子の介護を在宅で行う「老障介護」が増加している問題がある。家族による障害者への支援には限界がある一方で、親が障害のある子供の将来を心配して施設入所やグループホームの利用を希望しても、待機者数が多いため希望が叶う状況にない。

ヤングケアラーの支援に注目が集まりがちであるが、「老障介護」の問題にも目を向け、障害者の家族に対する支援など、障害分野におけるケアラーの支援についても強化が必要である。

2 障害者権利条約について

障害者権利条約は、障害のある人とない人が平等に暮らし、社会に参加することを世界中の国々で約束したものであり、個人が尊重される点で憲法と共通する部分がある。

障害者に対する差別の解消、合理的配慮の提供などを社会の中で浸透させていくために、障害者権利条約の理念を広く県民の方々に認識をしてもらうための機会を提供していくことが大切である。

3 障害者の虐待防止について

(1) 虐待を受けた障害者を支援するための環境づくり

現在、障害者虐待防止の周知が進められているが、虐待を受けた障害者を保護する環境が整っていない現状が認められる。そのため、障害者が虐待を受けた施設に戻らざるを得なくなる事例も見受けられる。

虐待を受けた障害者の保護や自立に向けた支援の環境づくりが、次のステップとして必要である。

(2) 障害特性の理解と適切な支援の必要性

強度行動障害や自閉症など、障害の特性により他害行為をしてしまう障害者が虐待の被害者になりやすい。防御の結果として虐待の形になってしまうケースも見受けられる。

虐待防止のためには、強度行動障害支援者養成研修などの障害特性の理解や対応方法について学ぶ研修を職員が受講しやすくなるような環境づくりが重要である。そして人材を育てるための研修の充実も併せて求められる。

また、施設においても、利用者毎の障害の特性や対応方法を職員間で共有し、利用者にあった支援を常に用いることのできる環境づくりが必要である。

(3) 施設内研修の重要性

施設内において職員研修などを実施し、強度行動障害支援者養成研修などの研修内容を職員間で共有することが、施設運営の質の向上のためには重要である。

また、重度の障害がある方をはじめ、どのような障害のある方でも受け入れられるよう、施設職員全員が学習や資格取得に前向きに取り組めるような職場風土の醸成が重要である。

(4) 風通しの良い施設運営、地域に開かれた施設運営の重要性

若手職員と経験を積んだ職員の間で意識やノウハウの共有が図られるなど、透明性のある職場づくり、風通しのよい職場づくりが大切である。

また、地域に対して閉鎖的になっている施設は、透明性がなく虐待が発生しても発見されにくい。地域とつながりを持ち、地域に根差した開かれた施設づくりも大切である。

4 旧優生保護法について

時限立法であり今年の5月に失効する「旧優生保護法に基づく優性手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に代わる新たな法体系が必要である。救済されないまま取り残されている被害者は多く、中には高齢化により他界されている方もいるため、早期に救済しなければならない。旧優生保護法に関しては、国の動向に合わせるのではなく、引き続き県として権利擁護はクローズアップしていくべきである。

また、昨年、北海道のグループホームにおいて知的障害者への不妊処置等が行われていた事件もクローズアップされた。一法人の事件として終わらせる事なく、埼玉県としても県内の施設で同様の事件がなかったか、障害のある人の権利をどのように守っているかについて調査を行うべきであり、この機会に障害者の人権について重要なことを伝えることができると言える。

5 福祉用語について

施策内容の説明において「ノーマライゼーション」という表現が使用されているが、近年は「インクルーシブ」という表現がより重要になってきており、障害者権利条約でも「インクルーシブ」が使用されている。こうした表現方法について再考すべきである。

6 彩の国いろどりライブラリーについて

県民の障害理解を促進し、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供について普及啓発を進めるため、障害当事者を講師とする福祉教育及び社会教育の推進と、講師等の情報を提供する仕組みづくりに引き続き取り組む。

(1) 運用当初の方向性

・県内において障害当事者講師による福祉教育を先行して実践する団体との効果的な連携

により実施する。障害者施策推進協議会事務局（障害者福祉推進課）が当該団体との連絡調整を行う。

- ・県内において先行して活動を行っている障害当事者講師を広く知っていただく機会を作ることを運用当初の目標として進める。
- ・令和5年度はホームページを開設し、既存の取組を行う団体の当事者講師として活動している方を掲載し、進めることができかどうか検証するところからスタートする。また、同年度に実証実験を実施する。その具体的な実施方法について検討を行う。

(2) 講師の人材育成と情報発信の方法

- ・障害当事者講師の人材育成について、具体的な育成方法を検討する。
- ・その際、身体障害者だけでなく、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等の多様な障害について、それぞれの障害理解の促進を視野に当事者講師を育成していくことが必要である。また、障害には様々な特性があることに配慮しながら、障害理解のための情報発信をどのようにしていくか考えていく必要がある。

(3) 障害当事者講師の活動に関して検討を要する事項

ア 謝金等の取扱い

- ・県内で先行して取り組まれている障害当事者講師による福祉教育について、謝金等の実態を把握した上で、彩の国いろどりライブラリーに登録されている当事者講師を派遣する際の謝金等のあり方について整理、検討を行う。
- ・県の施策として障害当事者講師が謝金等を貰いながら講師をする場合、人材育成による内容の質を担保していく視点が必要である。

イ ヘルプサービスの利用について

- ・障害当事者講師が謝金等を受け取りながら活動をする際のヘルプサービスについては、障害者総合支援法の障害福祉サービス、地域生活支援事業、県単独事業など公的ヘルプサービスの利用が可能であることが確認できた。
- ・聴覚障害者である講師の派遣に必要となる、手話通訳等の取扱いについても検討する。

(4) 県教育局との連携について

障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供を県内に浸透させるためには、小中学校の義務教育課程にある児童生徒への障害理解の促進が重要である。そのためには県教育局の義務教育指導課の連携・協力が不可欠であり、事務局（障害者福祉推進課）において彩の国いろどりライブラリーの進捗状況を同課と共有するとともに、連絡調整を継続していくこととする。

(5) 障害者施策推進協議会の構成団体（障害当事者団体等）の役割

- ・当該団体に所属し当事者講師の活動を行っている会員について情報提供をしていただくとともに、将来的に講師人材の育成を行う役割を果たしていただくことを検討する。

- ・当該団体が、彩の国いどりライブラリーの運営にどのように協力・連携ができるかを検討する。

(6) 名称について

ワーキングにおける検討の結果、名称の候補として「彩の国いどりライブラリー」が選定された。協議会本会議において承認を得て正式な事業名とする。

II 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援／障害者の就労支援（Bチーム）

1 地域移行及び入所待機者の解消に向けた課題

(1) 地域移行の促進について

- ・入所施設の利用者がどのような意向を持っているか、相談支援専門員がしっかりと把握しながら地域移行を進めていくために、自立支援協議会が果たす役割は重要である。地域における具体的な仕組みづくりについて考えていく必要がある。

【提言】

- ・市町村が、自立支援協議会の取組みとして、施設入所者の相談支援専門員を通じて本人の地域移行に関する意向調査を実施する等、障害福祉計画に掲げた地域移行者数を達成することができるよう具体的な取組み例を示し周知する。

(2) 地域移行のための体制整備等について

- ・入所施設からの地域移行の受け皿として、特に重度障害者のためのグループホームの整備が必要。施設入所で過ごしてきた人達をグループホームで支えていく方法を考える必要がある。
- ・日中活動の事業所とグループホームの連携、緊急時の居宅介護と短期入所の連携などについても、併せて考えていく必要がある。

(3) 入所待機者の解消に向けた課題

- ・地域の入所待機者数が正確に把握されていない現状がある。
- ・待機者数の把握に当たっては、本人の意向をヒアリング等により丁寧に確認すべきである。
- ・入所施設の機能を真に必要としている人が入所しているかの把握、地域移行を希望している人の正確な数の把握など、実態把握が必要である。

(4) 地域生活支援拠点等の機能充実

- ・地域生活支援拠点等は、緊急時の対応に必要な機能、地域移行の体験の場としての機能、

相談対応の機能、専門性を持つ人材を育成する機能等を持ち、地域生活の質に関わっている。

- ・設置の促進に加えて、特に「面的整備型」について本来の機能が果たせているかをしっかり確認していく必要がある。県が市町村に対して理念を示すなどの対応が必要である。
- ・また、研修などの人材育成の取組についても県と市町村それぞれで実施できると良い。

【提言】

- ・「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」を活用して機能充実を図ることを促進する。
- ・市町村に対して、地域生活支援拠点コーディネーターの配置について周知し、地域生活支援拠点等が適切に機能を果たすことができるよう体制を整える。
- ・家族が倒れた場合などの緊急時の課題として、報酬と場所の確保の問題がある。自宅やグループホーム以外の場所でしか急場がしのげない場合に、市町村が措置により居宅介護や行動援護、重度訪問介護等を給付して対応することについて周知する。

(5) てんかん患者の自立について

- ・てんかん発作はいつ起こるか分からぬいため、グループホームを含めた十分な見守りが確保できる住環境が必要である。

【提言】

- ・てんかん発作を有する者にも対応できるよう、十分な見守り体制が整ったグループホーム等の住環境を整備した住まいの場の確保について、事業者に広報する。

(6) 強度行動障害のある人の支援について

- ・強度行動障害のある人は、事業者からサービス提供を拒まれて十分な支援を受けることができない実態があるといわれている。行動関連項目の合計点数10点以上にも幅があるため、点数による人数を把握し、それらの人たちが必要な支援を受けることができているか確認することが必要である。

【提言】

- ・市町村が行動関連項目の合計点数毎の人数を集計・公表し、特に合計点数が高い人の生活実態を自立支援協議会等を通じて把握し、必要な支援が受けられるようにすることを進める。

2 グループホームに関する課題

(1) グループホームの質の確保

- ・グループホームは数が不足しているが、数を優先すると質の良い事業者がなかなか育たない。県では現在、安全・安心なグループホームの運営に対して認証を行う仕組みを検

討しており、その評価基準を策定する中で、質を上げられる仕組みを検討すれば具体的取組につながる。

- ・質の評価については、地域の自立支援協議会も活用し、地域単位で取り組んでいくことも重要である。地域とのつながりが評価につながる。上記の評価基準や県の研修も活用し、地域で人材育成を進めていく必要がある。
- ・運営する事業者自身が評価し、事業者自身で評価を高めていくことができるようにならなければならない。
- ・日中活動を設定せずにグループホームを作り、利用者が日中にネグレクト状態になっている事例が報告された。日中活動を設定しないと指定を認めない仕組みになっていないため、市町村の支給決定の際にサービス等利用計画をチェックして事業者を指導する方法もあるとの意見があった。引き続き検討する必要がある。
- ・報酬の問題で、土日祝日の日中対応分の報酬が算定されないため、日中に職員を配置できず、利用者が放置されてしまう問題がある。
- ・日中支援型グループホームについて、日中の過ごし方、日中に何をするかが不明確になっており、実態把握が必要ではないか。

【提言】

- ・彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホームへの登録を進め、グループホームの支援の質の確保に努める。
- ・令和6年度から施行される、グループホーム、入所施設の「運営推進協議会」を設置し、支援の質の確保や地域との連携を推進するよう、事業者に周知する。

3 サービスの質の担保

- ・事業者の不適切な対応や虐待があった場合、通報した職員を守るために仕組みが必要である。そうしないと悪質な事業者、質の低い事業者をあぶり出していくことが困難になる。
- ・相談支援員等の職員が受けける相談の中には、カスタマー・ハラスメントのような理不尽な苦情も多い。現場の適切な対応、職員の安全・安心の確保のための体制づくりが必要である。法律関係者や警察などへの相談ができる場所があると良い。
- ・同性介助（本人の意思に反した同性介助をしないこと）

【提言】

- ・令和3年度に厚生労働省が公表した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」の普及を図り、職員が利用者側からハラスメントを受けたことを抱え込むことなく相談できる体制を整備し、事業者の責任として支援現場で起きるハラスメントに対応し、利用者側と話し合い解決に努めるよう周知を図る。その際、安易なサービス中断にならないよう、対応方法を慎重に検討し、利用者の生活が損なわれることがないよう市町村、地域の事業者が連携して対応するよう徹底する。

- ・令和4年度の厚生労働省の調査研究事業で開発が進められている、障害福祉の現場におけるハラスメント対応研修が公表された後、事業者に対してその普及に努める。

4 手話通訳の普及

(令和5年度に埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から意見提出予定)

5 難病患者の就労に関する課題

(1) 一般就労について

- ・難病患者はすべて障害福祉サービスを受けることができるが、症状が固定化していない者は障害者手帳を持つことができない。手帳を持つことができない難病患者は、法定雇用率に算入されないため、企業が雇用に消極的になる。障害者雇用促進法の問題であるが、県として何ができるかを検討する必要がある。
- ・企業は難病患者を雇用した場合に、特定求職者雇用開発助成金を活用できるが、そのために難病患者は応募時に自分の病気を開示する必要がある。開示せずに就職したい場合は、企業が当該助成金を利用できなくなり、病気を開示すると企業は採用に消極的になるという実態がある。

(2) 施設就労について

- ・就労移行支援事業は難病患者でも利用できるが、そのことが十分に周知されていない。また、知的・精神障害者の利用が中心になっているため、難病患者のニーズに合っていない実態もある。難病患者が就労移行支援事業を利用しやすい環境整備を検討する必要がある。

6 企業の受け入れ力を高めるための方策

(1) 普及啓発活動について

- ・障害者雇用に取り組む中小事業主に対する国の認定制度があり、企業に様々なメリットがある。こうした制度を事業主に周知することで、障害者雇用に前向きな企業を増やしていくことを次期支援計画に盛り込むべきという意見があった。県の障害者雇用に関する取組（障害者雇用サポートセンターにおける普及啓発活動や企業開拓など）の実態を把握した上で、計画にどう取り入れるかを考える必要がある。

(2) ジョブコーチの増員について

- ・ジョブコーチを増やし、育成していくべきとの意見もあり、支援計画の中に数値目標を盛り込めないか。制度を確認し、予算の問題も踏まえた上で検討していく必要がある。

7 就労全般

- ・視覚障害者のあはきについて、雇用先がないなどの現状がある。
- ・体調に波があり就労が難しい人がいる、施設就労における工賃収入の低さ等、もっと多

様な働き方があると良い。

- ・改正障害者総合支援法の就労選択支援については、次期計画に入れるべき。

【提言】

- ・障害者雇用総合サポートセンターにおいて、令和3年度から不定期で開催された難病支援の情報交換会を今後も進めていく。
- ・難病患者の治療と仕事を両立するため、医療と就労支援機関の効果的な連携を促進する。
- ・「少しの配慮で難病患者も働くことができる」ことを知つてもらうため、企業に対するチラシ配布による普及啓発を行うとともに、医療機関に対してもチラシを配布し、効果的な連携につなげる。
- ・就労移行支援事業所による、難病患者の特性に合った効果的な就労移行支援プログラムの開発を促進する。
- ・就労移行支援事業所を難病患者も利用できることを事業者、難病患者双方へ周知する。
- ・障害者就業・生活支援センターを集めた会議等に、難病患者就職ソーターが参加して情報共有と連携が図れるか検討する。
- ・難病患者の就労支援について理解を深めるため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所に対して研修を行う。
- ・埼玉県職員として難病患者を採用し、難病患者の就労に対する必要な配慮を把握し、体験を踏まえて市町村に情報提供し、市町村における難病患者の雇用を促す。
- ・視覚障害者の就業支援として、企業内のヘルスキー・パーや高齢者介護施設等におけるサービスの一環等、按摩・針・灸の職域を拡大することを周知する。
- ・就職した障害者が休職した後の職場復帰に対するリワーク支援を促進する。
- ・多様な働き方として企業に向けてテレワーク導入を促進し、障害者の就業機会の確保に努める。

III 共に育ち、共に学ぶ教育の推進／安心・安全な環境整備の推進（Cチーム）

＜次期障害者施策推進協議会への申し送り事項（全体を通じて）＞

- ① 以下の提言の内容は、2014年に日本が批准した「障害者権利条約」に関し、2022年8月の国連の権利委員会による審査及び勧告が発表される前に検討された内容も含まれている。第7期障害者支援計画では、国連の改善勧告（Cチームとしては、特に第24条「教育」に関わる勧告）に沿った計画につながるよう議論が進むことを期待したい。
- ② 障害者施策推進協議会委員（あるいはオブザーバー）として、教育に関する専門家や教育に関わる担当課の参加を求めたい。教育に関するテーマは、Cチームだけでなく、他のチーム、ヒューマンライブラリー（仮称）にも関連するテーマであると考えられるため

ある。

<共に育ち、共に学ぶ教育を推進する>

1 障害のある児童生徒の教育の充実

(1) インクルーシブ教育に関する保護者の理解促進

インクルーシブ教育は、障害のある児童生徒を含むすべての子がそれぞれに合わせた必要な支援を受けつつ、共に関わり合いながら一緒に学ぶことで実現する。したがって、インクルーシブ教育システムの構築は、障害のあるなしに関わらず全ての児童に関わる教育システムである。そこで、共に学ぶ環境づくりを通じた障害理解促進に取り組むだけでなく、全ての保護者を対象にインクルーシブ教育及び障害理解の促進を進める取り組みが必要である。

(2) 個別の指導計画、教育支援計画の作成・活用支援

特別支援学級において必ず作成することが求められている個別の指導計画、個別の教育支援計画について、計画の作成目的や活用方法への理解が不十分な場合があることがワーキングチームの議論において提起された。個別の指導計画、教育支援計画は、保護者と学校が共通理解を持つために必要なツールであり、合理的配慮の実施においてもその重要性は高い。したがって、個別の指導計画、教育支援計画の位置付け、作成プロセスが理解され、作成された計画が適切に活用されるよう学校や教員に対する周知や支援を強化していくことが求められる。

(3) 共に育ち、共に学ぶ教育を推進するための体制づくり、情報共有

- ・共に育ち、共に学ぶ教育を推進するにあっては、県教育委員会だけでなく、市町村教育委員会、すべての教職員、教育関係者全体で取り組まないと進展しない。
- ・特別支援学校・特別支援学級教員と市町村立学校教員を互いに派遣し合う人事交流をさらに進めるほか、共に育ち、共に学ぶ教育実践のモデル校の指定する取り組みが考えられる。
- ・「通常の学級で共に学ぶ取り組み事例」として県が収集・公開している好事例等を市町村にフィードバックすること、県が収集した情報を分析・課題抽出、具体的な取り組みや施策に反映させていく仕組みづくりが求められる。

2 教職員等の資質の向上

(1) 合理的配慮に関する教員の理解促進

地域の学校で障害のある児童が学ぶためには合理的配慮が前提になるが、教員の理解や認識不足により、必要な合理的配慮に繋がらない場合があるという問題提起がワーキングにおける議論で挙げられた。また、本人や家族の希望に関わらず、障害のある児童に特別支援学校・特別支援学級を勧めることの無いよう教員に対する研修内容や方法を検討する

必要がある。また、特別支援学校・特別支援学級では、人材不足の課題がある。教員に対する研修の質を高める必要がある。

(2) 教員研修に関する提案

- ・管理職に対する研修の充実が求められる。
- ・精神疾患を発症する児童生徒もあり、教員の研修の中にメンタルヘルスケアに関するプログラムをさらに充実させることが必要である。
- ・教員への研修実施の際、福祉現場や教員現場の現任者を研修講師やゲストに招くなど、研修講師の多様性も検討すべきである。

<安心・安全な環境をつくる>

1 発達障害児（者）への支援

(1) 保護者等の早期理解

発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識、環境の整え方などの方法を学ぶことができるよう保護者等への早期理解の支援を強化する施策が求められる。

(2) 相談支援事業所の体制づくり

様々な福祉サービスの利用や自立のための相談にきめ細かく対応できるような体制づくりのため、相談支援事業所の職員数の確保、発達障害に関する専門性の向上を図る研修の充実などが求められる。

2 保健・医療体制の充実

(1) 地域住民の精神障害に関する理解促進

精神障害のある人が地域で生活を送るためにには地域住民の精神障害者に対する理解が欠かせない。地域住民への精神障害者に対する正しい理解の普及を図るため、各市町村等による精神疾患や精神障害者に関する普及啓発事業や、家族や一般市民を対象とした講座の充実につながる施策が必要である。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る関係機関の連携促進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のためには、第6期障害者支援計画にも挙げられている精神科病院における実地指導の強化のほか、病院機能の指定のあり方の検討、精神科病院等医療機関と家族や地域の事業所等の関係機関との連携がさらに促進される施策が求められる。

(3) 強度行動障害を有する障害者・児に関する研修の充実

強度行動障害を有する障害者（児）は、適切な支援が行われることにより、強度行動障

害が低減し、安定した日常生活につながる場合が少なくない。一方で、対応できる人材不足などから、受け入れ事業所が限られていることや過度な行動制限や身体拘束などの虐待リスクの課題も指摘されている。強度行動障害を有する障害者（児）に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができる人材育成のため、強度行動障害支援者養成研修が実施されている。支援体制の整備の強化の観点から、研修を実施するだけでなく、本研修の研修内容の検証やモニタリングを行う体制整備も求められる。

3 福祉のまちづくりの推進

(1) 公共施設などの整備

(障害者が利用可能な公共交通機関の整備)

ノンステップバスの導入が進められているが、乗り降りする道路の状況、ワンマンバス、混雑している時間帯などの状況下では、車いすを使用している障害者が利用できない場合もある。第7期障害者支援計画では、ノンステップバスの導入支援に止まらず、乗客のこころのバリアフリーに関する啓発活動、公共交通機関への情報提供などを含め、必要な人が利用可能な公共交通機関に整備につながる施策の検討が求められる。

(2) 防災対策の充実

(地域住民を中心とした支援体制の整備)

災害時の避難などがスムーズに実施できるよう、地域住民、民生委員や自治会長などの障害特性への理解、避難できない人のための配慮等が進むようパンフレットの作成、研修会の開催を行い、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備が進むような施策が求められる。また、民生委員の高齢化が進み負担が大きくなっている地域、自主防災組織の維持が難しい地域などへの支援について検討が必要である。

(3) 感染症対策の充実

(支援者が罹患した際の対応)

支援者（ヘルパーなど）が新型コロナウイルスに感染した場合等、支援者が不在等の緊急事態は、障害者の生活にとって深刻な問題となる。支援者がいない場合の対応や自宅療養時に看護師や医師による健康観察を行う仕組みが求められる。

4 その他

(非常時の情報集約と共有)

自然災害が発生した場合や新型コロナウイルスの感染拡大時の非常事態に、障害者が直面する課題は極めて深刻なものばかりである。関連する担当課や機関も多岐に渡る場合も少なくない。安全な暮らしの確保に関わるワーキングチームの議論においては、災害等多くの人々に影響を与える非常事態が生じた際に各部署・各機関が把握している情報を集約するプラットフォームの必要性が指摘されている。また、情報を蓄積・整理するだけでなく、必要に応じ情報発信をすること、情報を分析し、定期的な情報共有により対応を協議

する場が必要であるという問題提起がされている。これまでの経験や蓄積された情報に基づき、必要な支援や施策を立ち上げていく仕組みづくりが求められている。

第9章 資料集

1 策定の経緯

(1) 埼玉県障害者施策推進協議会での審議

本県では、障害者支援計画の策定、変更、障害者施策の監視、計画の進行管理について調査審議するため、「埼玉県障害者施策推進協議会」を設置しています。

本協議会は、障害者基本法第36条に基づき都道府県及び指定都市が設置する、執行機関の附属機関です。

※ 執行機関の附属機関とは、執行機関である地方公共団体の長が、行政執行の前提となる調査、調停、審査などを行わせるために、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、協議会などの機関を指します。

開催月	内容
令和5年	令和4年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none">・第7期埼玉県障害者支援計画に係る重点課題について・令和5年度埼玉県障害者施策推進協議会の進め方について
	令和5年度第1回埼玉県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"><u>・令和5年度埼玉県障害者施策推進協議会の進め方について</u><u>・第7期埼玉県障害者支援計画の策定について</u><u>・彩の国いどりライブラリーについて</u>
	令和5年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"><u>・第7期埼玉県障害者支援計画の策定について</u><u>ア 第7期埼玉県障害者支援計画の概要について</u><u>イ 第7期埼玉県障害者支援計画の構成（案）について</u><u>ウ 第7期埼玉県障害者支援計画の骨子（案）について</u><u>エ 第1回ワーキングチームの結果を踏まえた施策（案）について</u><u>オ 障害者団体からのヒアリングを踏まえた施策（案）について</u><u>カ 埼玉県手話環境施策推進懇話会から提案された施策（案）について</u><u>・彩の国いどりライブラリーについて</u>
	令和5年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none">・第7期埼玉県障害者支援計画（案）について・第7期埼玉県障害者支援計画（案）に係る県民コメントの実施について

<u>令和6年</u>	2月	令和 <u>5</u> 年度第4回埼玉県障害者施策推進協議会 ・第 <u>7</u> 期埼玉県障害者支援計画（最終案）について
-------------	----	--

（2）埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングチームでの検討

本協議会の委員によるワーキングチームを結成し、第7期計画策定について検討しました。

チーム	開催日	テーマ
A チーム	令和 <u>5</u> 年 7月19日(水) 令和 <u>5</u> 年10月17日(火)	・障害者への理解促進と差別解消
B チーム	令和 <u>5</u> 年 7月11日(火) 令和 <u>5</u> 年10月19日(木)	・障害者の地域生活の充実・社会参加の支援 ・障害者の就労支援
C チーム	令和 <u>5</u> 年 7月14日(金) 令和 <u>5</u> 年10月23日(月)	・共に育ち、共に学ぶ教育の推進 ・安心・安全な環境整備の推進

（3）埼玉県手話環境整備施策推進懇話会からの意見聴取

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会は、埼玉県手話言語条例第7条に基づき、県が設置する、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者との協議の場です。

本協議会では、埼玉県手話言語条例に基づき、障害者計画において手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定めるため、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から意見聴取を行いました。

開催日	内 容
令和 <u>5</u> 年6月30日(金)	・第7期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策について ・埼玉県手話施策推進に当たっての提言について

（4）埼玉県聴覚障害児支援協議会からの意見聴取

埼玉県聴覚障害児支援協議会は、聴覚障害児の支援体制の整備及び連携のあり方等を協議する場であり、保健・医療・福祉・教育の関係者で構成しています。

「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を本計画に位置付けるに当たり、埼玉県聴覚障害児支援協議会から意見聴取を行いました。

開催日	内 容
令和5年10月24日（火）	難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画について

（5）障害者団体からのヒアリング及び書面による意見聴取

県は、県内の障害者及びその家族を会員とする障害者関係団体から、障害者の現状と課題について、ヒアリング及び書面による意見聴取を行いました。

開催日	団体名
令和5年7月27日（木）	埼玉県発達障害福祉協会、埼玉障害者市民ネットワーク 埼玉親の会「麦」、埼玉県視覚障害者の生活と権利を守る会
令和5年7月28日（金）	埼玉県障害者協議会、埼玉県精神障害者家族会連合会 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会 埼玉県高次脳機能障害連合会、埼玉県障害難病団体協議会
令和5年7月31日（月）	埼玉県聴覚障害者協会、埼玉県身体障害者福祉協会 日本てんかん協会埼玉県支部、埼玉県自閉症協会 きょうされん埼玉支部
令和5年8月 1日（火）	障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会 埼玉県手をつなぐ育成会、埼玉障害者自立生活協会 埼玉県盲人福祉協会、埼玉県難聴者・中途失聴者協会
書 面	埼玉県視覚障害者福祉協会

【ヒアリング実施団体】（20団体）

（6）市町村との連携

県による広域的調整と市町村計画との整合性を図るために、市町村向け説明会を開催しました。

国基本指針における考え方、それを踏まえた本県の考え方及び計画策定における留意事項などを説明するとともに、質疑応答による確認などを行いました。

開催日	内容
令和5年7月26日（月）	第7期障害福祉計画策定について ・国基本指針について ・県の基本的な考え方について ・数値目標の設定に係る県の考え方について

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス見込量（活動指標）に係る県の考え方について ・県計画と市町村計画との関係について ・質疑応答
--	---

(7) 埼玉県社会福祉審議会及び埼玉県自立支援協議会への報告

埼玉県社会福祉審議会に本計画の策定状況を報告し、意見や要望を伺いました。

開催日	報告先
令和5年11月17日（金）	埼玉県自立支援協議会
令和5年11月22日（水）	埼玉県社会福祉審議会

(8) 県民コメントの実施

県民の皆様から幅広い意見をお伺いするため、県民コメントを実施しました。

〇〇名(団体含む)から〇〇〇件の意見をお寄せいただき、計画への反映に努めました。

実施時期	内容
令和6年1月5日（金）～ 令和6年2月5日（月）	第 <u>7</u> 期埼玉県障害者支援計画（案）について

【埼玉県障害者施策推進協議会委員名簿（順不同、敬称略）】

氏名	所属及び職名	ワーキングチーム
佐藤 陽 ◎	土文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授	A チーム ○
遅塚 昭彦	公益社団法人埼玉県福祉士会理事	B チーム ○
岩崎 香	早稲田大学人間科学学術院教授	C チーム ○
万谷 葉子	埼玉県障害者協議会副代表理事	C チーム
下重 美奈子	埼玉障害者自立生活協会事務局長	C チーム
羽生田 千草	障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会幹事	B チーム
田島 あづさ	埼玉県視覚障害者福祉協会理事	C チーム
川津 雅弘	埼玉県聴覚障害者協会副代表理事	C チーム
大井田 弘子	埼玉県身体障害者福祉協会相談員	B チーム
石橋 優輝	埼玉県障害難病団体協議会相談員 (埼玉県難病相談支援センター)	A チーム
菊池 波江	埼玉県手をつなぐ育成会副理事長	A チーム
山中 みどり	埼玉県精神障害者家族会連合会事務局次長	C チーム
東海林 孝文	日本てんかん協会埼玉県支部会員	B チーム
小材 由美子	埼玉県自閉症協会会長	C チーム
荒井 優子	公募委員	B チーム
金井 玲	公募委員	B チーム
松本 哲	埼玉県発達障害福祉協会副会長	B チーム
田中 裕汰	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会研修委員長	A チーム
植村 勉	きょうされん埼玉支部役員	A チーム
栗原 久美子	埼玉労働局職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官	所属なし

◎：会長

○：チームリーダー

【埼玉県手話環境整備施策推進懇話会委員名簿（順不同、敬称略）】

氏名	所属及び職名	分野
石渡 和実 ◎	東洋英和女学院大学名誉教授	学識経験者
野口 宜伸 ○	埼玉県聴覚障害者協会組織委員長	聴覚障害者団体関係
速水 千穂	埼玉聴覚障害者福祉会理事	聴覚障害者支援機関の関係者
日置 司	埼玉聴覚障害者情報センターナイフ	の関係者
佐々木 良子	埼玉県手話通訳問題研究会福運営委員長	手話通訳関係者
岩澤 美佐代	埼玉県手話サークル連絡協議会運営委員	手話サークル関係者
原田 篤	県立特別支援学校大宮ろう学園校長	学校教育関係者
阿部 弘之	県教育局義務教育指導課教育指導幹	学校教育関係者
水口 優花	富士見市障がい福祉課長	障害福祉関係行政職員

◎：座長、○副座長

2 障害者に関するマーク

障害者に配慮した施設・設備であることや、障害のある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、いろいろなシンボルマークや標示があります。

これらのシンボルマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体等が独自に提唱しているものなどがあります。

障害の中には心臓や腎臓など、外見からは分かりにくい身体内部の機能の障害があります。

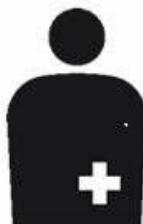
このような内部障害者や難病患者は、長時間立っていることがつらいなど、日常の生活に大きな支障がある方も多く、外見では障害があることが分からなくても電車やバス等で「優先席」を利用する必要があります。

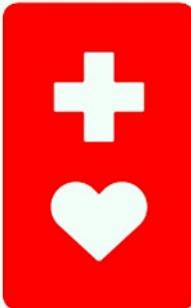
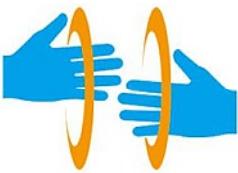
また、聴覚障害者（難聴者、中途失聴者、ろう者）は、会話による意思の疎通が難しく、日常の生活で苦労されています。

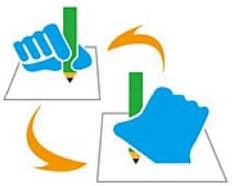
見た目には障害が分からないために、誤解されたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活を送る上で多くの不便があります。

私たち一人ひとりが障害のことを知り、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を作っていくよう、これらのマークへの御理解と御協力をお願いします。

シンボルマーク	概要等
障害者のための国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見掛けた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
盲人のための国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見掛けるマークです。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、視覚障害者の利用への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>

<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声掛けをお願いします。</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができるることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>ヒアリングループマーク</p> 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設に提示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を増設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマークはオストメイトの為の設備（オストメイト対応トイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見掛けた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>

<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害のある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害者の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見掛けた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声を掛け、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見掛けた場合は、電車・バス内で席をゆする、困っているようであれば声を掛ける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>
<p>手話マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>

<p>筆談マーク</p> 	<p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブスなどに掲示することができます。</p> <p>耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういう企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願ひします。</p>
<p>障害者雇用優良事業所認証マーク</p> 	<p>埼玉県では、県内で障害者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を「埼玉県障害者雇用優良事業所」として認証しています。</p>

(参考：令和5年版障害者白書（内閣府）)

イメージ

3 用語解説

【あ行】

用語	解説
ITサポート推進員	埼玉県障害者ITサポートセンター（IT機器の利用に係る相談やIT機器の操作をサポートするボランティアの養成・派遣等を行う拠点）において、事業の企画やセンターの運営を行うスタッフ。
アウトリーチ	支援や障害福祉サービスを拒否しがちな人、入退院を繰り返す精神障害者等を対象として、精神科医師、精神保健福祉士、ピアスタッフなどの多職種による訪問支援を行い働き掛けること。
アクセシブルな書籍	視覚障害や発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい書籍のこと。例として、点字図書、拡大図書、音訳図書等がある。
アクセシブルな電子書籍	視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすい電子書籍等のこと。例として、音声読み上げ対応の電子書籍、ディジタル図書、テキストデータ等がある。
アニマルセラピー	動物と触れ合うことによる情緒的な安定、レクリエーション、QOLの向上などを主な目的とした触れ合い活動。
あんしん賃貸住まいサポート店	埼玉県が独自に指定している住宅確保要配慮者の住まい探しに御協力いただける不動産仲介業者。
伊豆潮風館	障害者とその家族に対し、宿泊、レクリエーションなどの休養の機会を提供するため、バリアフリーに対応した温泉付き宿泊施設として本県が静岡県伊東市に開設した障害者更生センター。一般県民の利用も可能。
一般就労	障害者の就労の形態で、民間企業などで雇用関係に基づき働くこと。一方、就労継続支援事業所などで就労することを福祉的就労という。
医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
医療的ケア児	NICU 等から退院後、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。
インクルーシブ教育システム (inclusive education system)	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、

	自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。
NPO (Non Profit Organization)	広義では非営利団体のこと。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。
M-CHAT (エムチャット)	2歳前後の幼児に対して、自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用される質問紙。
遠隔手話サービス	新型コロナウイルス感染症の流行等で手話通訳者が同席できないケースでも意思疎通を図ることができるようとするサービス。医療機関などを受診する際、タブレット型端末を利用し、離れた場所にいる手話通訳者を介して、医師等とコミュニケーションをとることができるようにする。
おおぞら号	障害者団体などが更生訓練、研修などを行う場合に、県が貸し出す車椅子用リフト付き大型バス（座席29、補助席7、車椅子固定席2）。費用は無料（有料道路料金などは実費負担）。

【か行】

用語	解説
会計年度任用職員	一会計年度を超えない範囲内で採用される一般職の職員。
介護すまいる館	さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、福祉及び介護用品の総合展示館。福祉用具やユニバーサルデザイン商品の展示販売及び相談を実施している。
基幹相談支援センター	市町村が設置する、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組といった役割が求められている。
旧優生保護法	昭和23年9月11日から平成8年9月25日を施行期間とした優生保護法のこと。不良な子孫の出生の防止や母性の生命健康を保護することを目的とし、障害のある方などに対し、強制不妊手術を行った。
強制不妊手術	遺伝性疾患や障害などを理由として、本人の同意なく行われた生殖を不能にする手術。
強度行動障害	自傷行為や物を壊すなど周囲の人々に影響を及ぼす行動が多く、家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害福祉サービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
グループホーム (共同生活援助)	障害福祉サービスのひとつ。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。

ケアラー	埼玉県ケアラー支援条例第2条に規定する、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
欠格事由	欠格条項。障害などの理由で一律に資格や免許を与えないこと。障害者が社会活動に参加することを不適に阻む要因とならないよう、対象となる全ての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとることとしている。
高次脳機能障害	病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能に障害が現れた状態をいう。
高次脳機能障害者支援センター	県総合リハビリテーションセンター内に設置されている、高次脳機能障害者本人や家族、関係機関からの相談に対応するための総合相談窓口。
更生相談所	18歳以上の障害者の福祉について、相談や、医学的、心理学的、及び職能的判定を行うとともに、必要な助言、援助を行う機関。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所がある。本県ではどちらも上尾市にある総合リハビリテーションセンター内に設置されている。
工賃	就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。工賃、手当、賞与その他実際に支払う際の名称は問わない。
行動援護	障害福祉サービスのひとつ。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
高等看護学院	熊谷市に設置されている、看護師として必要な知識及び技術に関する専門教育を行う県立の専門学校。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。
高齢者等感應信号機	障害者や高齢者などに対する利便性を考慮し、横断歩行者の青時間を通常より長くする機能を有する信号機。専用の押ボタン（白色）を押した場合に青時間が延長される。また、障害者や高齢者などが携帯する小型発信器から発せられる微弱電波を受信することにより、押ボタンを押したことと同様の機能を有する。
国際生活機能分類（ICF）	人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機構（WHO）総会において採択された、健康状態、心身機能、障害の状態を相互影響関係及び独立項目として分類し、当事者の視点による生活の包括的・中立的記述を狙いにする医療基準。それまでのWHO国際障害分類（IDH）がマイナス面を分類するという考え方を中心であったのに対し、ICFは生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子などの観点を加えている。
国民保護施策	武力攻撃や大規模テロなどから住民の生命、身体、財産を守るために実施する政策や行動。

	住民の避難や救援などに関する施策。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
個別の教育支援計画	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画。
個別の指導計画	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを具体的な指導・支援に反映させるための計画で、本人や保護者の願い、子どもの障害の状態、ねらいなど、これらに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、指導目標・内容・支援の方法等を盛り込み、学校等で作成。

【さ行】

用語	解説
災害拠点精神科病院	災害が発生した際に、被災地における精神科医療が必要な患者の一時的な受入れや被災地の精神科医療機関を支援する拠点となる精神科病院。DPAT（先遣隊）の派遣機能がある。各都道府県内に1か所以上整備することとされており、県が指定する。埼玉県では、県立精神医療センターを整備し、令和4年度に指定・運営開始予定。
災害派遣精神医療チーム (DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team)	災害時、被災地において精神医療、精神保健活動の支援を行う。県では、発災後48時間以内に被災地域の急性期精神保健医療ニーズに対応する「DPAT 先遣隊」を県立精神医療センターが有するほか、県内12の協定医療機関がDPAT各1隊を編成する。精神科医、看護師、業務調整員で構成され、被災地のニーズに応じて薬剤師、保健師、精神保健福祉士等の専門職を含む。災害の状況を勘案し県内外へ派遣され、被災した精神医療機関や精神疾患のある人への支援、災害により精神的問題が生じた住民、行政職員等への支援を行う。
災害派遣福祉チーム	大規模災害時に避難所等へ避難した障害者等に対して、相談援助や応急的な介助等の福祉支援を行う。
埼玉県虐待禁止条例	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年7月11に公布した条例。平成30年4月1日から施行。
埼玉県虐待通報ダイヤル	早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の通報を24時間365日受け付けるダイヤル。適切な機関につなぐ。番号は「#7171」。
埼玉県共生社会づくり条例	正式名称は「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らして

	いける共生社会づくり条例」。平成28年4月1日施行。障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目的とする条例。
埼玉県ケアラー支援計画	埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する「ケアラーの支援に関する推進計画」として位置付けられ、本県のケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画。
埼玉県工賃向上計画	障害者が地域で自立した生活を送るための基盤である就労における工賃の水準が向上するよう、具体的な取組を示すために県が策定する計画。国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に基づき策定し、対象は就労継続支援B型事業所で、計画期間は3年。
埼玉県高齢者支援計画	介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」及び老人福祉法に基づく「老人福祉計画」として位置付けられる、本県における高齢者の総合計画。
埼玉県5か年計画	本県が策定する5年ごとの県政運営の指針となる総合計画。本計画の上位計画。「希望と安心の埼玉」、「活躍と成長の埼玉」、「うるおいと誇りの埼玉」、の3つの将来像の実現を目指すことを掲げている。
埼玉県子育て応援行動計画	子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」、厚生労働省通知に基づく「都道府県母子保健計画」・「都道府県社会的養育推進計画」として位置付けられる、本県における少子化対策・子育て支援策の総合計画。
埼玉県手話言語条例	手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を目指して制定された条例。平成28年4月1日施行。県の責務や、県民、事業者の役割、手話の普及や環境の整備などについて定められている。
埼玉県障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条の規定により、①障害者計画の策定に意見を述べる、②障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を監視する、③障害者施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する事務を処理するために設定された執行機関の附属機関。
埼玉県障害者優先調達方針	障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、埼玉県が行う物品等の調達の推進を図ることを目的として、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度策定している方針。
埼玉県地域福祉支援計画	社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として位置付けられる、本県における広域的見地から市町村の地域福祉の推進を支援する計画。

埼玉県地域保健医療計画	医療法に基づく「医療計画」及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「医療費適正化計画」として位置付けられる、本県における保健医療に関する総合計画。
埼玉聴覚障害者情報センター	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。(社福) 埼玉聴覚障害者福祉会が設置。聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点施設として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣(県委託事業)、聴覚障害者に対する相談事業、情報機器の貸出、字幕・手話入りビデオの貸出などを実施している。
埼玉県特別支援教育環境整備計画	インクルーシブ教育システムの構築に向け、連続性のある「多様な学びの場」を更に充実させるために、知的障害特別支援学校や高校内分校の新設などの「教育環境の整備」と特別支援教育を推進するための「人材育成」に重点を置いた本県の特別支援教育の環境整備に関する計画。
埼玉県福祉のまちづくり条例	障害者、高齢者をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会を実現することを目指して、平成7年3月20日に制定された条例。平成8年4月1日から全部施行。本条例では、障害者、高齢者などが円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進などを推進するため、県、事業者、県民の責務や生活関連施設の整備基準及び届出の手続などを定めている。
埼玉県立大学	越谷市に設置されている、福祉、保健、医療の分野における幅広い高度なサービスに対応できる資質の高い人材の養成や指導的役割が果たせる人材の確保を図るため、更には、本県の福祉、保健、医療に関する教育・研究の中核となって地域社会に貢献することを目的とする大学。
サービス管理責任者	障害者総合支援法において、利用者へ提供されるサービスの質の向上を図る観点から事業所ごとに置かれることになった職種。利用者ごとにサービス内容を定めた計画を作成したり、定期的にその評価を行ったりし、サービス提供全般の責任を担う。
サピエ図書館	正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。視覚障害者等に対して、全国の点字図書館が作成した点字図書やディジタル図書のデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
サポート手帳	発達障害児(者)が乳幼児期から成人期に至るまで、一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうために本県が作成した手帳。ライフステージを通じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有できる「相談支援ファイル」、医療機関に提示して配慮が必要な点を理解してもらうための「サポートカード」から成る。
支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で必要な学習活動を行う

	ために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
視覚障害者誘導用ブロック	いわゆる「点字ブロック」のこと。視覚障害者に対する誘導や段差の存在などの警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック。移動方向を指示する線上ブロックと、段差の存在などの警告や注意喚起を行うための点状ブロックがある。形状、寸法などはJISで規格化されている。
視覚障害者用付加装置 (音響式信号機)	交通信号機において歩行者用灯器が青であることを視覚障害者に知らせるため、外部に接続したスピーカーにより誘導音を鳴動させる装置。
施設入所支援	障害福祉サービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
市町村障害者就労支援センター	障害者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として県内の市町村が設置している機関。そのセンターのある市町村内に在住の者、若しくは勤めている者を対象としている。県内41の市町（令和2年度現在）に設置されている。
児童委員	児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童委員は民生委員を兼ねることとなっている。
児童発達支援センター	障害児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないが、各市町村等が実施する市民後見人養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や技術、社会規範、倫理性を身に付けた一般市民の第三者後見人。
社会福祉協議会	地域福祉及びその技術の普及推進と、民間福祉事業やボランティア活動の推進、支援を目的としている民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められており、国、都道府県、特別区、政令指定都市（行政区=地区）、市町村単位で組織されている。基本的には社会福祉法人格を持つこととなっている。運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されており、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開している。
住宅確保要配慮者	障害者、高齢者、低所得者、外国人など住宅を確保することが困難な人及びその世帯。配慮者の範囲は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、省令及び埼玉県賃貸住宅供給促進計画に定められている。
就労移行支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を

	提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
就労定着支援	障害福祉サービスのひとつ。一般就労した障害者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。
重度障害者等包括支援	障害福祉サービスのひとつ。介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。
重度訪問介護	障害福祉サービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
障害支援区分認定調査員	障害福祉サービスの利用に当たり、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」を認定するため、調査を行う市町村職員又は市町村の委託を受けて調査を行う相談支援専門員等のこと。
障害児支援利用計画	障害児通所支援事業を利用する際、障害児の心身の状況や環境、保護者の意向などを踏まえて作成する。
障害児（者）生活サポート事業	在宅障害児（者）の社会活動などを支援するため、一時預かりや送迎など、障害児（者）及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間団体に県、市町村が補助を行う事業。
障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき提供されるサービス。障害児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団・生活への適用訓練等のサービスを提供する事業をいう。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援がある。
障害者活躍推進計画	障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体の任命権者が策定する、障害者である職員の活躍を推進するための計画。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする法律。
障害者芸術文化活動支援センター	国の障害者芸術文化活動普及支援事業に基づき設置している地域における障害者の芸術文化活動を支援する拠点。障害者や事業所等に対する相談支援、支援人材の育成、権利保護の推進、支援者のネットワーク構築などを行っており、35都府県（令和2年度現在）に設置されている。

障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効した。日本は平成19年9月28日に署名し、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立など様々な法制度等の整備が行われた。平成26年1月20日には批准書を寄託。同年2月19日に同条約は日本について、効力を発生した。
障害者権利擁護センター	さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、障害者虐待に関する通報及び相談窓口。本県からの事業委託により運営されている。なお、市町村担当課（市町村障害者虐待防止センター）も通報又は届出の受付の窓口になっている。
障害者交流センター	さいたま市浦和区に設置されている、障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開している施設。
障害者雇用開拓員	障害者雇用総合サポートセンターに配置され、法定雇用率未達成企業を訪問し、経営者等に障害者雇用に係る制度の仕組みや助成制度、障害者雇用総合サポートセンターの支援内容について説明し、雇用を働き掛ける者。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成28年4月1日施行。障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に繋げることを目的とする法律。
障害者雇用総合サポートセンター	雇用開拓、就労支援、定着支援を一体的に運営し、企業の障害者雇用を支援するほか、県内の障害者就労支援センター等支援機関の人材育成を実施し、障害者雇用の拡大及び障害者の職場定着を推進する県の機関。
障害者雇用チャレンジ推進員	障害者雇用総合サポートセンターに配置され、障害者の雇用経験がない企業などに対し、3～5日の短期雇用体験を働き掛ける者。
障害者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障害者雇用の割合。令和3年3月1日から民間企業2.3%（2.2%）、国・地方公共団体など2.6%（2.5%）、都道府県などの教育委員会2.5%（2.4%） ※（ ）内は令和3年1月現在。
障害者差別解消支援地域協議会	障害者差別解消法第17条第1項に基づき設置される。障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う場。

障害者歯科相談医	<p>障害者歯科診療所及び埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターと連携し、次のような役割を担っている歯科診療医。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域における歯科診療の担当者として障害者などの歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行う。 ② 必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受入を行い、地域の障害者等歯科保健医療を推進する。 ③ 障害者などの歯科保健、医療を推進する。
障害者歯科診療所	多種多様な全身疾患を有するなど、一般の歯科診療所では対応が困難な障害者（寝たきりの高齢者を含む）に歯科治療を行う診療所。障害者の全身管理や行動管理、全身麻酔での歯科治療など専門的な知識・技術を持った歯科医療従事者が対応している。また、一般の歯科診療所よりも広いスペースを有し、移動ベッドのまま治療を行うことができるなど、様々な配慮がなされている。
障害者社会参加推進センター	障害の有無にかかわらず誰もが地域で明るく暮らすことができるよう、関係団体、機関の協力をもとに障害者の社会参加の推進を目的とした拠点。埼玉県では、さいたま市浦和区にある障害者交流センター内に設置し、その運営は特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会に委託している。
障害者週間	国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、障害者の日である12月9日までの1週間とされ、様々な啓発活動が実施されている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行なながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行なう施設。県内には10か所設置されている。
障害者就労支援センター等連絡協議会	各就労支援機関への情報提供や情報交換などを行い、各機関との連携体制の構築・強化を図る。
障害者職業センター	さいたま市桜区に設置されている、障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害者、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主、障害者の就労を支援する関係機関に対して支援・サービスを提供している施設。
障がい者スポーツ指導員	障害者が安全にスポーツできるための専門的な知識を持っており、障害者の参加するスポーツ大会やイベントで活動している者。（公財）日本障がい者スポーツ協会の認定資格で、上級・中級・初級の3段階に分かれている。

障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的する法律。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき提供されるサービス。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の15種類となる。
小児慢性特定疾病	児童福祉法に基づき、児童慢性疾患のうち国が指定する疾患。
消費生活センター	県や市町村が設置する消費生活に関する相談や苦情処理などを行う施設。消費者安全法により消費生活相談員の配置や週4日以上の相談実施などが要件となっている。埼玉県消費生活支援センターは4か所（川口、川越、春日部、熊谷）に設置されており、川口では商品事故などの原因究明のための商品テストも行う。
職業能力開発センター	職業能力開発促進法に基づき設置される、在職者を対象に行う技能向上訓練（技能講習）、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練等の職業訓練を実施する施設。
ジョブコーチ	障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて障害者の特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、職場適応・定着を図る者。
ジョブサポーター	「ジョブコーチ」や「障害者職業生活相談員」等の正式な呼称ではなく、障害者の就労支援に携わる機関等の担当者全般を指す研修事業上の県独自の呼称。
自立訓練	障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付。原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し10%を自己負担する。
自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3の規定により地方公共団体が設置する協議会で、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とし、関係機関や関係団体並びに障害者等で構成される。現在、障害者総合支援法上は、単に「協議会」という名称になっている。
自立生活援助	障害福祉サービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。

新生児聴覚検査	生後1、2日目頃の入院中の新生児を対象に、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。検査は自動聴性脳幹反応（自動ABR）で行う。「聞こえ」の障害を早期に発見し、適切な指導を受けることで、新生児の能力を十分に発揮させ、言語の発達を促すことができる。
身体障害者相談員	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。
身体障害者手帳	身体障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づく障害程度を判定し、身体障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長、中核市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
身体障害者補助犬	目や耳、手足が不自由な方をサポートする盲導犬や聴導犬、介助犬のこと。法律に基づき認定され、特別な訓練を受けている。ハーネスや胴衣などに補助犬を示す表示を付け、電車やバスなどの交通機関、スーパーや飲食店、ホテルなどに同伴する。
スクリーニングツール	M-CHATなど、発達上の支援が必要な幼児を把握するための手法。
ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」若しくは「便」を貯留するための装具。原則としてビニールで作られ、用途別に人工膀胱用と人工肛門用に分けられる。
生活介護	障害福祉サービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
生活支援員	施設などで障害者の日常生活上の支援や身体機能・生活能力の向上に向けた支援を行うほか、必要に応じて障害者と共に創作・生産活動を行ったり、作業の指導等を行ったりする職員のこと。
精神医療センター	伊奈町に設置されている、県立の精神科病院。小・中学生が安心して治療に専念できる院内学級を備えた児童・思春期病棟、急性期病棟、アルコール・薬物依存症病棟などがあり、入院診療と外来診療を行っている。精神保健福祉センターと隣接している。
精神科救急情報センター	伊奈町にある精神保健福祉センター内に設置されている、夜間及び休日ににおいて、精神疾患を有する方や、その家族などからの緊急的な精神医療相談を電話で受け付ける機関。相談内容から適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行う。
精神障害者雇用拡大推進チーム	障害者雇用総合サポートセンターに配置された精神障害者雇用アドバイザーと精神保健福祉士とのチームにより、企業に対して、精神障害者の雇用に伴う配慮事項や作業環境・業務内容の改善、雇用管理などについて助言や提案を行う。

精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
精神保健福祉センター	伊奈町に設置されている、県民のメンタルヘルスの保持及び向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。メンタルヘルスに関する相談、啓発普及事業、自立訓練施設及び精神科デイケアの運営、精神科救急情報センターの運営などを行っている。精神医療センターと隣接している。
成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。
全身性障害者介助人派遣事業	重度の脳性まひや筋萎縮性側索硬化症、筋ジストロフィーなどによる全身性障害者が自ら推薦する介助人を登録し、介助サービスを提供するために派遣した市町村に県が補助を行う事業。
総合教育センター	行田市に設置されている、教職員の「学びの拠点」として、研究・開発事業、研修事業、教育相談事業の各事業を実施する県立の機関。
総合リハビリテーションセンター	上尾市に設置されている、障害者のリハビリテーション活動の県内中心施設。障害者の自立と社会参加を目指し、相談・判定から医療、職能訓練、社会復帰までの総合的リハビリテーションサービスを提供するとともに、リハビリテーション関係者の技術向上を支援している。
相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談を受けたり必要な助言や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの。基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援がある。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

【た行】

用語	解説
第三者評価	社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。
多機能トイレ	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト（人口肛門・膀胱造設者）対応水洗器具、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、障害者、高齢者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレ。
短期入所 (ショートステイ)	障害福祉サービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
地域移行支援	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している障害者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。
地域活動支援センター	障害者総合支援法に定められている、障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設。
地域支援マネジャー	市町村、事業所、医療機関等との連絡、調整、助言等を総合的に行い、市町村や障害児通所支援事業所などが発達障害児（者）の特性に沿った対応ができるよう調整する者。
地域生活支援事業	障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟な形態で実施する事業で、日常生活用具給付等事業や外出のための移動支援事業などがある。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた障害者の地域生活を支援する体制。
地域精神保健福祉活動	地域における住民の精神の健康保持や福祉の増進に努める活動のこと。
地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。
地域包括ケア総合支援チーム	地域包括ケアシステムの構築のため、市町村の要望に応じ、生活支援体制の整備、介護予防、医療・介護の連携など具体的な事業の進め方についてアドバイスを行うチーム。課題に応じた専門職などを派遣している。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する。

地域療育センター	発達障害の特性が気になる子供に対し、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育て支援を行う施設。
知的障害者相談員	知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。市町村長が委嘱。
中核発達支援センター	医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育を一貫して行う拠点施設。
超重症心身障害児	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、呼吸管理や食事機能などから医療や介護の必要性が高い児童のこと。
通級指導教室	「通級による指導」を行う場。「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」などの場で受ける指導形態。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心としたきめ細かい指導を行う。
デイジー図書	デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」を指し、視覚による表現の認識が困難な方のために制作されるデジタル図書の国際標準規格。デイジー図書とは、デイジー規格で製作されたアクセシブルな電子書籍の総称。読みたい章やページに移動したり、再生スピードを変えたりすることができるといった特徴がある。デイジー図書の種類に、音声デイジー、テキストデイジー、マルチメディアデイジーがある。
点字図書館	身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設の一つ。点字図書やデイジー図書の製作・貸出、図書の紹介、点訳ボランティア・録音ボランティアの養成などを実施している。埼玉県では昭和53年4月に熊谷市内に設置。
同行援護	障害福祉サービスのひとつ。視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
常盤高等学校	さいたま市桜区に設置されている、本県唯一の県立の看護師養成高等学校。
読書支援機器	印刷された活字文書の利用を支援する機器や障害者等が電子書籍を再生する機器。前者の例として、拡大図書器、眼鏡、虫眼鏡（ルーペ）、読書補助具（リーディングトラッカー）、活字自動読み上げ機などがある。後者の例として、デイジー再生機、タブレット、画面読み上げソフト・画面拡大ソフト・活字 OCR ソフト・点訳ソフトを搭載したパソコンやパソコンの画面を点字で表示する点字ディスプレイがある。
特別支援学級	小・中学校において、障害のある児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育に関する学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役等、学校内の関係者や関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。
特別支援教育支援員	障害のある幼児児童生徒の学校教育活動上の日常生活動作の介助をする者で、移動動作、衣服着脱動作、食事動作、用便動作、階段昇降動作、バス添乗などの介助業務を行う者や、障害のある幼児児童生徒の学習活動をサポートする者。自治体によっては、独自の名称（特別支援教育センター等）で呼んでいる場合もある。

【な行】

用語	解説
内方線付き点状ブロック	点状ブロックのプラットホーム内側部分に線が1本加わり、プラットホームの端がどちらにあるのか分かるようにし、列車との接触や転落を防止するもの。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（難病の患者に対する医療等に関する法律第1条）
難病相談支援センター	蓮田市にある国立病院機構東埼玉病院内に設置されている、難病患者などの療養上、生活上の悩みや不安などの解消を図るとともに、電話や面接などによる相談、患者会などの交流促進、就労支援など、難病患者などがもつ様々なニーズに対応することを目的とした機関。
日常生活自立支援事業	愛称は「あんしんサポートねっと」。判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等が市町村社会福祉協議会と契約し、生活支援員が居宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭の出し入れ等の援助を行う。
認知行動療法	考え方や行動がどのように気分に影響しているかを知り、その考え方や行動を修正するトレーニングを行うことによって気分の改善を図る治療。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。
ノンステップバス	誰でもバスの乗り降りがしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス。

【は行】

用語	解説
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害でその症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援地域協議会	発達障害者支援法第19条の2に基づき設置される、発達障害者とその家族や関係者が、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する会。
発達障害者支援センター	発達障害者支援法第14条に基づき設置される、発達障害に係る相談支援や福祉、保健、労働、教育などの支援者に対する助言などを行う機関。
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	発達障害の特性があつて就労に困難を抱えている方を対象に、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職後の職場定着支援までワンストップで支援する施設。
塙 保己一 (はなわ ほきいち)	江戸時代後期に活躍した現在の本庄市出身の学者。幼くして失明したにもかかわらず、文化史上未曾有の文献集「群書類従（ぐんしょるいじゅう）」を編集・出版した。
バリアフリー	障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。
ハローワーク	公共職業安定所。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。
ピア・カウンセリング	カウンセリング技術を身につけた障害者が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。
避難行動要支援者	障害者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。
避難行動要支援者名簿	災害時の避難行動要支援者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、予め平常時から避難行動要支援者の個人情報を把握した名簿。
ファックス110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファックスによって110番通報ができるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の住所、氏名、年齢、性別」を書き込む必要がある。
福祉タクシー	障害者の利便性や社会参加促進を図るために、各市町村が実施している事業。タクシーの初乗運賃相当額を割引できる利用券が障害者に交付される。利用券の交付枚数は市町村によって異なる。
福祉避難所	障害者や高齢者など、一般的の避難所では対応が難しい要配慮者のために、特別の配慮がなされている避難所。

福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者または当該非営利活動法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うため、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して運送を行うもの。
ペアレントトレーニング	保護者が環境調整やほめ方、指示など具体的な養育スキル等、子どもへの肯定的な働きかけを学ぶプログラム。保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としている。
ペアレントプログラム	ペアレントトレーニングの前段階の位置づけとして、「行動で見る／行動で考える」ことに特化し、保護者の認知的な枠組みを修正することを目指した簡易的プログラム。職種を問わず地域の支援者が実施可能な親支援プログラムであり、行動で考える、適応行動ができたことをほめて対応する、孤立している保護者が仲間を見つけることを目標としている。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院、児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために行われる専門的な支援。
放課後児童健全育成事業	昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を授業の終了後又は休日に通わせ、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流などの便宜を供与する。
包括的な支援体制	分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援として、個人や世帯の生活課題を把握し、解決していく体制のこと。令和2年の社会福祉法の一部改正により、市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、「重層的支援体制整備事業」が創設された。
防災カード（ヘルプカード）	災害時に避難行動要支援者へ効果的な救援・援護活動が行われるために、避難行動要支援者が予め必要としている援助の内容を記載して、日頃から携帯しておくことを目的としたカード。

【ま行】

用語	解説
マルチメディアディイジー	文字と音声と画像を同期して再生できる電子書籍。目次から文書内の好きなところへ飛べるナビゲーション機能や文字の大きさ、カラーコントラスト、スピード等の調整機能、読んでいる文字をハイライト表示する機能を持つ。発達障害を含む様々な障害者が利用できる。
民生委員	民生委員法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねることとなっている。

メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネット機能を利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。メールには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「被害状況や犯人の情報」、「通報者の氏名、年齢」などの項目がある。
盲ろう者	視覚障害と聴覚障害が重複している者。

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	埼玉県ケアラー支援条例第2条に規定する、ケアラーのうち、18歳未満の者。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていくとする考え方。
要約筆記	聴覚障害者のためのコミュニケーションの1つで、話し手の内容を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。一般的にはOHP（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をTP（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられている。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な専門性の高い知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。
要約筆記奉仕員	所定の講習を受けて要約筆記を行うために必要な知識と技術を習得し、聴覚に障害のある方とない方とのコミュニケーションを支援する者。

【ら行】

用語	解説
ランニング備蓄	災害時に必要な医薬品などを薬局などの在庫で貯い、期限切れやロスなどの軽減を図るシステム。
リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的プログラムにとどまらず、障害者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。障害者施策の重要な理念の一つ。また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。

療育手帳	知的障害児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障害のある者に対し申請に基づき障害程度を判定し、知的障害者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
療養介護	障害福祉サービスのひとつ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
レスパイトケア	在宅の障害児者を介助する家族の一時的な休息のための援助。

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3294

FAX 048-830-4789

電子メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>